

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります日程第1を上程いたします。

日程1 一般質問。

昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問についての発言時間は1人10分以内といたします。

質問通告に基づき順次発言を許します。

12番 つるみけんご議員

議長、12番 つるみけんご議員

おはようございます。

通告に基づき質問いたします。

初めに、物価高に係る区の対応について伺います。

今般の中東情勢が取材のエネルギー価格の今般の中東情勢に係る資材のエネルギー価格の高騰は、ここ数年の物価高とは性質的に異なります。

これまでの物価高が賃金や年金などの手取りが物価に追い付かない問題であったのに対し、今般の中東情勢による高騰は、資材不足や物流の停滞によるものです。

区は、これらの異なる影響に対して、区民事業者を守る、基礎的自治体として適切な対策を講じなければなりません。

現時点で区は、今般の中東情勢を踏まえた区民、事業者向けの対応として、総合支所を始めとする既存窓口を活用した相談体制の強化の方針を掲げています。

しかし、実際には困っている人ほど、相談窓口にとどり着けないこと、影響を受けていても声を上げにくい小規模事業者が少なくないことは想像に難くありません。

区は、区民事業者が相談にこられるのを待つのではなく、区自らが現場に出向き、区民、事業者の情報を積極的に収集していく姿勢が必要と考えます。

基線既存窓口での相談対応に加え、区民生活や区内事業者への影響を積極的に把握するため、今後どのような方法で情報収集を行い、必要な支援に繋げていくのか、区のお考えをお聞かせください。

次に物価高対策の観点から、区が発注する工事等における受注者への対応について伺います。

区が発注する工事等では、契約後に物価や賃金が大きく変動した場合、契約金額の変更を請求できる仕組みがあります。

スライド条項です。

物価高の影響を受注者だけに負担させないための重要な制度です。

ここ数年の物価高に加え、今般の不安定な中東情勢は、とりわけ経営体力のある大企業よりも、中小零細企業にとって大きな負担となり得ます。

5月25日の日本経済新聞ではナフサだか中小企業の半数が価格転嫁4割未満、国への相談、1万2000件という見出しで、中小企業ほど資材の調達難しいこと調達できても価格転

嫁が難航することが表示されています。

事業者には価格高騰に見合った適切な金額をお支払いすることは発注者としての責務であり、スライド条項が適切に運用されることは、区内事業者を支えることにも繋がります。

現在区が発注する工事等において、スライド条項はどの程度活用されているのでしょうか。過去数年間におけるスライド条項の対象となりうる案件数と実際に適用された件数をお聞かせください。

仮にスライド条項の対象となりうる案件でありながら、実際の申請に至らない場合、物価高騰の影響を受注者側が一方的に負担している可能性があります。

区としてこの点をどのように認識しているのか伺います。

合わせて申請に至らない要因について、区のお考えをお聞かせください。

また、スライド条項において適用される。

実勢価格は、基本的に市場価格を基に算出されるため、今般の中東情勢のように、資材価格が日に日に上昇したときには、実勢価格と実際の購入価格等に大きな差が出るのが想定されます。

一方でスライド条項には、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合には、事業者が、資材等を購入した実際の購入価格を適用できる仕組みもあります。

この仕組みが適切に運用されることが重要と考えますが、区は周知徹底も含め、発注者としてどのように対応していくのかお聞かせください。

次に、まちづくりセンターでのワンストップサービスとオンライン窓口の実現について伺います。

区長と私達区議会議員の任期も残すところ1年を切りました。

区政に必要なのは信頼と結果です。

区と区長が議会で表明された方針が区政として着実に実行されることこそ、区民からの信頼に繋がります。

令和3年の議会の招集挨拶で、区長は、DX改革が地域行政を大きく変える可能性がある」と表明されました。

これまで本庁や総合支所に行ってきたく、各種の手続き相談などがデジタル化によって、在宅や移動中にもできるようになり、さらに、まちづくりセンターでもこのような仕組みのもとに、ワンストップサービスを実現すると言われました。

まちづくりセンターの変革です。

翌年には区長が記者会見で、まちづくりセンターでの多様な相談や手続きに対応するオンライン窓口の実現を発表され、このことは、日本経済新聞にも取り上げていただきました。

翻って現在のまちづくりセンターはどうでしょうか。

オンライン相談の仕組みが整備されたものの、区民の側から見て、区長が表明されたワンストップサービスの実現やオンライン窓口の実現には、まだかなり距離があるように思います。

区長が表明してこられたまちづくりセンターでのワンストップサービスとオンライン窓口は、区長が描かれた将来像に対して、現在どの段階まで到達しているのでしょうか。

このご認識をお聞かせください。

さらに、今後相談対応にとどまらず、区民がまちづくりセンターを通じて必要な手続きや行政サービスに円滑に繋がる体制をどのように構築していくのか、その道筋と具体的なスケジュールをお聞かせください。

次に、高齢者の孤立を防ぐ居場所作りについて伺います。

高齢者政策は、まちの未来を守るための重要なテーマの一つです。

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられること今高齢期を加え迎えている方々に加えて、これから年を重ねていく全ての区民にとっての将来に向けた安心にも繋がります。

とりわけ高齢者の居場所作りは孤立を防ぎ、人と地域との繋がりを保つ上で欠かせない取り組みです。

区長は今定例会の招集挨拶。

高齢者政策について何ら言及されませんでした。

区の推計では、令和 25 年にはおよそ 4 人に 1 人が高齢者になると見込まれているのです。

区は、高齢者の居場所の地区展開を掲げ、保坂区長は高齢者が大切にされる場作りを進めると表明されています。

区長が言われる大切にされる場とはどのような場なのでしょうか。

現時点では、その具体的な姿が十分に見えているとは言えません。

これからの高齢者の居場所作りの本質は、区のこれまでの政策が十分に届いてこなかった方々や地域との繋がりが薄れている方々と区がどう接点を持つのかということです。

さらにそうした方が出かけて行きたい場所、地域社会の中にどう増やしていくのかということだと思います。

区はこれまでの政策で十分にアプローチできてこなかった、孤立孤独を抱える高齢者の実態やニーズをどのように把握しているのでしょうか。

これまでの実態把握の取り組みと、この孤立孤独を抱える高齢者への支援に関する区の基本的認識をお聞かせください。

さらに区長が表明した高齢者が大切にされる場を具体化するために地区にはどのような居場所が必要だと考えておられるのか、その具体像と、これからの道筋取り組みのスケジュールについてお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。

田中政策経営部長私からは、資源危機対策などへの対応についてご答弁いたします。

区では、5月1日に、対策準備会、5月28日には、資源危機対策本部を設置し、全庁を挙げて影響の把握と対応の検討を進めています。

全庁調査の結果今日は価格上昇物資調達など、区民生活の多方面に広がっていることを確認しました。

この間、区ホームページのトップページでのご案内や融資あっせん枠の件数増加に対応した補正予算の提案を行っています。

今後も、全庁で継続的に影響調査を実施するとともに、必要に応じて関係する方からのヒアリングなどを行い、状況を把握してまいります。

加えて、中東情勢を踏まえた。

相談窓口としてご案内している区民相談や総合経営相談において寄せられた区民や事業者の困りごとを着実に積み上げながら、資源危機対策本部で共有分析を行い、必要な支援策の検討に繋げてまいります。

私からは以上です。

田村財務部長私からはスライド条項について、3点のご質問にお答えします。

まず一つ目の区が発注する工事などにおいて、スライド条項はどの程度活用されているのか、実際に適用された件数とのご質問にお答えします。

区では令和4年4月、6月よりスライド条項の運用方法を整理し、これまでホームページへの掲載や入札公告の都度、事業者に対して案内するなど、積極的な周知を図ってまいりました。

また、契約後においても、監督員から適宜周知を行っているところです。

令和5年度から7年度までの3か年度において、スライド条項が実際に適用された件数は29件でいずれもインフレスライドによるものです。

またスライド条項の対象となり得るなりうる件数は契約期間をもとに抽出した場合で、全体スライド33件、インフレスライド66件となります。

なお、単品スライドにつきましては、制度上ほぼ全ての契約が対象となりますが、当該期間においては、実際に適用要件を満たす案件はなかったものと認識しております。

次に二つ目のスライド条項の対象でありながら実際の申請に至らない場合、物価高騰の影響を受注者側が負担している可能性がある区としてこの点をどのように認識しているのか、あわせて申請に至らない要因について、区の考えを伺うとのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のような物価高騰分を一方的に受注者が負担するようなことは適切、適切ではないと認識しております区では今般の中東情勢の影響を考慮し、改めてスライド条項の運用などについて受注者、工事所管部に周知を図っております。

なお、申請に至らない要因といたしましては、残工事量が少なく、増額分に対する費用対効果が低いと、受注者側が判断する場合や申請手続きにかかる負担感があることなどが考えられます。

引き続き、受注者が申請しやすい環境の整備に向け、制度の周知や、わかりやすい説明に努めるとともに、個々の契約内容や、受注者の事情などに応じて丁寧に協議を行いながら進めてまいります。

最後に三つ目のスライド条項が適切に運用されることが重要と考えるが、食う食わ周知徹底を含め発注者としてどのように対応していくかのご質問にお答えいたします。

スライド条項における材料単価等につきましては原則として区の積算単価をもとに算出する取り扱いとしておりますが、今般の中東情勢の影響などにより、資材価格が急激に上昇する局面においては、関さんへの反映に一定の時間を要することから、実勢の取引価格との間に乖離が生じ、生じ得る生じうるものと認識しております。

そのため、区では実際の購入価格が適当であると認められる場合には、当該購入価格も考慮しながら、個別の案件に応じて柔軟に対応しているところでございます。

今後は、スライド条項について、事業者への周知をより一層徹底し、受注者への負担軽減にも配慮しながら、制度の適用、適切な運用を図り、公共事業の円滑な執行の確保に努めてまいります。

私からは以上でございます。

有馬地域行政部長、はい、私から2点、初めにまち作りセンターでのワンストップサービスとオンライン窓口の現時点での到達状況についてでございます。

令和4年の地域行政推進条例の施行時、多様な相談や手続きに対応するオンライン窓口の実現を目指すこととしましたが、試行の結果、令和6年度の地域行政計画および新たな行政経営への移行実現プランにおいて、オンライン相談は、将来的には自宅から全長の相談先への相談を視野に入れながらも、まちづくりセンターにオンライン相談ができる環境を整備することとしました。

オンライン相談の上で手続きを取り扱うことにつきましては技術的安全性の面など運用上の課題から実施しないこととし、スマートフォンをお持ちでない方や操作に不慣れな方へのICT利用手続き等への支援に注力することとしました。

その後オンライン相談を5ヶ所から28ヶ所に拡大しましたが、相談の多くが電話で済むことが多く、利用は進んでいない状況でございます。

続きまして、必要な手続きや行政サービスに円滑に繋がる体制の構築についてでございます。必要な手続きや行政サービスは、まちづくりセンターを始めとした窓口に行くことなく、自宅等からスマートフォン等で完結することが区民にとって一番利便性が高いことから、全庁において手続き項目の拡大を目指してまいります。

一方、操作に不慣れな方などに対するICT利用手続き等の支援体制の構築が非常に重要であることから、まち作りセンターにおける支援の他、地区社会福祉協議会のスマホ教室を始め、安心健やかセンター、集会室でのYY口座、今年度総合支所で実施する東京アプリ等に関する捜査支援など、全庁における様々な取り組みを通じて支援を行ってまいります。

以上でございます。

中西生活文化政策部長私からは高齢者の孤立を防ぐ。

防ぐ居場所作りについて2点ご答弁申し上げます。

まず既存の高齢者施策で十分に届かなかった高齢者層の実態をどのように掴んでいるのか

またその対策についての基本的認識についてお答えいたします。

区では第10期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画の策定に向けまして、令和7年度に高齢者ニーズ調査、介護保険実態調査を実施いたしました。

調査結果では、近所づきあいがほとんどないと回答したことが約2割を占めており、また介護サービスを利用していない層にも一定の割合の孤立傾向にある高齢者が存在していることがわかります。

その理由として付き合う機会がないが45%、知り合うきっかけがないが35%と、機械やきっかけの不足を挙げています。

このような高齢者にもさらに外出や交流の傾向には幅がありまして、それぞれの意向を尊重した働きかけが必要だと考えています。

一定の外出意向がある高齢者には、特定の目的がなくても出かけられる場や機会を通した孤立解消の施策が有効であると考えておりまして居場所作り事業をモデル実施しているところですが、外出や交流の意向が低い高齢者へのアプローチが更なる課題であると認識しております。

2点目に地区にはどのような居場所が必要か、またその実現の道筋今後のスケジュール等々についてお答えいたします。

高齢者の居場所は高齢者が1人の人間としてただその場にいることが尊重され、本人の自由意志のもとた者と会話をしたり、ともに活動したり、あるいは他社から話しかけられたりといった、心安らげる自由な場であることが重要だと考えております。

区ではそのような場のモデルをこれまで4地域で展開し、今年度中に玉川地域にも設置予定です。

今後はこのモデルノウハウを活かしましてこのようなただいることが尊重される居場所を作り、運営する関係機関や地域活動団体を支援することにより面的な展開を進めていきます。

その上で先ほど申し上げた課題認識外出以降の低い孤立傾向にある高齢者に対しては、この居場所を初め社会に繋がる場合の動線をつくるのが重要ですが有効なアプローチは現在模索中であり一つではないと考えております。

対象への働きかけの手法は福祉所管等と居場所作りにつきましては先に述べたモデルにのみならず図書館、飲食の場、遊興の場学習の場、就労就業医療健康など様々な居場所市場を視野に広く関係所管や期間、地域団体と連携して検討を進めてまいります。

以上でございます。

つるみけんご議員はい高齢者の居場所を施策につきましては、既対しておられる区民の方も大勢おられます。

特に区長が表明されたことも踏まえて大変多くの区民の方が期待されているものと思います。

ぜひとも区民の皆様に見える形で孤立孤独を抱える高齢者の方への政策を進めてい

ただきたいと改めて要望いたします。

またまちづくりセンター、地域行政についてですが、私がお聞きしたかったのは、これまで区が表明されてきたまち作りセンターでのワンストップサービスオンライン窓口、これらが将来像に対して、現時点でどの程度進んでいるのかということでしたが、残念ながら、的確な答弁はありませんでした。

ワンストップサービスについては何ら答弁がありませんでした。

今のご答弁では、区長がこれまで表明してこられたことがどうなったのかということが、ますますわからなくなるばかりです。

仮に、区民議会への説明もなく、まち作りセンターでの手続きは実施しないと、今ご答弁にあったような方針が決められたのであれば、これは区民に対する重大な約束違反とも言えるのではないかと思います。

この間、委員会への報告も地域行政についてはほとんどないまま、まちづくりセンターでのワンストップサービスを始め、これまで区長と区が示してこられた方針が変質していくのだとすれば、これは看過できない問題です。

大切なことが、区民も議会も抜きで決められているというのはあってはならないことだと思います。

改めて検討し直していただくことを強く求めます。

以上で終わります。

以上でつるみけんご議員の質問は終わりました。

次に、3番神尾理沙議員3番3神尾りさ議員初めに、外国人政策についてです。

遠くの総人口は93万人を超え、そのうち外国人は3万人強となりました。

こちらの世田谷区住民基本台帳に基づく比較をあらわした図では、外国人の年齢構成は、生産年齢人口が約9割であり、少子高齢化を迎えた日本人の構成と異なることがわかります。

外国人住民は、区の将来的な持続性を支えていく存在であるとも言えます。

トークでは、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例に基づき、多文化共生プランを策定し、第二次プランの終了年度は、令和9年度です。

次期改定を機に、外国人を支援の対象からともに街を作り、ともに生きていくパートナーであることに重点を置いた政策へと転換すべきと考えます。

23区中10区では、条例に基づく審議会が設置されておりますが、男女共同参画と多文化共生の議論を、同じ会議体で行う自治体は3区のみで、他の7区は、多文化共生の推進を独自の体制で行っています。

遠くの場合は前者で、二つのテーマを同じ会議体で議論しておりますが、外国人住民が労働力、地域活動、子育て納税など、区の持続性を支えるそうであることを踏まえ、外国人に対する政策をより専門的かつ機動的に推進できるよう、独立した体制で議論すべきと考えます。

区の見解を伺います。

また区では、今年度から自治体の国際的な戦略事業運営を支援する一般財団法人自治体国際化協会、通称クレアに職員を派遣しており、視野が広く、実用性のある多文化政策に寄与するものと期待しています。

CREA では、外国指導等を行う外国青年招致事業である。

JET プログラムを通して、海外の青年を招聘しており、外国語指導助手である ALT は、小中学校などで語学指導を行っています。

今後は、より高度な日本語能力を持つ青年を国際交流員 CIR として自治体に派遣する仕組みも活用し、翻訳や通訳、国際交流イベント等の企画実施を担当してもらうなど、区の国際事業をより一層推進すべきと考えますが、見解を伺います。

また、外国人の約 9 割が生産年齢人口であることを踏まえ、区の経済を支えるそうとして、外国人の就労キャリア支援にも力を入れるべきです。

区の基礎調査によると、人手不足により、外国人の雇用を積極的に行う企業が増えており、回答した約 260 社のうち 27%が外国人の採用活動を行っているとのこと。

今後は、企業に対する就労の手順や注意点などの情報提供外国人が就労を希望する職種の分析や外国人への各種サポートなど、更なる取り組みの強化が求められます。

せたがや国際交流センターCROSSING せたがやの太子堂複合施設への移転も踏まえ、改めて連携体制を見直し、外国人の就労促進に繋がる施策をより一層推進すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、会計年度任用職員の採用についてです。

区の職員は主に常勤職員と会計年度任用職員によって構成されており、行政運営を支える重要な担い手です。

区では令和 6 年度、新たな定義に基づき、職員定数条例を改正し、会計年度任用職員については、職員の総人数に占める割合を勘案しながら削減されることとなっています。

会計年度任用職員は、子育て、介護、複業と両立をしたい方など、ライフスタイルに合わせた柔軟な働き方ができることや地域での経験を生かせること。

民間企業とは異なる安定感など常勤とは別の魅力があります。

職住近接で地域に根ざし、区への愛着を持って働き続ける方を増やしていくことが行政サービスの質の向上にも繋がると考えますが、会計年度任用職員の人数や職種の数区内在住職員の割合そして世田谷への愛着をより一層深めていただくための具体策について伺います。

一方、会計年度任用職員として働かれる方の中には、ライフスタイルの変化や経験値などに応じて将来的に常勤職員としての採用を希望する方もいらっしゃいます。

区では令和 6 年度に、経験者採用の応募を見直して、条件を緩和し、数名の方が常勤職員として採用された事例もあると伺っています。

久野常勤職員として働くことへの希望を持っていただけるよう、更なる工夫が求められますが、どう取り組むのか伺います。

最後は、お出かけひろばの充実についてです。

今年度の保育待機児童数は 166 人となり、特に 0 歳児 1 歳児の入園申込者数が増加しました。

昨今、子供を産んですぐに保育園に預けることを希望する家庭が増えており、減少傾向にある。

親子の時間を担保するためにも、子育て中のストレスや不安を軽減し、親子の交流を促すためにも、子供を地域で育てるフードを守っていくことがますます重要になっていくと考えます。

中でも現在、区内 78 ヶ所で開設されている親子の集いの場、お出かけひろばは、親子でゆっくり過ごすのみならず、情報交換をしたり経験があるスタッフから子育てを学んだりすることができる居場所にもなっており、特に第一子が生まれたばかりの子育て経験が少ない保護者にとっては子供との関わり方を学べる場にもなります。

日々多くの情報が飛び交う中、身近な地域で子育て仲間や理解者、居心地の良い場所に出会えるかどうかは、長きにわたる子育てにおいて大切な要素であると考えます。

お出かけひろばは補助事業であり、ここの広場運営者の希望や実情を反映しやすい仕組みとなっている一方、開設時間や予約方法の利便性などに差異が見られます。

今後も保育園ニーズの上昇が見込まれる中、保育園がお休みの週末に親子で広場を訪れたいという家庭への対応や、オンラインで予約可能な施設を拡充するなど、より質が高く、訪れやすい広場運営を目指した改善が求められます。

が、見解を伺います。

また区のホームページには、お出かけひろばの所在地等が掲載されておりますが、自宅や出先の近くのお出かけひろばがひと目で見つけられるよう、オンライン上に位置を示すマップを掲載するなど、工夫ができないでしょうか、伺います。

一方、子供若者総合計画第 3 期では、現在 78 ヶ所のお出かけひろばを令和 11 年度までに 83 ヶ所確保することが示されています。

区内全域で自宅からベビーカーや子供と歩いていける距離 15 分以内にお出かけひろばが設置されるよう整備を進めてきましたが、こちらの図を見ると、83 ヶ所が確保されても、実質 15 分の範囲に広場が存在しないエリアが残ることは明確です。

また、来年度以降に開設予定の 3 ヶ所は、児童館や青少年交流センターへの設置となっており、運営者が望む地域での開設ができなくなります。

子育て経験者のロールモデルともなり得る運営主体者が地域の子育て当事者を支える好循環を作り出す広場の意義や保育ニーズの変化を的確にとらえ、自宅から徒歩 15 分以内にお出かけひろばが設置されるという目標達成に向けた機動的な対応が求められますが、どう取り組むのか伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

中西生活文化政策部長私からは外国人政策について 2 点ご答弁申し上げます。

まず多文化共生の議論を独立した体制で行うべきというご質問に対してお答えいたします。区は、令和 6 年度より世田谷区第二次多文化共生プランを策定し、多文化共生のまちの実現に向け取り組んでいるところです。

本プランは条例で設置された男女共同参画、人権尊重、多文化共生の専門家や区民で構成する世田谷区男女共同参画多文化共生推進地域会議で進捗を管理しておりまして、多文化共生の専門的視点での議論が必要な場合は、関連する学識経験者等組合員からなる多文化共生推進部会で集中的機動的に議論を行っています。

部会での議論は審議会において人権や男女共同参画の観点からもさらに幅広く議論し、より多角的な視点から施策を推進しています。

男女共同参画人権多文化共生を同じ審議会でも扱うことは他区と比べ珍しい形態ではありませんが次期プラン策定におきましてはこれまでの経緯も踏まえ、引き続き審議会でも検討いただくとともに、多文化共生の観点では部会に加えまして、外国人住民や関係団体等の意見も適宜把握し、より実態に即した施策の実現に取り組んでまいります。

次に、自治体国際化協会と連携し、国際交流員を活用して国際事業をより一層加速するべきではないかというご質問にお答えします。

区では国際交流や多文化共生に関する知見の習得や人的ネットワークの構築を進めることを目的に今年度から一般財団法人自治体国際化協会への職員 1 名派遣を実施しています。

国際交流員は自治体国際化協会が窓口となり、国が実施する語学指導が区個人派遣事業で、地方自治体で翻訳通訳や国際交流事業の企画運営などに従事する事例がございます。

本区では、翻訳や通訳、事業の企画運営は所管課で実施できる状況ですが、こうした事例を参考としつつ審議会の多文化共生推進部会において、区職員全体の国際化意識向上に必要な効果的手法や区職員の人材育成の方向性をご議論いただきながら、国際事業の一層の充実を図ってまいります。

以上でございます。

五十嵐経済産業部長私からは外国人の就労支援についてご答弁いたします。

区の将来人口推計では、生産年齢人口の減少が見込まれており事業者の人材確保に向け外国人材の重要性は増していくと認識しております。

区では、厚生労働省と連携し外国人雇用に際しての法的留意点等に関する事業者向けのセミナーを実施しておりその中で CROSSING せたがやによるやさしい日本語講座も行ってありますまた、外国人対象の支援としましては、仕事のための日本語講座や就労の基礎知識セミナー多言語対応の相談会なども厚生労働省と連携して行っており外国人も参加する人材マッチング事業とあわせ事業者と外国人双方へのサポートに努めております。

今後も事業者の外国人材の雇用意向に関する調査データなどを踏まえ事業者側における外国人就業に当たって必要な意識の向上や在住外国人の就労促進に資する情報をわかりやすく取りまとめ CROSSING せたがやと連携して発信するなど様々な機会を捉えた周知啓発に努め、地域経済の活性化を図ってまいります。

以上です。

須藤総務部長私からは会計年度任用職員の採用について2点ご答弁申し上げます。

まず世田谷区系の愛着を深めてもらうための方策についてです。

令和8年4月現在区で人擁している会計年度任用職員は約5000人400職種を数えまして、会計年度任用職員に占める区内在住の割合としては約7割となっております。

全曲全国的に人材獲得競争が激しさを増すなかでは、人材確保に加え、働き続けていただくための定着に向けた取り組みも重要であり、働く地域への愛着はエンゲージメントの向上にも資するものと考えてございます。

区では、令和5年度から浣腸特化型の採用プラットフォームパブリックコネクトを活用し、募集の効率化だけではなく、区の職員の公務や職場の魅力発信をしたことにも取り組んでおります。

今後は、職員の少人数に占める会計年度任用職員の割合に留意しつつ、業務内容と併せて、区民生活を支える地域貢献の意義をよりわかりやすく発信し、世田谷区員愛着を持って働いていただける方を増やしてまいります。

2点目は常勤職員への転身の促進についてでございます。会計年度任用職員として勤務されている方が、その経験を生かして経験者採用により、世田谷区の常勤職員として採用されることは、区にとっても貴重な人材確保に繋がるものと認識をしております。

区では現在、経験者採用の情報を募集開始時に、庁内周知を行うとともに、常勤職員として活躍が期待できる方には、所属長から直接案内するなどの働きかけを行っているところですが、経験者採用の条件が緩和されたことなどを知らない方もまだ多く、一層庁内での周知に力を入れる必要があると考えております。

今後は、令和6年度から条件が緩和されたことをより丁寧に周知するとともに、人材育成方針に基づく取り組みの一環として公開をしております。

キャリアデザインコンテンツのお仕事ライブラリーで会計年度から常勤に転身した方をロールモデルとしてお示しするなど、区の常勤職員として働くことへの希望を持っていただけるような周知工夫をしてまいります。

私からは以上です。

松本子供若者部長私からは鍵広場に関し2点ご答弁いたします。初めにニーズの変化に合わせたお出かけひろばの充実についてです。

お出かけひろばは、子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流や相談ができる場として、孤立しがちな子育て家庭を支える重要な地域資源であると認識しております。

お出かけひろばの運営は、補助事業として各団体が限られたスペースや人員体制の中で創意工夫により実施されていることから、区として一律に実施を求めることは難しい面もございます。

一方で土日開所や時間枠の拡充、ほっとステイの予約方法の改善等利用のしやすさに関わる様々な工夫が考えられることから地域ごとの運営団体との懇談会や意見交換の場な場な

どを通じて、利用者ニーズの共有や運営上の工夫事例の横展開を図ることで、それぞれの地域特性に応じた取り組みが進むよう支援してまいります。

またホームページ上での地図上表示につきましては現在も施設一覧等の情報提供。提供は行っておりますが議員ご指摘のように住まいを中心に、よりスムーズに探せるよう。現在区で運用しております。

IMAP を活用し、お出かけひろばの位置が一目でわかる地図機能の充実につを進めてまいります。

次に目標達成に向けた対応についてです。

子供若者総合計画第 3 期におけるお出かけ広場の整備につきましては、令和 9 年度までに計画に定めた箇所数を達成できる見込みとなっております。

この間、空白地域を中心に整備誘導を進めてきておりますが一部の地域ではいまだベビーカーや子供が歩いて行ける距離がである当方 15 分以内にお出かけひろばがない場所もあり今後の検討課題であると認識しております。

また、令和 8 年 1 月の実績では 0 歳から 3 歳人口の約 58%の乳幼児がお出かけひろばを利用しており、根尾村による 223P との関わりの中で親子で気軽に立ち寄れる場としてご案内し、地域に根ざした運営の結果と受け止めております。

今後も利用ニーズが継続するものと見込んでおります。

区といたしましては子供子育て支援事業計画の中間見直しの機会を捉え現在、お出かけひろばの利用時、実績や配置状況、地域ごとの特性などについての分析を行い、利用者の家運営団体また、子供若者子育て会議でのご意見も伺いながら今後のお出かけひろばのあり方について検討してまいります。

以上です。

神尾りさ議員外国人政策につきまして専門的な議論が行えるよう独立した体制を整えておくということは遠くの国際的政策を発展させていく上での最低ラインであると考えますのでしっかりと検討していただき、取り組んでいただくよう改めて要望いたします。

以上で終わります。

以上で神尾理沙議員の質問は終わりました。

次に、6 番そのべせいや議員議長 6 番そのべせいや議員先日 2025 年の国勢調査の速報が出ました。

東京都を除く東京都東京と沖縄を除く 45 道府県が人口減少となり有識者都市部についても終わりの始まりが見えたと言言をしています。

東京都特別区は今後外国人の流入によって微増停滞が続くことが予想されますが、社会全体のゆとりはなくなりさらに行政運営の効率化と集約が求められます。

2024 年度に世田谷区が策定をした新たな行政経営への移行実現プランにも区内大学等や他自治体民間事業者など多様な事業主体との連携を推進とありますが、他自治体を参考にしたり協働するだけでは不十分です。

100万人近い人口を擁する世田谷区ですが、一步踏み込んで人事清掃競馬委員会西條以外にも改めて23年事業集約を求めます。

福祉やまち作りといった他三つの自治体で運営する事情がや制約が大きい事業を除き、23区での一体化に加え品川目黒区大田世田谷世田谷渋谷で構成される第3ブロック、また近隣数といった複数の選択肢で集約効率化を目指すべきです。

世田谷区から事業の集約統合に向けた議論をすすめられないでしょうかまた人口減少の影響を先に受けるのは地方ですとくに東京に吸い寄せられる北関東3県は5年でマイナス3%前後を東北6県は宮城県-3%以外はマイナス6から8%と毎年1.5万人以上のペースで確変減少しています。

これまでも世田谷区は自治体間連携フォーラム意見交換の場を設けてきましたが今後は危機感を何段階か挙げて各自治体のダウンサイジングに対してプラットフォームの共同化や青の変化等で世田谷区が肩代わりできないことがないか探るべきです国や県等となり基礎自治体という同じ立場だからこそできることがあれば1741自治体のスリム化事業継続に貢献できると考え、考えますが一步踏み出せないでしょうかそして統合を効率化が必要である事業の一つは美術館です戦後に普及した公立美術館ですが1979年の板橋区立美術館を皮切りに81年渋谷区立松濤美術館5年後の86年には世田谷美術館87年に目黒区88年には練馬区川崎市は私の生まれた89年には横浜市とを専攻する習慣を除き東京近郊の公立美術館の多くはバブル期頂点の時代の遺産です。

現在多くの自治体で対応に苦慮しているのが上げ現実で成長の果実が創出した事業を従来方式で維持する体力はもうありません。

また近年は維持管理費が3分の1である世田谷文学館の利用者数が美術館の利用者を毎年上回っており、企画展の来場者数でも2024年度は文学館の伊藤潤二展が美術館の企画展を上回っていることから、現代的なニーズに込えているのはコストの低い文学館です。

美術館は2027年4月から30年1月まで建物の改修で3年休止をしますがこの期間を経営の立て直しに使うべきです福祉や教育負担軽減に使える多額の税金で維持する運営からうん表示まで捻出できるよう近年好評だったピーターラビット展本作は和歌山県でまた伊藤潤二展のように大衆路線ポップカルチャー近年大金を生む推し活に乗る招いた零戦にいい風を切るべきです。

またコスト圧縮に向けて世田谷区単体の運営から美術館運営母体の統合、少なくとも事務部門の統合、統合や保管場所の共同管理と小さなことからでも運営の効率化を進めてください。

加えて美術品を管理する保管する船橋公文書館も見直すべきです。

現在公文書1フロア美術品に風呂合わせ有していますが狭くて高い23区に走行機能は非合理的です。

日常的に利用する行事用物品の総額内にあることは妥当ですが公文書子美術品は区外移転してその分を福祉できれば保育園学童保育といった別の用途に教室ができないでしょうか

今保育への転用に触れたように 2026 年 4 月の待機児童は 166 名その後ろには 4 月の保育利用を望む断念せざるを得なかった内服近くの家が存在をしています。

世田谷区を含む遠ざかりの自治体では軒並み待機児童が増加していることを鑑みると世帯東京都の無償化による需要喚起の面は否めず、台紙から無償化を進めたと知事を支える私にも一旦の責任はあるため改めて私からも区役所が取り組める対策について取り上げます先日の委員会では待機児童対策として来年 4 月の 1 歳児 100 名以上の新規施設整備等を来年度に向けた既存施設の 1 歳児と受け入れ準備支援をを実施する報告がありましたがまずは今年度中においてお願いしたいことについて毎年 2 次選考の非内定とともに定期利用保育の実施を案内していますが 1 次選考の状況を持って各園に定期利用保育枠の確保を依頼しているためご協力いただけるような短期間で体制が構築できる保育園に限られます。

一方 4 月開始で間に合わない場合でも退職のデッドラインは 2 歳になる年度途中であることを鑑みても、短期間での準備は困難でもスペース自体を捻出が可能で、年度途中からでも人材確保や体制を構築して定期利用保育を開始できる事業者があるのではないのでしょうか。採用が難しいことは承知をしておりますが年度途中からでも定期利用保育を開始できる事業者がいるか可能性を探っていただきたいです。

また、定員 19 名以下の小規模保育についても面積次第で定員を 120%までは何かが可能であり制度上の 19 名上限を超えることが可能です。

1 名 2 名と微々たる数であります但し来年 4 月について小規模保育事業者にも声をかける事前に制度を周知して影響力を求めていただけないでしょうかさらに幼稚園についてもできる限り活用を目指すべきです幼稚園の方へ併用が続きますが現在の東京の子育て世帯が幼稚園を得られないのは自分らしく働き続けた。

続けたいというキャリアや自己実現よりも東京で暮らし続けるには専業主婦主夫という選択肢は持てない。

アイロンでないと住宅が手に入らないという経済的な理由や物価高騰の影響が高まっていると考えると、仮に妊娠出産子育てに専念できる制度をさらに拡充しても今後ニーズが回復するとは考えられません。

単に変すれば子供たちのための空間は減少園庭のない保育施設がさらに増えることとなりますが、認定こども園への転嫁敷地の一部を保育施設に切り出すといった今後のトレンドに送付機能転換を支援できないのでしょうか。

加えて昨年 12 月に保育所等の御入園見通しに関する情報提供と実態把握のあり方に関する陳情は趣旨採択されたことを鑑みると新規整備の新規施設の整備や定期利用保育に限らず、翌年の保育需要の予測と情報提供も待機児童対策の一環ではないのでしょうか。

2024 年まで世田谷区が公表していた新子育て安心プラン実施計画を見ると翌年以降の待機児童予測はゼロでしたが昨年の保育提供体制の確保のための実施計画からは次年度以降の予測の記載が消えました。

無責任にゼロを目指すと言える状況ではなくなってきたと推察をしますが事前にエリアご

との供給だけでなく、需給予測があれば認可以外の選択肢の確保やより広い情報提供、情報収集職場との交渉場合によっては転居など自衛できる幅が広がります。

世田谷区の保育環境が原因で人生設計が立ち行かなくなる人が出なくなるよう、どうか様々な形の答えご対応をお願いいたします続いて昨年採算を取り上げた中学校の評定についてぜひご覧ください昨年12月の結果が今年も3月末に東京都から公表されたため今回はデータで表示をします。

見ての通り区内で1校のみ基準が5%分緩い千歳中学校は2025年12月の20休校中の区内いいに576戸で見ても11でした以前も申し上げた通りデータのある2022年度以降の順位はこちらにも記載をしている通りですが毎年上位です10月の答弁によると母集団が異なり指導者が異なる絶対評価である以上、最後は出るものであり不平等で不平等ではない。

ということでしたが母集団も指導者も毎年変わる公立中学校においてなぜ変わらずにこの学校は上位に位置をし続けるのか、評価基準の影響があるとは考えないのでしょうか。

不平等ではないという考え方は10月から変わらないのか改めて今答え合わせでデータをご覧になった上で教育長へ伺います。

また5%分緩い評価基準のカットポイントの見直しを求めてきましたがこの学校の独自基準は新年度2026年度で変更があったのかなかったのか確認します。

そして特に評価者の主観に左右されやすいと言われてきた主体的に学習に取り組む態度については文科省は次期学習指導要領の改訂に際して今後評価基準から除外する方針を示しました今年度中に正式に答申が出て改定されると全面実施は2031年となりますが27年度から30年度の移行措置期間において対応はどのようになるのでしょうか。

仮に一部の学校は再度評価を先行して外す一方一部の学校は態度評価が残るということであればまた不公平の種が増えますが、あくまでも評価基準は学校長に決定権限があるため、教育委員会としての御見解を示すことは難しいのかこの場で確認をします最後に10年ですが今は今やスマートフォンは社会インフラです電話やメッセージカメラインターネットに加え財布交通手段の利用鍵保険証等の本人認証飲食店の注文と様々な機能に使われ充電が切れればいいし交通IC以外の機能はストップします。

現時点で公共施設で電源が切れても困るのはスマホ決済ができなくなる等の限定的な場面に限りませんが今後更に来庁申請についても、オンラインでの事前作成や日常薬が普及していくことを聞くことを鑑みると充電切れは手続きの簡略化に支障をきたします世田谷区の2023年から24年にかけて下北沢の北沢タウンホールと千歳烏山駅前区民センターで小型のモバイル充電サービスの実証実験を行いました実証の結果費用対効果が見込めず終了となりました広告モデルには課題がありました今後もボールペンやノリの貸し出しのように役所の窓口でも最低限充電が確保できる環境が必要ですType-Cポート設置チャージスポット10連投のバッテリーシェアは色褪せワイヤレス給電ベンチと新たな取り組みが実施できないでしょうかまた図書館は利用カードオンライン化していますが、既に桜岡を除く閲覧席に電源を設けていただいております充電切れによる不具合も解消に向かっていきます。

一方近年は動画で講義を受けたり I2 を活用しながら勉強することも当たり前になってきましたが電源やパソコン利用可能席に限られる図書館も存在します。

強いタイピング音や音漏れに注意しながら周囲と共存するパソコン利用環境電源利用をさらに広げられないでしょうか同様に区民センター地区会館等で開放している自習室も電源コンセント Wi-Fi はありませんという案内ですが、児童館や青少年センターで若い方をしています。

設備上、Wi-Fi 利用できないとしてもコンセントが目の前にある状況でスマホの充電が切れたら中断と中断となる運用は区民センター等でも見直せないでしょうか。

以上で壇上から覚えます。

知久教育長私からは、評価基準の差異が評定に影響しているのではないかについてお答えいたします。

学習評価の本来の目的は、教員が生徒の授業での姿をみとりながら総合的に評価し、1人1人に寄り添った指導改善を行うとともに、生徒自身が学習状況を理解し、学習方法を調整するなど、主体的な学びを促進することです。

教育委員会としては、評価基準は、各校で設定することが前提であり、評定の境目であるカテゴリーポイントも含め制度上は学校ごとに異なり得るものであると認識しております。また、評定の平均は必ずしも学校間で一致するものではございません。

その背景は、母集団が異なる中での絶対評価であることに加え、生徒の学習状況や指導方法の工夫など様々な要素が反映されているためです。

ためであり、特定の要因に帰することは難しいと認識してございます。

私からは以上です。

中に生活文化政策部長私から美術館について二つお答えいたします。

まず休館を大衆路線でマネタイズ収益を稼ぐ運営に切り替えるべきではないかという点についてお答えいたします。

世田谷美術館は世田谷ゆかりの作家の作品を蒐集収蔵し、その学術的研究や区民への普及啓発を基本的な使命とし、学校への教育普及活動や大人も含めた学習機会の提供、また暮らしと美術に着目した展覧会を展開しています。

ただ企画展に関しましては昨年度美術館においても近年注目のいくブランドミナペルホネン店で A を実施いたしまして、来場者数も多く好評であり、ミュージアムショップでの物販により事業費に相当する収入を確保できています。

今後美術館の中長期改修工事後も美術館の基本的使命を果たしながら、魅力ある展覧会の実施も含め再三バランスを意識した運営に努めてまいります。

2 点目運営の統合近隣自治体との経営統合事務の統合効率化ができないかというご質問にお答えします。

世田谷美術館も含めまして自治体が運営する公立美術館とその運営を担う各種法人は、自治体独自の文化資源人材、地域特性も踏まえて運営されており、収蔵品や展示のコンセプト

を事業方針管理体制にも大きな違いがございます。

このような観点から公立美術館やその運営法人の経営統合には課題が多く現実的には困難であると考えております。

一方で限られた財源の効率的な運営は常に重要な課題であり今後例えば他の公立美術館との更なる連携によるノウハウの共有等を通じて美術館の利用者増やコスト削減に繋げられるよう努めてまいります。

以上でございます。

指導総務部長私からは公文書美術品屋外に移転し保育等での活用ができないかということについてでございます。

区内の船橋孝文書庫には主に公文書や美術品等を保管しております。

文章は、全体の保険料を踏まえながら、既に区外の民間英文書を活用しており、区内には閲覧頻度が高い文書等を中心に保管している状況でございます。

美術品は日常的に搬出 New をしており同時に損傷リスクがあるため、専門事業者が特殊な梱包した状態で運搬をしております。

美術品の遠隔地での保管は保管料を含め運搬コストの増加に繋がるため、区内への補完としておるところでございます。

今後、状況等の変化に応じ、保管スペースの活用方法等について、関係部署間で情報共有してまいります。

以上です。

田中政策経営部長私からは自治体事務の効率化についてご答弁いたします。

23 区では、一部事務組合を設立して、共同処理に取り組んでおり、今後も特別区長会等を通じて、法改正や時代の要請に応じ、共通での取り組みが必要な事務について俎上に載せたくともに対応を検討してまいります。

一方、地方の各自治体を取り巻く状況は、産業構造コミュニティ等様々だと認識しておりますが、事務の一部をトークが担い貢献することについては平成 30 年北海道胆振東部地震発生時に交流ある被災自治体への支援として、ふるさと納税の代理受け付けを行った事例のように災害時など緊急かつ、相手方自治体のニーズが高い場合を中心に、引き続き検討してまいります。

以上です。

松本子供若者部長私からは保育に関し 5 点ご答弁いたします。

初めに、今年度途中からの定期利用保育の実施についておよび来年度の小規模保育事業での定期利用保育の実施について併せてご答弁いたします。

議員ご提案の年度途中からの定期利用保育の実施や小規模保育事業所での定期利用保育の実施につきましては、いずれも制度上可能ですが敷地内の余剰面積に加え人員の確保や国と補助金の申請タイミングなど様々な課題がございます。

一方で定期利用保育は、待機児童となった方の貴重な受け入れ先となっていることから今

後運営事業者への意向の確認や課題の整理を進めるなど、実施の可能性を調べてまいります。

次に私立幼稚園の認定こども園への転換についておよび敷地内の一部を保育の保育機能の転換について併せてご答弁いたします。

区内の私立幼稚園は3歳児以上を主な対象としているし、施設設備や人員体制等の状況を踏まえますと、仮に認定こども園に移行する場合3から5歳児を対象とした、幼稚園型認定こども園が考えられますが、区全体では3から5歳児の定員は充足していることから現時点で、私立幼稚園の認定こども園化は検討しておりません。

また、私立幼稚園の敷地の一部を活用し、一、二歳の保育機能へ転換することは制度上可能ですが、幼稚園の園地の一部を減少させることから運営や園児の活動制限することにならないかなど慎重な検討が必要と考えております。

区としましては、待機児童の解消に向け、まずは新規保育施設整備に着実に施設整備を進めるとともに、今後、世田谷区私立幼稚園協会とも意見交換し、あらゆる方法により、一、二歳児の定員確保に取り組んでまいります。

次に、保育需要の予測等の区民への情報提供についてです。

お話の需要見込みや確保量の推計推計数値等につきましては昨年の区議会での陳情のご判断も踏まえ、現在周知方法等を検討しているところです。

この間の保育待機児童が生じた背景には、共働き世帯の増加や保育料第一種無償化など様々な要因が複雑に影響しており、変動要素が多いことから、適宜推計を行って対応に取り組む必要があります。

区といたしましては、引き続き保育需要に影響する各数値と把握に努め今後の影響を見定めるとともに新規保育施設の整備や既存保育施設への支援を通じて、可能な限りの定員の確保ができるよう全力で取り組んでまいります。

以上です。

山田学校教育部長、私からは内申点につきまして2点お答えいたします。

まず、2026年4月の千歳中学校の基準についてでございます。

学習し、学習評価の目的に照らして、各校においては、毎年評価基準や方法の見直しを行うとともに、授業改善に取り組んでおります。

議員ご指摘の学校におけるカッティングポイントにつきましては今年度も変更ございませんが、当該校に限らず、各学校において指導の改善を図っております。

引き続き、教育委員会といたしましては、各校が学習指導要領の目標に準拠した適切な学習評価を行うよう市で指導してまいります。

次に、学習指導要領改訂後の移行期間の対応と評価基準の決定権限についてです。

現在、国では、次期学習指導要領についての検討が進められており、学習評価のあり方として主体的に取り組む態度を総括的評価に加味することの適否も議論されているものと認識しております。

教育委員会としましても、今後の改定動向を注視し、移行期間の取り扱いについても、国や都の方針を踏まえ、学習評価の目的が教職員に適切に理解されるよう学校に指導してまいります。

議員ご指摘の通り、評価基準は、校長が定めることをございまして、教育委員会として一律の基準を示すことはありません。

以上でございます。

さっき生涯学習部長菅井教育政策生涯学習部長私からは、図書館における充電環境とパソコンの利用環境の拡充についてご答弁いたします。

図書館では、居場所や学びを支援する施策の一つとして、閲覧席の増設を図っており、それに合わせてパソコンの利用を可とする石やコンセント口の増設も進めてまいりました。

一方で、特に若い世代を中心に、電子機器類の利用に向けた更なる環境の充実を求める声が多いことから、引き続き、パソコン利用席等の増設を進めていくとともに他の席での利用につきましても、周囲への配慮を前提に、運用面での工夫を図ってまいります。

あわせて、すいません。

グループ学習のための空間作りやWi-Fi環境を生かした調べ学習といった図書館ならではの多様な学びを支援する環境の整備にも取り組んでまいります。

以上です。

議長玉川消防署長羽沢玉川総合支所長はい私からは、公共施設での充電について2点答弁を申し上げます1点目は、区民センター地区会館等の学習スペースでの充電でございます区民集会施設に開設している中高生の学習スペースについては、設備が整っている施設では一部の席でコンセントを開放しパソコン等を充電しながら学習できる環境を整えております今後も利用者の声を伺いつつ、施設の状況も踏まえて実施可能なところから拡張してまいります続きまして窓口でのスマートフォン充電機能の設置についての答弁でございます。

転入転出等の手続きを行う区民窓口においては現在区内転居は転出等、一部の手続きについてスマートフォンを使用して実施することが可能です議員ご提案につきましては、今後民間のシェアサービスを活用した取り組みなどを参考に事業効果や実施のコストを踏まえ様々な手法も含め検討してまいります。

以上でございます。

そのべせいや議員2点伺います。

先ほど評定について学校長に権限があるというような話でしたがまとめるとまとめると評価基準カッピングポイントが統一をされないのは教育委員会ではなくて、当該の学校は学校の運営者である学校長に権限責任があるということ間違いのないのか。

という点と評価の本来の目的は学習状況の把握指導の改善にあるということですが、であれば東京都教育委員会にこの基準を使わないよう要請しないのか伺います。

山田学校教育部長再々質問にお答えいたします。

まず 1 個だけ基準が異なるというところにつきましてはまず先ほどご答弁させていただきました通り、校長の権限でございますため公平性については前校長と指導主事参加する。成績表一覧表の委員会で妥当性は判断しているところでございますもう一点、もう一点のいわゆる東京都へのってあの基準を使わないのかどうかというところでございますがそこにつきましてはまずはそこはあくまで全部それを従わなきゃいけないっていうものではなく目安にしながら校長が適宜判断していくというものでございます以上でございます。

以上でそのべせいや議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

47 番桃野佳史議員議長 47 番浜野喜史議員質問通告に基づき質問します。

初めに、国民健康保険料の軽減についてです。

区民 A さんからご相談を受けました。

日く、3 月末で会社都合により退職。

現在は精神障害 2 級で就労不能を今後は障害基礎年金と申請中の疾病当て疾病手当金のみで生活していく。

国民健康保険、国保への切り替えと、その保険料軽減を区に相談したが、雇用保険受給資格者証がないと、保険料の軽減は一切受け付けない。

門前払いされたとのこと。

国保には倒産、解雇などにより離職した方に対する国保料の軽減制度があります。

質問に先立ち区に確認すると、解雇など会社都合による失業者が軽減を受けるには、求職活動を行うことで、ハローワークより交付される雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知が必要だということです。

しかし A さんは現在、就労不能で、ハローワークでは、雇用保険の受給延長手続きを行うこととなります。

A さんの養女ような状況では、生活維持と治療継続が困難でしょう。

障害のある方の自立した生活や社会参加を支援するはずの久我雇用保険受給資格者証がないと軽減制度は一切適用されないとするなら、それは制度の矛盾ではないのか見解を伺います。

世田谷区国民健康保険条例第 24 条は、保険料の減免を定めています。

同条例施行規則第 25 条には、条例 24 条に規定するその他特別の事情を示すものを挙げています。

また、同条例第 24 条の 3 は、保険料の減免の特例を定め、第 24 条に規定するものの他、区長は特に必要と認める者に対し、別に定めるところにより、保険料を減額することができるとしています。

これらに基づき 3 の国保料は軽減されないのか、もしされないというなら、条例、規則、要

綱の必要な部分を改正すべきではないのか、見解を伺います。

次に、宮坂区民センターの9球で江ノ電車両の維持活用について聞きます。

5月26日の区民生活委員会で、車両の保守再塗装工事に伴う寄附馬主。

開始の報告がありました。

平成29年11月30日の同委員会での報告依頼の案件ですが、9年前は、クラウドファンディングの活用による宮坂区民センター周辺の活性化の取り組みが案件名でした。

9年前から今に至る取り組みが十分かどうかはさておき、案件名から感じる久野医師は大きく異なります。

車両の再塗装は目的ではなく手段でしょう。

まず、手段のクラファンですが、寄付を呼びかけるメッセージが肝要です。

鉄道不安への呼びかけは、現存する最後の車両や、あの頃の車両を未来に残したいなど希少性への理解や重いへの共感を呼ぶような発信に努めるべきではないでしょうか。

また、以前からファンプラットフォームを運営する会社の方と意見交換をした際、クラファン好き、いわゆるクラファン支援のヘビーユーザーの存在について聞きました。

こうした方々は、返礼品ではなく、社会貢献度に強く惹かれるとのことですから、再塗装がどう社会貢献に繋がるのかをわかりやすく伝えなければなりません。

区はどのようにいくらファンを盛り上げ寄付を増やそうとしているのか伺います。

次に、再塗装を何に繋げていくかです。

車両周辺は豪徳寺がSNSを通じて世界に発信され、区内屈指の外国人観光スポットです。

そこで、世界中の皆さんにより世田谷を知っていただく工夫はできないでしょうか。

ローマ字で、世田谷に招き猫のデザインを織り込んだ文字モニュメントやアートを感じる。招き猫を置くなどすれば、観光客が世界中に写真で、世田谷を発信してくれるスポットになるのではないのでしょうか。

文字モニュメントの背景に、レトロな車両があり、タイミングが合えば、今の世田谷線が通過して映り込む。

そんな構図ができれば、日本で唯一無二の場所になるでしょう。

夜は、モニュメントの足元を控えめにライトアップするとなお良いように思います。

また、多言語対応の案内状を設置して、周辺に観光客を誘導したり、世田谷土産の販売や飲食イベントなどを通じた税外収入を車両の維持管理に活用したり、さらにこうしたイベントで東急とのタイアップも考えられるでしょう。

いかがでしょうか。

質問します。

私は9年前の塗装からこの間、劣化が進むばかりの車両を残念な思いで見っていました。

大規模な補修だけではなく、戦場防錆処理などを定期的に行ったり、車両の上部に良いかぶさっている金属に攻めてタープのような簡易な日よけをつけたりして、日頃から車両の劣化を防ぐことはできないでしょうか、見解を伺います。

これらアイデアは一例です。

5月26日の企画総務委員会で報告がありましたが、国は提案型プロジェクトチーム制度があります。

区職員の中にも、てっちゃん。

これは、副区長のことではなく、鉄道マニアのことですが、鉄道のことならいつまでも話をしている。

活用のアイデアがどんどん出てくるという方がいるのではないのでしょうか。

好きは夢中になって仕事ができるエネルギーの源です。

てっちゃん職員の力を結集しての施策はできないのでしょうか。

見解を伺います。

来年は、玉田開通120周年です。

東急との官民連携で沿線活性化のイベントを検討してはいかがでしょうか。

見解を伺います。

次に、区幹部の政治的行為についてです。

令和4年11月29日、我が会派の秀島議員が一般質問で、中村副区長が区長の名代として、都民ファーストの会の政治資金パーティーに出席し、登壇挨拶をしていた件を取り上げました。

本日も副長の政治的行為について質問します。

パネル1を御覧ください。

4月25日に区内で国民民主党の都議会議員によると生報告&意見交換会が開かれました。都議のSNSでは、世田谷区長、副区長、そして奥村参議院議員を初め、国民民主党の仲間も応援に駆けつけてくださり、非常に密度の濃い対話の場となりましたと発信されています。

普通に読めば、区長、副区長が、都議の応援に駆けつけたとなります。

パネル2を御覧ください。

また、当日出席されていた方によると、区長が聞かれてわからないことがあると、隣に座っている清水副区長に振っていたとのことで副区長がマイクを持って、区長に代わり説明する場面もあったようです。

記者会見で問われた際に区長が誰か答えられるかと空間部に話を振る場面はよく見ますが、あれは公務の一環でしょうから良いとして討議の集会で同様の出題で対応するのはいかがなものでしょうか。

副区長は事務方トップとして、行政の政治的中立性に疑義を持たれないような振る舞いが求められるでしょう。

参加者からの質問に、副長が答えるような形式での参加は、区役所が特定の政党議員、そしてその支持基盤と密接に結びついているという感じさせる振る舞いではないのでしょうか。

都議の橋野様に副区長はこの討議を応援しているのか、これまでそのような言動をしたの

か伺います。

保坂区長に国政政党と関係を深めたいという政治的意図や樋の集会に出れば、そこにいる人たちに応援してもらえるかもしれないと期待する気持ちは理解します。

しかし、そうした自身の利益のために、空間部を利用するのは不適切ではないか、区長の見解を伺います。

以上、壇上から質問をします。

保坂区長桃の大議員にお答えをいたします。

議会議員の欧州会出席についてでございます。

議員ご指摘の東京都議会議員の報告会に副区長が出席なさったのはご本人の判断であり当日私会場で会うまで出席されるということは聞いておりませんでしたし話題にすることもございませんでした。

政治家の主催する行事、あるいはと誓約性に関わる報告会またはいわゆるその政治集会等の馬の出席についてはそのテーマや時期、内容に照らして特別職各自で判断するものであり、もちろん私が指示するものではございません。

以上です。

清水副区長私からは、都議会議員の SNS での発信の件についてご答弁申し上げます。

桃野議員ご指摘のときの SNS の記述でございますが私が出席したのは、区民の声を聞く機会があり、またせいやと議会との円滑な関係作りの観点でも区政にも役立つとの考えから、私自身の判断で出席したものでございます。

また特定議員を特に応援するものではございません。

以上でございます。

大和保健福祉政策部長私からは国民保険料の軽減制度について順次ご答弁いたします。

最初に、雇用保険受給資格者証がないと軽減制度は一切適用されない。

とするなどに対する区の見解についてです。

倒産や解雇など、雇用者側の都合や病気やけがなどやむを得ない理由により離職した方を対象とする非自発的失業者に対する国民健康保険の保険料軽減においては、離職理由を確認することが前提となることからその客観的な確認書類として、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の提示を求めており、この運用は国からも通達されております。今回お話のような病気などの利用理由で離職後一定期間求職活動を行えない生き方への対応といたしましては、国からも延長期間解除後に雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知により、離職理由を確認の上、離職日に遡っての速やかな軽減対応を行うことが通達されており、区といたしましても、この運用に沿い、あわせてその間の納付の相談などを通じて、被保険者の個々の事情に寄り添った対応に努めているところです。

次に今回ご質問の対象者の方の国民保険料の軽減についてです。

区の国民健康保険条例第 24 条第 1 項第 1 号に規定するその他特別な事情の定義は、条例施行規則第 25 条に不遇年度において納付義務者またはその世帯に属する者が出品疾病にかか

り、その世帯の収入の減少が著しいときなどを規定しており、条例道場の生活が著しく困難になったものの定義は世田谷区国民健康保険料の徴収猶予および減免事務処理要綱の第3条に世帯の実収月額を、生活保護法に規定する基準額と比較することを規定しており、今回該当の方がこの基準に沿うのであれば減免の対象となります。

また条例第24条の3の保険料の減免の特例に規定する特に必要と認める者の定義は、国民健康保険法第59条および世田谷区国民健康保険料の減免の特例に関する事務処理要綱第2条により、少年や刑事施設等に収容拘禁されている方を規定しているため、今回の方は該当しないこととなります。

最後に、条例規則、要綱の必要な部分を改正することについてご答弁いたします。

病気などの理由で離職後一定期間求職活動を行えない方は先ほど申し上げた国からの運用方法の通達にもある通り、一定程度いらっしゃるものと認識しております。

条例規則、要綱の改正につきましては、近隣他自治体の制度や動向調査するとともに、昨今の社会情勢も踏まえ、その必要性を慎重に見に見極めてまいります私からは以上です。

三浦世田谷総合支所長私からは、宮坂区民センターの9球で江ノ電車両の維持活用について5点ご答弁いたします。

初めに、現在区はどのようにクラファンを盛り上げ、厩舎増やそうとしているのかについてです。

宮沢区民センターに展示している。

9球で江ノ電車両の保守再塗装工事につきましては寄附募集を行い、寄附を通じて、区民の方を始めとした多くの方々が愛着を持ち、文化的資産を次世代へ保存継承を図ることを目的としており、幅広い事業周知には重要であると認識しております。

寄付募集に向けては、現行のグリーンカラーと、玉出を走っていた時代のツートンカラーの2種類の再塗装色を候補案を示し、投票投票により、決定する仕組みを設けるなど、参加を促進する取り組みを行ってまいります。

なお、区のお知らせやホームページチラシ配布など様々な媒体により周知していきます。

また、議員ご指摘のいわゆる鉄道ファンからの寄付を促すための工夫といたしまして、車両価値の広報について鉄道博物館などの関連施設や鉄道情報サイトでの周知に良いについての交渉を進めるとともに、ふるさと交流ふるさと納税サイトでの広報の充実を図り、認知度の向上を図ってまいります。

区といたしましてはこうした取り組みを通じ、多くの方に関心を持っていただき、取り組みに対する理解と支援の輪が広がる広がるよう努めてまいります。

次に、観光客に対する世田谷の魅力発信についてです。

展示車両を含めた宮坂区民センターの施設全体の有効活用につきましては、地域資源の魅力向上や来訪者の増加を図る観点から重要であると認識しております。

宮之阪駅の周辺には、豪徳寺や世田谷八幡宮などの観光資源があり、多くの外国人を始めとした観光客が大勢訪れており、議員のご提案の目なんめ。

招き猫など、いわゆる。

写真 by するオブジェの設置などにつきましては地域の賑わいの創出に資する方策の一つであると考えます。

また、多言語対応の観光案内につきましては、東急瀬田川線三軒茶屋駅において、観光情報の発信に取り組んでいるところですが宮笠宮坂区民センターにおきましても、既存の観光施設を行っている産業政策部とも連携を図りながら、情報提供のあり方について研究してまいります。

今後計画的な補修を行うことを考えた場合、今回の車両捕手再塗装工事を契機に、税外収入の確保に努めていくことは必要であると考えております。

区といたしましては引き続き 9 弾で江ノ電の車両を活用した取り組みを目指し、来訪者に取り、魅力ある施設となるよう、賑わい創出と合わせて、税外収入の確保を図り、東急電鉄など関係機関とも連携を図りながら活用のあり方について検討してまいります。

次に劣化を防ぐことについてです。

当該車両は地域の歴史や文化を今に伝える貴重な資産として区民の方々に親しまれているものであり、その保存および維持管理上の工夫に家を図っていくことは大変重要であると認識しております。

これまで要綱な維持管理に向けた定期的な修繕が 1 個行き届かず経年劣化が進み、大規模な報酬、補修を要する状態となったことにつきましては課題があったものと受け止めております。

議員からご提案の建物に既存するパイプを利用したタイプの設置につきましては、車両の適切な保存状態を維持する観点から有効と思われませんが雨天時に、世田谷線のホームに雨が流れ込み乗客に迷惑をかけることや、強風時にタッパが外れて世田谷線の敷地内に飛んでいく可能性もあることから、現在の運用となっておりますが、改めて可能性について検討してまいります。

今後は定期的な点検や必要に応じた補修を計画的に実施するなど、日常的な維持管理の充実に努め、貴重な資産の適切な管理保存に取り組みます。

次に、職員の力を結集しての事業作りについてです。

ご提案いただきました提案型プロジェクトチーム制度の活用につきましては、プロジェクトチームが掲げる課題や目標の達成に向け、庁内横断的に取り組む柔軟な組織運営の構築を目的として実施するもので、区政課題に対して横断的に検討を行う仕組みとして運用している。

しているところでございます。

また、こうした地域資源を活用した事業展開に当たりましては区民の知識や関心、専門性を生かす視点も重要であると考えております。

特に鉄道に関心を持つ職員の知見や遊具を生かし、魅力的な事業の創出に繋がる可能性があるものと認識しており、一方で事業の実施に当たりましては、区としての公平性や行政運

営の観点など総合的に判断する必要もございます。

今後の活用のあり方につきまして関係所管において検討を進める中で、区としての優先課題や実現可能性などを勘案しながら、職員の自主的な企画力や関心を生かした取り組みの可能性も含め、例えば、庁内報での周知を行ってまいります。

最後に、玉田開通 120 周年記念のイベントについてです。

議員お話しの通り、来年、玉田開通 120 周年記念の節目を迎えることから地域の歴史や文化を改めて見直し、発信する好機であると認識しております。

これまで区では、東急電鉄を始めとする民間事業者や地域団体と連携し、世田谷線沿線の魅力向上や賑わい作りに取り組んできたところでございますが、こうした周年記念の取り組みにつきましても、官民連携の取り組みにより、歴史的価値の発信や地域活性化に繋がる方策の一つとして、関係団体と意見交換を行いながら、積極的に検討してまいります。

今後とも地域の特性や資源を生かした魅力あるまち作りに向け、様々な関係機関との連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

真野佳史議員はいま国保の件ですけども、自治体は、あの現場を持っているわけですから制度のはざままでこういう矛盾が出てくるということが一番よくわかる立場だと思うんです。

で合わせて条例規則要綱を変えて対応する権限も持ってるわけですが 4 年で国の通知がこうなっているから、僕ら仕方ないんだっていうのは、この思考停止でねこれやっぱりやってはいけないことだと思うんです。

で、まさにこういうあの制度のはざままで苦しんでいる人、こういう人を救う仕組みこそね。朴により先にやりましたでしょやっぱりそれはだからせめてまず国に対して、こういう事例があるから対応すべきだというふうにしつかりと意見を述べたらいかがかということをお願いします。

あともう一点、都議の会合の件ですけども区長の答弁聞いてますと互いの出席は当日まで知らなかったかのように聞こえる答弁でしたけれども副区長から区長に対しては、事前にこういう案内が届いたという旨は情報共有があったんじゃないですか区長に対して、それは事前に聞いてますよ。

ありましたよねっていうことと、その情報共有があったときに区長はどういう返答なり反応なりをしたのかということをお願いします。

保坂区長私は先ほど述べたように当日会場に行くまで清水副区長がそこに参加するということについての認識がございませんでした。

したがって事前にあの通知を受けて清水副区長きてるなという認識で参加していいということとはございません。

それは私の認識です。

大和保健福祉政策部長はい再質問にお答えいたします国の方にも問い合わせた結果このよ

うな通知が出たと聞いておりますが、まさに議員ご指摘の通り区の方で改正ができる内容も多々ございますので早急に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

浜野喜史議員区長あのとときの会合の件ですけど。

だから出席するかどうかは当日までわからなかったっていうのはわかりましたよそれはそうじゃなくて私が言ってんのは、案内があったということは、事前情報共有があったんでしようそれはもちろん区長と復調同じ認識なのか別にね、両方に答えていただきたいんですよ。

私は事前に案内があったっていうことは、区長に情報共有したというふうに聞いておりますそそれを2人に答えてください。

もしね、思い返してみればあったっていうんだったら区長はそのときにどういう反応されたのか教えてください保坂区長はいお答えします再々質問にその事前にですね出席をするということが私に伝わっていたと、そういう認識は、実は今現在ないんですねそれに従って議員言われるように何か。

いくつもの報告の中でそういう話があったのかもしれませんが。

でそのときに何か相談をするとか、こうしてほしいとか、そのことについて会話をするなんてことはもちろんございません。

したがってそういう提供があったというお話を聞いて今、即座に思い出すということとはございません。

私の認識としては、会場に行ったら、副長が参加していたという認識でございます。

清水副区長桃野議員の再再質問にご答弁いたします。

私は義ときからの案内を受領した後、区長には情報とその旨情報提供はいたしましたただ、区長からは特段のご指示はなく、また出席するようにと言われたこともございません。

私の判断で出席したものでございます。

以上でございます。

以上で、桃野芳文議員の質問は終わりました。

次に、11番若林理沙議員、11番若林理沙議員日本維新の会の若林理沙です。

以下通告に基づき質問いたします。

私自身現在妊娠8ヶ月にあり、出産前の最後の一般質問となります。

妊娠期を過ごす中で強く感じるのは、妊娠中の困り事は一つではなく、体調通院仕事との両立、情報収集、移動家族や地域との繋がりなど、様々な課題が同時に重なるということです。そこで今回は妊娠初期から出産前までの時間軸に沿ってくの妊娠期支援が本当に切れ目なく機能しているのか、当事者の視点から伺ってまいります。

まず、電子母子手帳の導入活用について伺います。

母子健康手帳は、現在上で交付されており、妊娠初期に区役所等まで受け取りに行く必要があります。

しかしつわりが重い時期に窓口まで足を運ぶのは大きな負担であり、私自身もなかなか受け取れず、苦勞いたしました。

妊娠期には妊婦健診ね洞面接各種アンケート、相談先の確認、産後ケア、乳幼児健診など、妊娠中から出産後にかけて、多くの手続きや支援が続きますが、妊婦本人がこれらを一元的に確認できる仕組みは十分とは言えません。

そこで、紙の手帳を補完するものとして、電子母子手帳を単なる記録アプリではなく、妊娠期から子育て期までの伴走支援の基盤と位置づけるべきと考えます。

特に妊娠週数に応じて必要な手続きや相談先を通知する機能を、検診や面接の記録を本人が確認できる機能。

天気は里帰り時にも情報が途切れにくい仕組みは有効です。

区として電子母子手帳に必要な機能や既存の母子保健事業、子育て支援サービスとの接続のあり方を整理し、導入活用に向けた検討を進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。次に妊娠期の情報発信について伺います。

妊娠期に必要な情報は多岐にわたりますが、現在は妊娠したらのページや、世田谷版ね洞のページなのでわかりわかれており、届け先や面接の案内を利用できる支援、相談先にたどり着くまでに複数のページを確認しなければなりません。

例えば、妊娠届け出をどこで提出するのか、受付窓口に関する必要なリンクが掲載されていなかったり、服の取り組みである。

産前産後のセルフケア講座やマタニティランチなどについて情報を知らなかったために参加できなかったという声も伺っています。

その他の関連情報についても十分に掲載されているとは言えず、改善すべき点があると考えます。

また、妊婦にとっては情報が存在しているかどうかだけでなく、必要な時期にわかりやすく届くことが重要です。

区は、妊娠期に必要な情報が妊婦本人に必要な時期に届いているかをどのように検証しているのか伺います。

その上で、妊娠初期、中期、後期、出産前といった時間軸に沿って必要な手続き、検診相談先利用できる支援緊急時の連絡先などを一覧できるように新規サポートタイムラインのような形で情報を整理すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に妊娠期、アンケート面談の活用について伺います。

区は国の伴走型相談支援に基づき、妊娠届け出市のね洞面接と妊娠 8 ヶ月アンケートと面談を実施しています。

妊娠届け出時の面接から出産までには数ヶ月の感覚があり、その間に体調や生活環境が大きく変化する妊婦も少なくありません。

とりわけ、妊娠後期は出産への不安や、産後の生活への準備が重なり、支援ニーズが高まる時期です。

だからこそ 8 ヶ月頃の面談、アンケートは、出産を間近に控えた段階での妊婦の状況を改めて把握できる切れ目のない支援の要となる接点です。

そこでまず、妊娠 8 ヶ月頃の面談について実績での実施率は何%か伺います。

あわせてアンケートの回答内容をどのように分析し、こういった形で継続支援に繋げているのか、区の見解を伺います。

次にせたかてせたがや子育てシティ OK の利用実態と分類の整理について伺います。

今申し上げたアンケートや面談が妊婦本人が言葉でした声を把握する手がかりであるとすればどのサービスが実際に使われているかという利用行動もまた家庭抱える困りごとを移し立つ貴重な手がかりです。

せたがや子育て利用券はネブラ面接を受けた方に交付され、地域の産前産後サービスに繋がるきっかけとなる制度であり、その利用実態にはニーズが現れていると考えます。

そこで区は、せたがや子育て利用券の利用実態を、妊婦や家庭の支援ニーズの把握にどのように活用しているのか伺います。

また現在のせたがや子育て利用券の利用案内ページでは、サービス分類が非常にわかりづらく、利用者やが必要な支援にたどり着きつきにくい点が課題です。

利用者にとってわかりやすく、私としてもニーズを把握分析しやすくするためには、サービスの分類や案内方法お困りごと別目的別など、利用者目線で見直すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に出産好きによる保育園入園機会の格差と妊娠期からの復活支援について伺います。

妊娠しても働き続けられる環境という観点からは、その先にある保育の確保も避けて通れません。

しかし 0 歳児クラスは園によって、生後何日から受け入れるかが異なるため、出生づけによって 4 月入園時に申し込める園の数が変わる場合があります。

保護者から見れば、子供の生まれ月によって、保活の選択肢や難易度が変わることで、不公平感に繋がりがねません。

そこでまずは出生好きや月齢によって、0 歳 4 月入園の選択肢に差が生じている実態をどのように把握しているのか伺います。

また出産後は育児に追われ、制度や申し込み時期を十分に調べる余裕がない家庭も少なくありません。

母子手帳交付時妊婦面接 8 ヶ月面談、さらには先に述べた電子母子手帳といった機会を活用し、妊娠期から出産予定好きに応じた入園の見通しを持てる情報提供を行うべきと考えますが、区の見解を伺います。

合わせて 0 歳 7 月入園が難しい家庭にとって、年度途中入園や 1 歳児入園への接続も含め、どのような支援が必要と考えているのか伺います。

続いて、動物施策について、ペットの就活を通じた飼い主不在時にペットが取り残される社会課題への備えという観点から伺います。

高齢化や単身世帯の増加に伴い、飼い主の急な入院、施設入所、あるいは死亡などによって、残されたペットが行き場を失うという課題があります。

引き取り先や飼育情報が整理されていなければ、親族や支援者、行政、動物愛護団体等に大きな負担が生じるだけでなく、ペットの命薬や暮らしにも深刻な影響を及ぼします。

区は飼い主にもしものことがあった際に残されたペットが行き場を失うという社会課題についてどのような認識をお持ちか伺います。

その上で、区はペット安心連絡メモを作成していますが大切なのは作って終わりにせず、必要とする方の手元に届き、実際の備えに繋がることです。

大東区では、ペット終活ノートを作成し、取り組みを進めており、千代田区も飼い主もしもの備えに関する啓発を行っています。

世田谷区においても、今年度開設される。

終活支援センターの取り組みの中で、ペットの名前、性格病歴、かかりつけの動物病院食事、預け先、緊急連絡先などを整理できる終活ノートや啓発資料をより広く区民に届く形で年整え、周知すべきと考えますが、区の見解を伺います。

なお終活支援センターの専門機関との連携に当たっては、動物病院動物愛護団体、ペットに関する NPO など動物関係の専門機関も必要に応じて連携先に含めていただきたいと要望いたします。

終活ノートは元気なうちに準備することが重要ですが、自分自身の就活にはいきなり踏み出しにくい面もあります。

その点ペットのための終活ノートは自分の死に備えるというよりも、大切なペットを守るために備えるという受け止めができ、比較的取り組みやすく、本人自身の終活意識にも繋がる可能性があります。

そこで伺います。

終活支援センターを初め、保健所動物関係部署、地域包括支援センター等が連携し、ペットと暮らす高齢者や単身世帯、または将来に備えたい区民に対して、ペットの終活に関する資料や啓発が確実に届く仕組みをつくるべきと考えますが、区の見解を伺いまして、壇上からの質問を終わります。

向山世田谷保健所長私からはまず妊娠期のを当事者視点を踏まえた支援体制についてのお尋ね7点につきまして順次お答え申し上げます。

寺院ご指摘の機能を備えた電子版の大星手帳の導入には区民医療機関、国自治体の情報連携の環境整備が不可欠です。

特に医療機関は個々の医療機関の環境整備が必要なことに加えて、個別検診の多くで、都内共通受診券を使用しているためは、区市町村の代表と意見交換を行うなどとしておりましてこうした動向も注視しながら、具体の検討に着手してまいりたいと考えてございます。

次に妊娠期の必要な情報を必要なときに届けるようにということの検証と時間軸に沿った情報の整理についてお答え申し上げます。

妊娠期に必要な情報は母と子の大店バッグを始め区ホームページ等で発信を行っています。特に LINE による通知は、妊娠週数に合わせて必要な情報送信し、区民がタイムリーに良い情報にアクセスできるよう努めています。

適切な時期に必要な情報が届いているかを正確に把握することは困難ですが、妊娠期面接や様々な媒体を通じた数値により、おおむね適切な時期に情報が届いているものと受け止めています。

区ホームページでは、妊娠期から出産まで、おおむねず系列で必要な情報を掲載していますが議員ご指摘の通り、リンクの挿入や関連情報の掲載漏れと改善すべき点もあるため今後、関係各課と調整をし当事者の視点を踏まえた情報発信を進めてまいります。

次に妊娠 8 ヶ月。

面接の実施率並びにアンケートの活用についてお答え申し上げます。

令和 7 年度の妊娠 8 ヶ月面談は、アンケート送付した方 6027 人のうち 97 人であり実施率は 1.6%でした。

NEC8 ヶ月面談は原則希望者に実施しており、産後に必要な手続きや利用できるサービス等を一緒に確認して妊婦に寄り添い、産後の見通しを立てています。

また、妊娠 8 ヶ月アンケートは、回答結果から必要な支援を分析して、地域のネブラチームに連携しています。

例えば、体調面や出産準備のサポートが必要な場合は健康作り課へ保育や地域情報の案内は子育て応援相談員地域子育て支援コーディネーターへ情報提供を行っています。

区はアンケートを活用することで、面談という手法に限らず、個々のニーズに即したフォローを実施しております。

次に子育て利用券の利用実態および良いサービス分類の改善についての御指摘にお答え申し上げます。

子育て利用券は、妊娠期から地域制限サービスを知り、地域における繋がりを創出して、地域の中で孤立することなく、安心して子育てができることを目的に実施しています。

利用実態については、サービス分類ごとに算出し、利用の多いサービスを把握しておりますが、必ずしもこれが妊産婦の専任図を示すとは考えておらず、困りごとや星人数については、面談等の機会を捉えて丁寧に聞き取り、必要な支援に繋げています。

議員ご指摘の通り、現在のサービス分類はサービスがイメージしにくいという課題があることから、今後、当事者の視点を踏まえて分類の見直しや検索サイトの改正を行うなど、改善に取り組んでまいります。

私からの最後でございりますがペットの終活とお終活支援センターの事業連携についてお答え申し上げます。

保健所では既にお話があったような、飼い主の不測の事態に備える。

ペット安心連絡メモをホームページに掲載し、保健所動物病院、安心健やかセンター等で配布しております。

今後、人の就活の側面からベットのことを考えていただけるよう、保健所と保健福祉政策部とか連携し、エンディングノートホームページで紹介する他、案内チラシを保健所で配布、掲示してより一層終生飼養緊急時の預け先の確保等について啓発を進めてまいります。私からは以上です。

松本子供若者部長私からは2点ご答弁いたします。

初めに、出生好きによる、0歳児4月保育園入園の選択肢についてです。

区では、0歳児の出生時期によって入園のしやすさに差が生じている状況を踏まえ、令和7年度から区立保育園のゼロ歳児クラスの受け入れ枠の一部を10月入園の受け入れ受け入れ枠に振り替える取り組みを行っているところです。

一方で、4月入園の受け入れ枠が減少することから区としましては、まずは新規保育施設の整備などにより、定員の総量確保を最優先に取り組んでまいります。

年度途中の受け入れ枠の更なる拡大につきましては、今後の0歳児クラスの入園の申し込み状況や定員の確保の状況を踏まえ、慎重に検討してまいります。

次に0314月入園が難しい家庭への支援についてです。

本年4月の保育所等への入園申込者数が急増したことに伴いまして年度途中の入園や1歳児クラスへの入園は一層厳しさが増しており、こうした状況は今後も続くものと見込んでおります。

こうしたことから、保育を希望する保護者が必要な情報を必要ときに確認し、子育ての選択ができるよう情報幅広く適切にご案内することが重要であると認識しております。

区議会での陳情のご判断も踏まえ、認可認可外を問わず、保育に関係する様々な情報の一元的な公表に鋭意取り組んでまいります。

以上です。

大沢世田谷総合支所保健福祉センター所長私からは、妊娠から出産予定時期に応じた入園の見通しを持てる情報提供についてご答弁いたします。

保育園利用を希望する方が妊娠期から出産、入園までの見通しを持てるような、適切な情報提供を行うことが重要であると認識をしております。

妊娠期の面接等で入園に関するご相談がある際には、粘らチームの子育て応援相談員、地域子育て支援コーディネーターを案内し、保育園の制度や申し込み時期、方法などご興味ご希望に応じた情報提供を丁寧に行っております。

私からは以上です。

大和保健福祉政策部長私からはペットの情報を整理できる終活ノートや啓発資料についてご答弁いたします。

高齢化の進展や単身世帯の増加に伴い、飼い主不在時のペットの行き場確保が課題であると認識しております。

区では終活に関するエンディングノートを作成し、無料配布を予定しており、ペットの情報や預け先相談先を整理できる内容としております。

今後は 7 月に開設する世田谷区終活支援センターにおける相談や講座広報などを通じて、区民への周知を図ってまいります。

以上です。

若林理沙議員ご答弁では保育に係る様々な情報の一時的な公表に取り組むとありましたが、区民へ提供する情報について、どのような観点から、具体的にどういった情報の公表を検討しているのか伺います。

松本子供若者部長再質問にご答弁いたします。

保育所等の利用検討する保護者への情報提供につきましては保護者が保育入園を検討する際に有益と考えられる情報をよりわかりやすく積極的に情報提供することが重要であると考えております。

こうした視点から、これまで区がホームページ等で公表している。

4 月 1 時入園申込者数、待機児童数等の情報に加え、この間、入園可能数に影響のある就学前人口の推移や保育施設の利用意向率などを公表する情報として検討しております今後、公表の時期や方法を合わせて議会へもお示しした上で、速やかに実施してまいります。

以上です。

若林理沙議員はいありがとうございます保護者が早い段階で入園の見通しを持てるよう、申し込み状況の推移や、年度途中の状況、今後の保育需要の見通し、さらにどの程度の数で入園に立っているかなど判断材料となる情報を継続的にわかりやすく公表していただくことを要望いたします。

以上で質問を終わります。

以上で若林理沙議員の質問は終わりました。

次に、41 番原田竜馬議員、41 番原田竜馬議員通告に基づき質問を始めます。

まず長期休暇中における子供の貧困対策について伺います。

子供の貧困対策推進法が成立して 13 年子供の貧困について改善の兆しはあるものの、子供の将来を左右しかねない子供の貧困は依然としてわが国の大きな課題となっています。

そうした状況で、本年 4 月に子供の貧困に取り組む 4 団体と、国会議員連盟が、夏休み子供緊急セーフティーネット構築プランをこども家庭庁に提出しました。

学校という場所は、学びの場であるとともに、給食による栄養の保障、そして、冷房の効いた建物という子供の命と健康を守るセーフティーネットの機能も有しています。

しかし、夏休みを始めとする長期休暇は、その機能が一斉に止まる期間でもあります。

給食がなくなれば 1 日の食事が不足し、エアコンがない家庭や使用がしにくい家庭では酷暑の中で 1 日を過ごさざるを得ず、困窮家庭の子供にとって長期休暇は貧困の状態を深刻化させる季節となりかねません。

実際 NPO 法人キッズドアが支援を行う日本全国の困窮子育て家庭を対象にしたアンケートでは、経済的な理由で子供の食事の量をや回数を減らしたことがあると答えた家庭が約 6 割に上っているとのことでした。

そこで、長期休暇中の対応について、長期休暇中の子供の食の補償などは個々の家庭の自己責任に帰すべき問題ではなく、行政が解決に向けて取り組むべき重要な課題だと考えますが、区としてはどのような政策課題として位置づけているのか、見解をお伺いいたします。また、国は提言を受けて、夏季休業期間中の酷暑対策および食支援に係る各施策の活用についてという通知依頼を発出しました。

その依頼では、拠点型支援の実施、食料供給ラインの確保、アウトリーチ型支援という3本柱を掲げ貧困対策の解消に寄与する事業を一覧化しました。

事業構築を行うには、国が提示してきたタイミングでは遅いという指摘もありますが、自治体が直ちに活用できる具体的なメニューも示されております。

そこでトークとしても、食の支援など長期休暇中に深刻化する子供の貧困に対して、今年の夏休みを迎える前に対応できることはないか検討し、実施をできることは実証していくべきだと考えますが、区の見解をお伺いいたします。

すぐに行うことができる対策の一つとして、区が実施をしているフードドライブの拡充やこれ何だ、区内団体が行うフードバンクへの支援、夏休みを強化月間とするなどの対応も考えられますが、併せて見解を伺います。

また、子供の貧困対策は、子供は変わら若者部にとどまらず、教育委員会なども含めた庁内横断的な取り組みが重要です。

既に庁内横断型の会議体があることは伺っておりますが加えて、現場で直接支援にあたり、実情する外部有識者の知見をさらに、政策立案に取り組む入れていくことで香港の子供の貧困対策を一層発展させられるものと考えますが、この見解をお伺いいたします。

次に、町会自治会への伴走型支援について伺います。

町会自治会は、防災防犯地域行事など、地域の支え合いの基盤となってきました。

本区においてもちゅ世田谷区町会総連合会に加入する193の町会自治会がそれぞれの地域を支えてくださっています。

しかしその足元ではトークのみならず全国共通の深刻な課題として、町会加入率の低下や高齢化、役員のなり手不足などが進行しています。

こうした課題を解決するためにこれまで遠くはトークでは補助金や研修情報提供などを通じて、町会自治会を支援してきました。

しかしこうした支援メニューを用意しても実際に何から手をつけていいかわからない。

やるべきことはわかっていてもどのように実現をしていいかわからないといった声をいただいてきました。

つまり、現在の支援では具体的に、町会自治会が抱える問題の直接的な解決に寄与できていないのではないのでしょうか。

そこで第一、二区はこれまでの町会自治会支援についての支援内容について、どのような課題があったと考えているのか認識をしているのか、見解を伺います。

また、今後の支援の方向性について、品川区では、町会自治会が抱える個別具体的な課題に

ついて町会自治会の特性や活動実態に合わせて、専門コンサルタントが寄り添いながら支援をする町会自治会、伴走型支援プログラムを実施し、住民へのニーズ調査に基づく運営の改善やデジタル化、マンションとの関係作りなど各団体に合わせて対応をしてきたということでございます。

トークとしても情報提供や補助金の交付にとどまらず、各団体が抱える事情によるす。

よりそい課題の整理から実行活動の見直しまでをとともに進める主体性を高める伴走型支援が必要ではないでしょうか。

区としての見解を伺います。

あわせて、こうした伴走型支援を補完する手段として、現行のツールを見直すべきだとも考えます。

区が発行している町会自治会活性化ハンドブックは平成 30 年の発行であり、8 年が経過しております。

デジタル化や担い手の多様化といった、この間の地域の変化を踏まえ、加入促進の手引きにとどまらず、団体の実装を後押しする実践的な内容へと刷新すべきだと考えますが、見解をお伺いします。

次に、災害時における民間施設の連携という観点から 2 点、まず民間施設を活用した災害時のボランティア等の受け入れ体制の構築についてお伺いします。

令和 6 年能登半島地震では、被災地内の宿泊場所の不足が応援職員やボランティア活動の活動を大きく制約制限しました。

ボランティアは食料や宿泊場所を自らが事前に確保することが前提とされ、現地では宿泊可能な滞在拠点の整備が復旧復興の最重要課題の一つとなりました。

国の検証においても、被災地内での宿泊場所の確保が課題として挙げられています。

どれだけ人気が集まっても泊まる場所がなければ、継続的な支援や迅速な復旧復興に影響が出かねません。

一方、本区においては、観光地などに比べて多いわけではありませんがホテルなどの宿泊施設に加え、民泊施設なども存在します。

これらは、いざというときに、区外からの応援職員やボランティアを迎え入れることができる資源となり得るのではないのでしょうか。

区では、応援職員らの受援計画を本年度策定予定ではありますが、応援職員やボランティアの事例についてどのような現状となっているのでしょうか、他自治体では災害時における宿泊施設等の提供に関する協定などを締結し、受援体制を整備しております。

当区としても区内のホテル等の宿泊施設や民泊施設の事業者と連携をし、災害時に職員やボランティア等の受け入れを可能とする体制を構築し、スムーズな復旧復興へ繋げていく必要があると考えますが、この見解をお伺いします。

民間との連携ということでもう一点、動物学校等の等と連携をしたペット同室避難専用の避難所の設置について伺います。

近年ペットを連れて避難所まで移動する同行避難は広く知られるようになりました。

しかし、避難所の中でペットと飼い主が同じ場所で一緒に避難生活を送る同室避難は動物が苦手な方やアレルギーのある方への配慮、そもそも避難所の受け入れ可能人数の観点からも実現できていないのが、所現状です。

国では、子供の数よりも多くの犬や猫がペットとして飼育されており、ペットサイズは飼い主はもとより避難所で過ごす被災者全体の安心にも繋がります。

しかし、令和6年能登半島地震でもペットと一緒に過ごせる避難所が不足し、民間団体がペット同伴専用の避難所を開設して対応に当たる状況となりました。

一方墨田区では、動物看護師らを育成する専門学校と協定を結び、同校の実習室やフリースペースを活用して、ペット同伴避難者を最大100ミリ1週間ほど受けられる体制を整え、整えました。

また、横浜市においても、動物専門学校と協定の締結や横浜市動物愛護センターに同伴避難を行うことができる避難所を設置いたしました。

そこで、本区としましても、区内の動物系専門学校等の事業者や関係機関と連携し、ペットと飼い主がともに過ごせる同室避難専用の避難所を設置すべきではないでしょうかとの見解を伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

松本子供若者部長私からは、子供の貧困対策について3点ご答弁いたします。

初めに、長期休業中の子供の食に関する区の課題認識についてです。

平成30年度および令和5年度に実施した子供の生活実態調査において、子供の貧困を低所得、家計のひっ迫子供の体験や所有物の欠如といった三つの要素から成る生活困難度を捉えた結果、1割を超える子供が経済的な理由により、生活困難を抱えていることが明らかとなりました。

物価高騰等の影響による生活困窮が深刻化する中、同行の機会がなくなる長期休業中は、子供が安心安全に過ごせる居場所および食生活の懸念や生活困窮世帯を始め、見守りが必要な家庭に孤立リスクが高まります。

そのため、当事者の視点に立った情報提供をプッシュ型やアウトリーチなどにより行うなど、支援体制の強化がより一層重要であると認識しております。

次に、長期休業期間に向けた区の取り組みとえについてでございます。

区では、福祉教育所管を始め全庁的な会議体である子供の貧困対策推進連絡会において、子供家庭庁からの通知、夏季休業期間中の酷暑対策および食支援に係る各種各施策の活用についてを踏まえた取り組みを検討したところです。

具体的には、子供が安心して涼しく過ごす過ごせる居場所や食の支援について区の支援サービスをまとめたチラシを作成し、7月中旬に発送する就学援助費、認定通知書への道楓也1人親家庭支援メールメルマガ支援関係者等を通じて、プッシュ型で情報発信する予定です。夏休みを始めとする学校の長期休業中。

また来年度も見据えながら、庁内のみならず地域とも連携しながら支援が必要な子供や家庭が社会的に孤立せず、適切な支援に繋がるよう取り組みを進めてまいります。

次に、支援の最前線を担う NPO 等との連携の場の構築についてです。

子供の貧困は家庭の自己責任として捉えるのではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題とし、子供の貧困対策計画においても、官民を超えた連携の強化の推進を掲げているところです。

学習支援を初め、各種事業の周知に当たっては、世田谷区内のみならず全国的に子供の貧困対策に取り組む NPO を始めとする民間団体を通じた情報発信を図っております。

また、毎年実施する子供の貧困対策推進フォーラムでは、支援の最前線を担う方を講師として招いたり町外で開催される研修等に積極的に職員が参加することで、民間の取り組みからの学びを区の事業立案や実施の参考にしているところです。

今後も、子供の貧困対策推進連絡会等にて社会情勢に応じて多様な外部講師を招いた勉強会を実施するなど、子供の貧困の解消に向けた機関による連携を強化してまいります。

以上です。

大和保健福祉政策部長私からは長期休業中のフードバンク事業についてご答弁いたします。久我食支援を援助している社会福祉協議会では、食の支援情報をウェブサイトせ食べるを通じて寄付を募ることに加え、区内の企業に直接働きかけ、既存の他企業でのフードドライブの実施に向けた働きかけを積極的に行ってまいりました。

また企業と子供食堂を繋ぐことで、寄付が直接届けられるようになり、より効率的な食品の受け渡しを実現しております。

区では学校の長期休業中の食品不足を防ぐためご提案の強化月間なども含め、食品の受け入れ経路拡充に向け、社会福祉協議会の把握している地域資源を生かしながら、企業や個人への働きかけとして、効果的な方策を検討してまいります。

以上です。

有馬地域行政部長、はい、私から3点、初めにこれまでの町会自治会支援の課題についてでございます。

区はこれまで町会自治会への様々な支援を行うとともに、東京都の支援策などの情報提供も適宜行ってきました。

これらは、町会自治会が行政の提案をする枠組みに沿った取り組みを行った際に、経費相当の支援を行うというものが主な取り組みでございました。

町会自治会が新たな取り組みを行う際には、そのための経費のみならず、実施に向けての情報収集や専門的な知識なども必要な場合が多く、今までのように、経費面に重点を置いた支援だけでは不十分なことも多く、実態に即した支援への転換が今後の課題の一つと考えております。

次に、町会自治会の主体性を高める伴走型支援並びに町会自治会活性化ハンドブックの内容を見直すべきの2点についてまとめてお答えいたします。

町会自治会の運営について、とりわけ役員等の担い手の不足や加入率の低下等の諸課題については、これまでアンケート調査等から、区としても強く認識しております。

担い手不足の要因は様々ですが、役員班長などになることで、多くの役割が生じ、そのことが負担であるというご意見も伺っており、それら核種負担の軽減を図ることが喫緊の課題でございます。

また、加入者の減少については、町会自治会がどのような活動をしているかがわからない。加入することのメリットが見出せないなどの意見もいただいております。

そのため、町会自治会の活動やその意義が多くの方に伝わるように、町会が所有する掲示板の設置等やホームページ作成等の助成などを行っておりますが、今後更なる支援が必要と考えております。

区といたしましては、負担の軽減策や加入促進策を具体化するとともにお話がありました。他自治体の事例も参考に、町会自治会が抱える課題解決に向け、伴走型で支援するような仕組みを検討してまいります。

またお話にありました町会自治会活性化ハンドブックの見直しにも今後取り組んでまいります以上でございます。

加賀谷危機管理部長文化施設を活用しました災害時のボランティア等受け入れ体制の構築につきましてお答えいたします。発災時におきまして他自治体からの応援職員ボランティアの受け入れ体制の整備は、応急対策から復旧復興対策に至るまで長期に及ぶことから、受け入れに当たりましては宿泊場所の確保等が重要な課題となっております。区は首都直下地震に備えましてとの連携による応急対策職員派遣制度の取り組みや、平素からの他区市町村との協力体制の確立に努めております。

また、ボランティアの受け入れにつきましては世田谷ボランティア協会、区内NPO等と活動の体制作りを進めております。引き続き関係所管課や関係団体と連携しまして応援職員やボランティア受け入れに係る必要な対応につきましてご指摘のことも含めまして検討してまいります。

以上です。

向山世田谷保健所長私からは民間事業者等との連携のもと、ペットの同室避難についての大兼、考えをお答え申し上げます。他自治体において動物専門学校や動物愛護センターをペット同室避難場所に指定している事例があることは承知しております。

自宅が危険な場合や、ペットの預け先がない場合、同行避難となりますが、衛生上の事由等から、飼い主とペットは別の場所で過ごすことになるため飼い主もベッドも負担です。

そのため区は、在宅避難とあらかじめの準備を推奨しています。

在宅避難が困難であり、飼い主とペットが不可分な特別な事情がある場合には、災害対策課と連携し、獣医師からのご意見も伺いながら、地域資源の活用、連携の可能性を研究してまいります。

私からは以上です。

原田竜馬議員。

はい、ありがとうございます。ございました子供の貧困対策についてですが全国で子供食堂の数というのは1万2000件を超え、世田谷区内でも多くの方々が取り組んでくださっていることと思います。その役割というのは単に子供の貧困対策である。

やはり地域で子供を育てていくというだけではなくて多様な機能や役割を思っていることだと思います。ただ、今の子供の貧困の現状ですね家庭の事情でお腹をすかせた子供たちを置き去りにして支援をしているというものの、民間のこども食堂だけに任せては任しいわけではないというふうに考えております。

今回プッシュ型での通知情報発信を行うということで今年の夏には間に合わなかったけれども、本来すべきであった対応であったり、そういったことに関しては来年には必ず実現をさせていただきたいということをご要望させていただきまして、質問を終わらせていただきます。

以上で原田竜馬議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

23番佐藤雅之議員、3番佐藤雅之議員それでは、通告に基づき質問をいたします。

さて、しばし年という問題を考えるとき、私は、20世紀を代表する都市計画課の1人、ルイスカーンという方のお言葉を思い出すことといたしております。

曰く、都市とは、その通りを歩いている1人の少年が、彼がいつの日かなりたいと思うものを感じ取れる場所でなくてはならない。

世田谷の通りを歩く子供たちがいつの日か、なりたいと思うものを感じられる場所に成っているのでしょうか。

いつの日かなりたいという人に会える場所になっているのでしょうか。

いつの日かそうありたいという精神性を感じる年になっているのでしょうか。

世田谷という年に忘れて欲しくない視点と考えます。

これを念頭に置きながら、三つのテーマで質問を続けて参ります。

まず、成育医療センターと地域との連携強化についてであります。

世田谷の街角では、様々な人々が行き交います。

出会いと別れがあります。

以上にお集まりの多くの議員の皆様がそうであるように、駅頭での活動は、まさに人間交差点と言っても過言ではありません。

今から4年前、私は毎朝保育園に通うあるお父さんと少年とよく挨拶をしておりました。

駅に立っている。

この政治家という生き物に興味を持って近づいてくれるのは、大抵子供であります。

この親子も例外なく、子供から仲良くなり、お父さんと仲良くなってまいりました。

朝の日課でありました。

この親子との挨拶は、ところがある日を境にパタリと、亡くなったわけでありました。

この1年ほど見かけなくなりました。

ところが、先日ばったりと遭遇する機会があり、事情を聞けば、細菌性赤痢成育医療センターに入院しているということでありました。

暑い日にも関わらず、系統の募集に黒ずんだなど私には病名は聞けませんでしたけれども、無神経に元気かいと言った自分を恥じたものであります。

身近な子供が成育医療センターに入院をしている。

この事実は、成育医療センターの関心を高めるきっかけとなりました。

この出来事と軌を一にして、成育医療センターなど、小児医療を取り巻く厳しい現状がメディアでも取り上げられておりました。

国立の施設がありますから、区でできることは限られているのは承知をしております。

しかし、成育医療センターは、区内の重要な医療資源であります。

従来より小児医療を取り巻く厳しい状況は報道されてまいりましたけれども、この度、成育医療センターでファンドレイジング室を設置をし、専従の職員を3名配置。

まずは年間2億5000万円の資金調達を目標にするということにしたそうであります。

さきの予算特別委員会で、我が会派は中小のを地域の中小の医療資源が厳しい状況に置かれているという現状、三鷹市や武蔵野市の例を参考に、自治体で財政支援を行い、区内の医療資源を守るべきと訴えさせていただきました。

このことに、区長も報告としましては、地域医療をやはり安定的に維持し、今の区民の健康の命綱になっている同意を減らさない。

しっかり支えるということは大事なミッションだと思っており、どのような支援のあり方が有効か、急いで把握に努め、これからの区の役割そして、手遅れにならない支援策について検討を加速したい。

かなり前向きな答弁をしていただいたところであります。

今回の話をするにあたり、地元の皆さんに話をしたところ、ご自身もお子さんが世話になったという声も上がりまして区内の関係人口も大変多い医療資源であります。

これを守っていくのは、国に加えて、設置自治体である世田谷の仕事でもあると考えます。商店街や自治会等の地域を巻き込んで成育医療センターを支える体制を区として整備をしていく予定はないかをお伺いをいたします。

まず、下位より始めよという言葉もありますけれども身近で最もハードルの低い支援方法に寄付型の自販機の自動販売機の設置が挙げられるそうであります。

売り上げの一部を寄付に充てるといふ自動販売機でありますけれども小さな取り組みかもわかりませんが、本区の区有地や区施設内で寄付型自動販売機を設置をするということはいかがでしょうか。

見解をお伺いをしたいと思います。

世田谷の通りを歩いている子供たちが未来を感じられる小児医療のサポート体制を作っていただきたいと切に要望いたします。

次に、民泊事業および旅館号についてであります。

民泊問題を語る際、ルール違反には厳しく対処すべきという姿勢は一貫して変わりません。しかし、区民の皆さんの静音の生活が維持できることが前提でありますけれども、民泊や商店街や周辺産業にも経済効果が波及する本区においても重要な産業であるという認識にも変わりはありません。

ところが、第1回臨時会の福祉保健常任委員会に付託をされた無人管理旅館業申請の再検討を求める陳情でも明らかとなったように、現状の旅館業法上、歌詞がなければ許可を出すこととなっており、東京都安全建築安全条例上建築違反が確認された場合でも、許可を出さざるを得ないという行政が違法なものに認可を与えるといういびつな構造が存在しております。

こうした構図は、区民にとっては軽い塗りにくいものでもありましてそして区民にとって、民泊全体への不信感を助長するものとなっているということも否めないと思います。

公文特別区長会による住宅宿泊事業の適正化に関する要望に対する区の見解でも述べている通り、住宅宿泊事業の制度設計は、旅館業に起因する問題とも関連するところがあるという点では、私のことでは、見解を同じくするものと考えます。

区民の静穏な環境を守りつつも、ルールを守って、事業者の適正な運営を守ることは、自由主義社会における行政として重要な役割であります。

折しも、本陳情審議後の本年5月28日、国土交通省および厚生労働省の連名で、旅館業の許可時における。

建築基準法への適合確認の徹底について、流通市が発祥8節発出をされました。

これにより一定の祖母が改善されるものと考えておりますが、条例改正等に取り組まないのかとの考えを改めてお伺いをしたいと思います。

民泊事業は、国際交流の場としても発展する可能性があります。

この点でも民泊事業の適正化を通じて、冒頭申し上げた、1人の少年が、いつの日かやりたいと思うものを感じ取れる場所と世田谷がないようにお願いをしたいと思います。

最後に、大規模イベントと都市計画政策との連携についてであります。

過日、大阪観光局の溝畑博理事長と意見交換を行う機会がありました。

大阪万博の広報のため、イメージキャラクターミャクミャクの被り物を四六時中つけていることで、都博として注目をされたことでありましたけれども意見交換の中で注目したのはそこではもちろんありません。

大阪の都市計画や万博等の大規模イベントと都市部インフラなどの都市基盤の整備を変換して考えた設計をされている点であります。

直近に閉幕した万博では、主な都市基盤の変化として、インナーウェアの開発では、臨海部における新たな都市軸の整備を行い、大阪市内における交通居住機能の分散強化の効果を

上げたこと、大屋根リングの利用により、木材建築の利用は大阪市内における環境配慮型デザインの普及促進に繋がっているということ万博跡地の再活用では、大阪市内の公共空間やの刷新や交流促進に波及効果が確認をされていることなどが挙げられます。

万博は、世界的な規模のイベントであることからイベントの前後で、インフラの整備が行われることはある意味珍しいことではありませんけれどもその前後の大規模イベントも落とし系基盤の整備と関連付けて計画を立てているということは、刮目に値すると思います。

パネルでも示されております通り、まず都市として何を指すのかというのがスタート地点ではありますけれども、その到達点として、それを指して誘致をする大規模イベントと都市整備、都市基盤整備を関連付けていくことは大変意味のあることと考えます。

本区でも東京オリンピックを始め、直近ではデフリンピック。

本年9月に実施される。

馬術のアジア大会など、大規模なイベントを定期的実施をしております。

レガシーとは、オリンピックで注目をされた言葉でありますけれども大規模イベント誘致後に残るレガシーの一つとして、都市基盤の整備が挙げられるのではないかと思います、区の見解をお伺いをいたします。

また、都市として、世田谷のあるべき姿や理想像はどのようなものか、区の見解を改めてお伺いをしたいと思います。

子供たちがいつの日かそうありたい。

身の回りから感じ取ってもらえと、世田谷を目指して、都市基盤の整備も行っていただきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終わります。

向山世田谷保健所長私からは民泊事業を並びに旅館業法との建築基準法との関連についてお答えを申し上げます。

既存住宅等活用し、旅館業を営むにあたっては、旅館業法だけでなく、建築基準法上、旅館に認められる整備基準に適合させる必要があります。

一方、旅館業法の不許可要件には、建築基準法上の不備は規定されておられません。

区ではこれまで、旅館業法の許可申請前の相談者に対し、建築基準法上の用途地域への適合確認を行い、法令上の手続きもうな促してきましたが、より効果的な事業者指導について、建築所管と連携検討を進めてきたところです。

新たに、既存住宅を旅館に用途変更する際の建築基準法上の手続きや留意点を示したチラシをさ、チラシを作成し、事前相談者に、関係法令への適合を指導してまいります。

また、本年5月28日付の厚生労働省、国土交通省連名の通知を踏まえて旅館業法の許可の際に、建築基準法関係規程の適合確認できる証明書などの添付を求めるとともに、今後の条例改正において、建築基準関連の増光起きてできるかなど検討してまいります。

合わせて、区として、特別区長会等においても引き続き、旅館業法改正の必要性を国に提示すべきと主張してまいります。

私から以上です。

佐藤都市整備政策部長私からは、大規模イベントと都市基盤の整備、また都市としてのあるべき姿についてご答弁いたしますとくにおきましても、大規模なイベントを契機とした都市基盤の整備やそのレガシーを生かした都市作りが重要であると認識しております。

先の東京 2020 オリンピックパラリンピック競技大会に際しては、馬事公苑が馬術競技会場となったことを契機に馬事公苑通りの無電柱化を実施。

実現した他、最寄りの五つの駅から和知公園までを案内する。

馬の蹄鉄入りブロックの路面サインの施設や蹄鉄型のベンチの設置等を行いました。

これらの取り組みは大会後も町の機能向上、魅力向上に寄与する区民の資産となっております。

区内各地域の目標とする将来像は、まち作りの長期ビジョンである世田谷区都市整備方針に示しており、今後も大規模なイベント等に際しましては、この方針も踏まえながら、周辺地域も含めて、レガシーとなる公共空間の整備を推進し、目標の実現を図ってまいります。

以上でございます。

鎌田砦総合支所長私からは成育医療センターを地域との連携により支えること、および寄付型自動販売機設置について、併せてご答弁いたします。

生栗様子。

成育医療研究センターは、小児周産期医療を担う国内有数の専門医療機関であり、本県にとっても重要な地域資源でございます。

区ではこれまで、同センター敷地内に医療的ケア相談支援センターひなたを開設するなど、同センターと連携し、医療的ケア児とその家族を地域で支えるための体制作りに取り組んできたところでございます。

また、同センターが実施する夏祭りエリア、スポーツイベントなどに地元町会自治会等が協力するなど、地域の日常的な繋がりを通じて、同センターを支えております。

このような取り組みは、地域と医療機関の相互理解を深める上でも重要であると認識しております。

お話にございました。

寄付型自動販売機につきましては、売上の一部または全部に寄付される仕組みであり、地域ぐるみの支援策の一つとして捉えております。

設置場所につきましては、地域の状況やニーズも踏まえながら、区有地の活用も含め、可能性を研究してまいります。

区といたしましては、こうした取り組みを進めるに当たり、地域団体の自主性を尊重しつつ、同センターを地域全体でも支えていく意義について理解促進と機運の醸成に努めてまいります。

私からは以上でございます。

佐藤雅之議員区長に再質問したいんですが、今のルール政府医療センターについてお話を

させていただきまして、区長もいろんな各種報道見られているというふうに思います本当に今の小児医療を取り巻く現状というのは大変厳しいわけでありましてけれども、ぜひこれ地域を挙げてですね私は小児医療小児医療を含め成育医療センターをですねしっかり支えていきたいと思うんですが区長はどういうふうに課題をお考えになっていらっしゃるか、お伺いしてよろしいですか。

保坂区長佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

ご存知のように成育医療センターは世田谷区内の妊娠出産そして小児医療の大きな書かせざる拠点であるだけではなく、全国で非常に難しい症状あるいは治療の可能性が極めてその難しい。

イエー。

そういった状態のお子さんを最後に受け止めて究明をしていくそういう意味では日本全国見渡してもですね。

朝都内子供にとっては命の砦だと思います。

長年にわたってこの請求医療研究センターの取り組みを見てまた国も大変協力をいただいているわけですがけれども例えば、ひなたというですね、発達障害のへえ、施設をですね、相談支援センターを設置させていただいてますが、やはりそういった究明をしていくということで大変医療的ケアを要するお子さんとともに暮らすご家庭も周辺つまり区内にも多くあります。

そういった中で、やはり四六時中お休みがない。

また、あの、お習字間に1回たんの吸引とずっとこうやっているというところで10年ほど前にですね、もみじの家というスパイス施設もこれも本当に日本で2番目だったでしょうかスタートをして、これも素晴らしい取り組みだと思っております。

またこの間ですね日本の深刻な少子化を受けて国の政策として母子保健のナショナルセンターという位置づけがなされてきていて既に周産期。

ご精神医療センターなどを中心にそういった準備も進んでますが、この将来的には産後ケア、世田谷区も独自に運営しておりますけれども、もうまだまだニーズが幅広いというところで、取り組みを御準備していただいているなど今後緊密に連携をしてですね、しっかりこの地域医療の、特に子供が救われるまた子供の育ちを支えるそういった医療施設として大切にしていきたいと思っております。

佐藤雅之議員はい、ありがとうございます本当にぜひ緊密に今後連絡が連携をして欲しいと思っております私どもからもいろいろ申し上げましたけども子供の権利条例の4条にですね子供の権利として子供が生きる権利というあの権利があります。

この意見に私も身の回りで初めて生育にかかる子供がいらっちゃって当たり前の権利じゃないんだ。

やっぱり大人がしっかりと守りをしなきゃならないんだ。

生きることも本当に大変なことなんだっていうのを改めて感じましたし。

でもやっぱりしっかりこれ地域で支えていきたいなというふうに思うんですね。

高市総理もこれ総裁選のときに去年訪問されておりますしこれ国会の方で結構孔明さんが、公明党さんが一生懸命取り組みをなされて補正でいろいろ御予算がついたりとかですねいろいろ措置もされているというふうに承知をしております。

ぜひこれ所長分野横断的に取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますし、例えば水陸医療センターの子どもさんや長期で入院される方が多いので、その親御さんが泊まる施設なんていうのもなかなか不足をしているような話も公明党の議員さんからお伺いしたところであります。例えば昨日の質問で真鍋先生が空き家空室の話がありましたけれども区内のそういう空き家空室も制球医療センターのは親御さんが高止まるときのために整備をすることかですね、何かそういうことも考えられるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひあの分野横断的にしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思いますしぜひこの議場にお揃いの議員の皆さん含め、皆さんのお力をお貸しいただきたいというふうに思いますので、頑張ってみんなで支えて参りましょう。

よろしくお願ひしますありがとうございます。

以上で佐藤雅之議員の質問は終わりました。

次に、15番関口恵理子議員、以上15番関口恵理子議員通告に従い質問を始めます。

まず、世田谷らしい住環境を守るための緑の保全について2点伺います。

先日、等々力溪谷の再整備事業再整備後に開催されたシンポジウムに参加してきました。

警告の斜面地の状態と改善方法について大変わかりやすく報告がされ、人が適切に手を入れながら、自然と人が共存するあり方について学びを得ることができました。

その中でも、土の中の目に見えない事象、土中環境に目を向けることの大切さについては今後の区の施策に生かせることが多いと感じました。

例えば、雨水を地面に浸透させるさせることは河川の水量、水質を安定的に確保し、都市型水害の防止防止に資するだけでなく、地下水を維持し、そこから生まれる豊かな湧水は、緑や生き物を育むと健全な水の循環に貢献します。

トークでは、広場や歩道の舗装は、透水性の使用となっており、グリーンインフラの進展が感じられます。

また、未整備の都市計画道路のうち、区が管理する道路予定地についても、透水性舗装がされていることも評価します。

一方、東京都が管理する道路予定地では、降った雨は一部を除き全て下水管へ流れていきます。

道路整備計画上の一時的な措置とはいえ、整備完了までには期間を要することもあり管理の道路予定地においても、雨水が地面に浸み込むよう工夫することが望ましいと考えます。

などの事業者へ働き、働きかけられないか、区の見解を伺います。

遠くの南の地域国分寺外線から多摩川までの区域一帯は玉川風致地区に指定されており、自然的景観を維持するため、宅地の造成や樹木の伐採等には、東京都風致地区条例で許可申

請が定められています。

それにも関わらず、民間地において、栃の木榎さくら城野樹、計 25 本の伐採が確認されました。

約 300 平方メートルにわたり、木が 1 本もない状態になっていますが申請がなく、区は把握できませんでした。

また、現地は国分寺街線の斜面地であり、一部の大きな切り株から、ひこばえが出ていたの  
で、地下部の値はまだ生きていると思われていますが、それ以外の切り株の周辺では、表土が乾燥し、土の流出も見受けられました。

樹木は雨水の貯留浸透機能により土砂崩れの緩和になるとされています。

樹木の伐採等に係る条例遵守の徹底と、やむを得ない伐採の後にも、新しく木を植える補食の指導を行うなど、体制を強化するよう求めます。

昨日区の見解を伺います。

次に、誰もが安心して住み続けられる地域共生社会の実現について 4 点伺います。

国は地域デイサービスや支えあいみになど、地域住民が主体となって運営する高齢者の居場所が数多くあります。

先日、私が参加してきた支えあいミニでは、社会福祉協議会の地域支えあい活動拠点が会場でお喋りが大好きな 70 代から 90 代の明るい女性たちの集まりでした。

運営者が調理した昼食を食べ、歌や体操などを楽しみ、顔の見える関係を築いていました。

看護学校の学生の研修にも活用されており、多世代交流の場にもなっていました。

一方、別のミニでは、調理設備のない地域会館地区会館が会場で、管理者が常駐していないため、飲食禁止となっており、水分補給と飴をなめる程度で会食はできません。

また、けやきネットでの会場予約は定期的な開催が担保できず大変だということでした。

2024 年度から、区民集会施設の多機能化の推進が検討されたような利用を志向していることは承知しています。

この議論の中で調理設備があるにも関わらず、使用禁止になっている施設の開放管理者のいない施設での飲食禁止の緩和など、使いやすさが向上すれば、住民主体の地域活動が活性化すると考えます。

区の見解を伺います。

MCI、軽度認知障害や発達障害、精神疾患、境界知能の方は困り感を抱えているにも関わらず、日常生活に大きな支障を感じにくいいため、支援に繋がらない傾向にあります。

困りごとの一つに、適切な医療受診服薬ができていないことが挙げられます。

第 3 期データヘルス計画の優先課題になっている。

健康意識の向上に資する重複受診等訪問指導事業では、複数の医療機関をはしごして受診し、同じような薬を何種類も過剰に処方されている人に対して専門職が電話と訪問をして、日常生活や服薬の指導を行っています。

しかし、2021 年度は対象者 182 名のうち訪問に至った人はたったの 3 名にとどまり、改善

が見られたのも、この3名のみです。

面談ができれば改善が見込まれるにも関わらず、希望者にしか訪問していないことが、成果の少なさに現れています。

また訪問を望まない人の中には、先に述べた発達障害等の可能性もあり、繋がることで、早期支援の道筋にもなります。

希望者だけではなく、全ての対象者を訪問することが望ましいと考えますが、区の見解を伺います。

また、この事業においては、第3期データヘルス計画の中間年である本年度評価見直しを行い、実効性を上げていくことを求めます。

区の見解を伺います。

このように、適切な医療にかかるためには、当事者視点での地域行政サービスが欠かせません。

次に、大人が接種したワクチン履歴を記録に残すことの必要性について伺います。

MCI、軽度認知障害や発達障害等の人にとって、自身のワクチン接種の記録管理についても、困難性があると考えます。

昨年10月、横須賀市では、成人用ワクチン手帳を作成し、医療機関保健所等で配布を始めました。

中央区、豊島区国立市などでは、国立機関が昨日作成した成人用予防接種記録手帳のリンクをホームページに掲載し、活用を推奨しています。

他にも、带状疱疹、肺炎球菌の接種案内と一緒にお薬手帳に挟むタイプのワクチン接種記録表を同封している自治体もあります。

区内医療機関からも任意で機種の接種の記録がどこの医療機関でも確認でき、利用者本人やその家族も、いつ、何の接種をしたか把握しやすい。

ワクチン手帳を医療機関区民へ周知してほしいとの声も届いています。

医療DXの推進は重要ですが、現状、マイナポータルとマイナ保険証の連動ができていないなど、移行期間であることから、紙の手帳を使って管理することが効果的な区民もいると考えます。

区の見解を伺います。

最後に、高齢者や障害者宅の玄関先まで訪問してゴミを収集する高齢者等訪問収集事業についてです。

転倒リスクとゴミ出しに困難さを抱える高齢者や障害者が安全に自立した暮らしを送るために必要不可欠な地域行政サービスです。

23区全てで取り組まれており、共通の対象要件は自分でゴミを集積所に出すことができない。

身近な人の協力が得られないとなっており、その他の具体は区ごとに定めています。

遠くの場合、65歳以上かつ、要介護2または2程度の人人と障害者が対象となっており、

23 区の中で最も厳しいと言っても言い過ぎではありません。

まず、年齢と要介護度の両方を要件にしている自治体は他にありません。

介護保険制度の対象は 40 歳からですが、65 歳を下回っていると利用することはできないということになっています。

また、要介護 2 または 2 程度と限定している自治体もトークだけで、要介護度が上がった  
り、最初の介護認定で要介護 3 となると、もう使うことができません。

そのため、介護度が 2 から 3 に上がっても、区に報告しない人が多いのが実態です。

朝のゴミ出しのためだけにヘルパーを利用することは難しく、ケアマネージャーのシャド  
ウワーク、無報酬の見えない労働となるなど深刻です。

ゴミの収集支援は、高齢者障害者の在宅生活における自立と QOL 生活の質に大きく関わる  
ため、収集停止や拒否があってはならないと考えます。

高齢者等訪問収集の対象範囲の見直しを強く求めます。

見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

北川みどり 33 推進担当部長私からは、緑の保全に関しまして、事業者への透水性舗装の働  
きかけにつきましてご答弁申し上げます。

公園や道路の植栽や樹林地党推薦の舗装などは薄いの上の浸透を促し、植栽基盤の健全  
化、地下水や湧水の保全など、緑の保全に資する他、大雨の際の河川の負担軽減にも大きく  
寄与するものと認識しております。

オレンジの道路予定地の県を初め、個々の施設や用地ごとに条件は様々であります、可能  
な限り雨水の浸透が期待できる整備形態としていくことが望ましいと考えております。

といたしましては、今後、関係部署との連携のもと、機会を捉えまして、東京都を始めとす  
る事業者に対し、透水性舗装の仕様等を働きかけてまいります。

以上でございます。

議長玉川総合所長、芳賀は玉川総合支所長はい私からは 2 点、答弁を申し上げます。

一点目は、風致地区の樹木伐採における届け出の徹底と相談強化についてでございます風  
致地区は自然的景観の維持を目的とし、原則として、樹木伐採には一定の緑地率確保が許可  
要件となり、事前に申請が必要です。

現在風致地区チラシや区ホームページで、樹木の伐採に当たり必要な申請等まとめ、制度周  
知を行っております。

周知の実効性を高めるため、関係所管と連携して、樹木伐採に特化したポスターやチラシの  
作成、ホームページの充実を図りますこれにより地区内の樹木伐採の制限や必要な申請の  
周知を強化し、事前相談申請に繋げ、基準順守を徹底してまいります。

また制度の趣旨をご理解いただき移植への転換ややむを得ず伐採する場合の捕食について  
関連する補助制度を紹介するなどして、自然的景観の維持に繋がるよう働きかけ緑豊かな  
住環境の保全に取り組んでまいります続きまして区民集会施設について調理施設があるに

も関わらず使用禁止になっている施設の開放、無人管理官での飲食禁止の緩和は地域活動を活性化させるのと考えるところのご質問に御答弁申し上げます地域活動の活性化に向けては、新たな行政、行政経営への移行実現プランに基づき活動の拠点となりうる区民集会施設をより多機能化させ、様々な目的で利用しやすい施設となるよう検討しているところでございます。

区民集会施設における調理や会食を伴う活動は主に高齢者の地域活動での利用が想定される一方で田部かつや食後のゴミの山地など、施設管理上の課題があるため、現在は原則として、友人か。

有人管理施設に限定しております引き続き、区民集会施設が地域活動の活性化に寄与できるよう、区民利用施設の運営について、運営のあり方やルールの見直しを含め、江越奨横断的に検討を始めており、コミュニティの活性化に資する施設の役割を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

大和保健福祉政策部長。

私からは、重複受診者等訪問事業について2点ご答弁いたします。

まず、対象者への対応についてです。

現行の重複受診者等訪問指導事業は、国民健康保険のレセプトデータに基づき、対象者を抽出し、同意を得た方に、医療専門職が訪問や面談を行うものであり、全戸訪問の実施については事業目的やプライバシー配慮の観点から慎重な検討が必要であると認識しております。このため本県では、まず電話などで丁寧な説明の上、連絡がつかない場合にも複数回接触を試みるなど、粘り強く働きかけをしております。

また訪問や面談の過程で、障害や認知機能の低下などが疑われる場合には、安心健やかセンターや総合支所などと連携し、必要な支援に繋げております。

今後も対象者の状況に応じ、文書による再勧奨や医療費通知を活用した周知など、1人でも多くのご利用に繋げるため、強化を検討してまいります。

次に、世田谷区国民健康保険第3期データヘルス計画への反映についてです。

重複受診と訪問指導事業については実施状況や成果課題を踏まえ、効果的な実施方法を検討していくことが重要と考えております。

本事業では減薬など一定の改善効果が確認されている一方、初回の働きかけの身では参加に繋がりにくいケースがあることが課題であり対象者への働きかけの強化や相談、訪問機会の充実、関係機関との連携のあり方について検討を進める必要があると認識しております。

世田谷区国民健康保険第3期データヘルス計画の中間評価においては、これらの検討状況や実績を踏まえ、事業の位置づけや方向性を整理し、必要な見直しを行ってまいります。

私からは以上です。

向山世田谷保健所長私からは大人のワクチン手帳のを導入についての区の見解をお答え申

申し上げます区は、成人の予防接種事業を検診事業とともに、個々の健康状態を踏まえた診療や健康管理とかかりつけ推進等を一体的に進めることを重視しています。

特に基礎疾患を持つ高齢者に対しては、接種時期に合わせて案内や予診票を個別に送付し、かかりつけ医と相談の上で選択実施できるよう配慮してきました。

さらに、予防接種証明書の発行やマイナポータルによる接種記録の表示機能など、主治医、かかりつけ医が接種履歴を登用できる環境が整備しています。

一方、神野鉄道は、医療機関における記入の手間が生じるなど、運用が煩雑で周知や取り組みの定着に課題があります。

区は標準化システムの導入に伴って、円滑な接種環境を整備するとともに、手帳の所導入については研究してまいります。

私からは以上です。

清掃事業再編担当参事池田清掃事業再編担当参事は私から高齢者等訪問収集についてご答弁いたします。

高齢者等訪問収集は、集積所にゴミを出すことが難しい高齢者の方などを対象に、自宅の玄関先にゴミを出していただき収集する事業で在宅生活の継続への支援において重要な役割を担っているものと認識しております。

対象範囲については介護保険制度における要介護 2 に認定されているか同等の状態と認められることを一つの要件としておりますが、要介護 2 と同等の状態とする適応基準が不明瞭であるなど、在宅生活の支援という視点から、さらに精査すべき点もあると認識しております。

制度利用のための手順、手続きなどを含めて、福祉部門とも相談し、現状を確認しながら、改めて制度の全体を広く点検し、運用の改善に繋げてまいります以上でございます。

関口えり子議員ありがとうございました。

高齢者と訪問収集については、福祉所管と情報共有意見交換を十分におこな。

行っていただき、清掃事業が担う福祉的役割を果たしていただくよう要望いたします。

以上で終わります。

以上で関口恵理子議員の質問は終わりました。

次に、17 番平塚圭司議員、7 番平塚圭司議員通告に基づき質問いたします。

初めに高齢者の孤立防止と見守り支援について伺います先日、新聞一面で立ち社会無縁の最後という特集記事が掲載されておりました。

2025 年の全国の孤立死亡者数は 2 万 2220 人、そのうち 60 歳以上が 8 割を超えているとのことであり、高齢化が進む本部においても、1 人暮らし高齢者の孤立防止は待ったなしの課題です。

こうした状況を踏まえ、世田谷区では本年 4 月から 70 歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、見守り機器、サービス利用料の一部を補助する新たな事業を開始しました。

対象となる機器はボタンを押すことで人が駆けつける緊急通報型センサーで異常を感知す

るセンサー型ドアの開閉など、生活状況を把握する生活リズム方などであり、ICT を活用した。

新たな見守り施策として期待されているところです。

しかし一方で、実際の利用の流れを見ますと、大きな課題も感じています。

現在は利用希望者が区のホームページ等で各事業者のサービス内容を自ら比較し、自分に合ったサービスを選ぶ本人または家族が登録事業性、直接問い合わせ契約する方式となっています。

さらに、区の案内では、区では申込受付は行わず、契約等の手続きは、登録事業者へ直接申し込んでくださいと明記されています。

しかし、うまみを本当に必要としている高齢者ほどデジタル機器や契約手続きに不安を抱えているのではないのでしょうか。

先日、高齢者クラブで、この事業のお話をしたところ、事業を知っている方はほとんどいない状況で、どの企業を選べばいいかわからない。

自分では申し込めない。

相談自体が誰に聞けば良いかわからないなどと声をいただきました。

また、区は従来地へ実施してきた高齢者安心コール電話訪問による見守りサービスを来年3月末で終了し、本事業へ移行する考えを示しています。

であるならば、なおさら利用者が不安なく移行できるよう単なる補助制度で終わらせるのではなく、相談対応から機器選択申し込み支援利用開始後のフォローまで伴走する支援体制が必要だと考えます。

そこで2点伺います。

一点目に、なぜ本事業を、本人または家族が登録事業者を選択し、直接契約する方式としたのか、区の見解を伺います。

2点目に、本事業を推進し、高齢者安心コールを収容していくのであれば、利用者に寄り添った丁寧な相談体制や意向を支える伴走型支援、さらには導入までのスケジュール管理が必要と考えますが、区の見解を伺います。

次に、自転車の安全対策について伺います。

本年4月から自転車の交通ルールが改定され、違反者には罰則金が課されることとなりました。

まだこれはマナー向上に一定の効果があるものの、罰則の強化だけで自転車事故が減少するとは考えにくいのではないのでしょうか。

警視庁の統計によれば、交通事故全体に占める自転車事故の割合は年々高まり、約半数が自転車関連事故とも言われています。

つまり、今や自転車は歩行者に近い存在ではなく、車両として重大な事故の当事者となっている現実があります。

特に事故が多いのが交差点です。

見通しの悪い交差点では、これまで自動車の安全確保を目的としたカーブミラーが設置されてきました。

しかし、このカーブミラーは自動車の目線の高さや角度で著設定設置されているため実際には次で自転車利用者にはとっては十分に機能していないケースが多く見られます。

交通事故の実態が変化している今、これまでの自動車中心の安全対策から自転車の目線に立った安全対策へと発想を転換すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

そこで伺います。

区内の見通しの悪い交差点について、自転車利用、利用者の目線に合わせたカーブミラーの設置や角度調整、あるいは自転車用補助ミラーの導入を検討すべきと考えますが、この限界を伺います。

次に、自転車事故発生時の備えとして重要な区民交通傷害保険について伺います。

この保険は少ない負担で自転車事故にも対応できる大変有効な制度であり、東京都が自転車保険加入を令和2年4月1日から義務化している中、区民の安全安心を支える重要なセーフティーネットの一つですしかし東京都の令和7年度の自転車等の安全利用に関する調査報告書を見ますと、自転車損害賠償保険に加入していない理由として、加入が義務であることを知らなかったが44.4%で最も多く、次いで保険料が高いからが30.9%となっております。

自転車利用者が増加し、高額な賠償に繋がる事故も全国的に発生している中、東京都が条例により自転車保険加入を義務化されておりますが、そのこと自体が、区民の皆様十分に浸透していない実態があるのではないのでしょうか。

例えば、区内の自転車販売店などと連携し、自転車購入時に保険加入義務やほ区民交通傷害保険について周知する取り組みも有効と考えます。

まずは現在の区民交通傷害保険は毎年加入手続きが主となっておりますがこの手続きの煩雑さが加入率低下の一因となっている可能性もあります。

特に若い世代では、サブスクリプション型のサービスのよう、一度登録すれば、自動更新される仕組みが一般化しており、行政サービスにおいても、利便性向上の視点が重要です。

そこで2点伺います。

一点目に、区として東京都の条例により自動自転車保険加入義務化について改めて区内の自転車販売店などと連携し、積極的な周知継続啓発を行うべきと考えますが、区の見解を伺います。

2点目に、区民交通傷害保険については、現在のネット申し込みをさらに発展させ、一度登録すれば、翌年度以降は自動更新できるサブスクリプション型の仕組みを導入するなど、加入しやすく継続しやすい制度へと改善し、加入促進を図るべきと考えますが合わせて、区の見解を伺います。

最後に公共施設の緊急一時避難施設、いわゆるシェルター機能の確保について伺います。

我が会派としてはこの家でこれまで3度にわたり議会で取り上げてまいりました。

しかし、現在、国際情勢が大きく変化し、世界は不安定化の様相を強めています。日本においても、有事や武力攻撃事態を想定した住民保護はやや遠い将来の話ではなく、現実的な備えとして必要性が一段と高まっていると感じております。制度上の対応は国民保護法に基づき、国東京都区市町村の役割分担のもと進められております。

その中で、世田谷区は情報伝達、避難誘導施設運用などを担う立場であり、既存施設を活用した避難体制の整備が求められています。

一方で、今年3月には、国の緊急事態を想定した避難施設、いわゆるセンターの確保に関する基本方針が策定されました。

そこでは、令和8年度から12年度までの間に地域の実情を踏まえつつ、浮腫市区町村単位で人口カバー率100%を目指すこと、さらに、昼間人口も含めた避難対応を進めることが示されています。

こうした中、世田谷区公共施設等総合管理計画では、国の方針に基づき、施設整備や改修等の標準設計仕様の見直しを含むハード面での対応検討すると明記されています。

私は、これは極めて重要な視点であると考えています。

なぜならば、避難シェルター機能というものは、単なる運用だけでは限界があり、施設そのものの構造や設備、島前計画などに組み込まれて初めて実効性を持つからです。

例えば、公共施設の地下空間などは、平時には会議室や駐車場として活用しながら、武力攻撃事態等においては、区民の命を守る緊急事態時緊急一時避難施設として機能させるという発想が必要ではないでしょうか。

また、実際に緊急事態が発生した際、どこへ避難するのか、どこがシェルターなのか、区民にわからなければ、避難行動そのものが遅れてしまうこともあります。

そこで2点伺います。

一点目に、大学では現在93万組のうち、何%をカバーする緊急一時避難施設、いわゆるシェルターを確保しているのか。

また、対象施設には、緊急時の避難誘導サインや案内表示が整備されているのか、その現状を伺います。

2点目に今後予定されている公共施設整備や改修において、緊急時避難施設としての機能確保という観点を標準設計仕様や設計条件の中でどのように反映させていくのか、区的具体な見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

川島高齢福祉部長、私からは高齢者の孤立防止と見守り支援について2点ご答弁いたします。

一人暮らしの一点目は1人暮らし高齢者の見守り機器利用補助事業についてです。

一人暮らしの高齢者が増加しており、見守りの必要性は高まっています。

一方、社会状況の変化とともに、高齢者の生活スタイルや価値観も多様化し、様々な見守り

ニーズに応える必要が生じています。

従来型の人による見守りに加え、見守り機器による見守りサービスを実施することにより、近隣住民や対面による見守りに抵抗感のある方や、意思表示が難しい高齢者の方々の異変に気付く。

機会をさらに充実させることができます。

本事業においては、本人や家族のニーズに合わせて、民間の様々な見守り機器サービスを選択し、組み合わせていただけるよう、本人またはご家族が直接契約していただく方式にいたしました。

機器の選択に際しては、それぞれの機器の特徴をまとめたチラシも作成し、さらに選択に迷う方には状況に応じて、安心健やかセンターなど、関係所管が相談に乗り、洗濯から申し込みまでの支援を行うことも必要であると認識しております。

続きまして、高齢者安心コール利用者への相談体制等についてです。

現在、高齢者安心コールの電話訪問サービスを利用されている方が抵抗感なく本事業に移行していただくには丁寧なご案内と相談支援体制の整備が重要と考えております。

令和8年度末までの移行期間に十分な準備をしていただけるよう、利用者へは令和8年2月に事業終了のご案内をお送りするとともに、ICT見守り機器の案内を行い、再度年度年末には本事業への切り替えを促す案内を送付する予定です。

利用者の相談を受ける安心健やかセンターへは相談支援の準備を進めていただくため、昨年度中に事業内容の周知を行いました。

また、7月には相談に基づき訪れた区民等に安心する赤ちゃんセンター職員がより丁寧な説明が行えるよう、見守り機器登録事業者からの機器の特徴や活用方法について説明する連絡会を実施いたします。

今後も安心健やかセンターなどの関係所管および見守り機器登録事業者とともに連携を図りながら、従来の人による見守りとの組み合わせにより高齢者の異変に気づく機会の充実に努めてまいります。

以上です。

畝目土木部長私からは、自転車の安全対策についての3点です。

初めに、見通しの悪い交差点におけるカーブミラーに関してです。

カーブミラーは、主に自動車からの青梅線が困難な見通しの悪い交差点を確認するための補助施設ではありますが頼りすぎることにより起因する事故の危険性があることから、これは道路形状や交通実態、地域の実情等を踏まえ、総合的に判断し、設置をしてまいりました。

こうした中、近年は自転車だけではなく、新たなモビリティの利用による関連事故も増加しており、カーブミラー等により周囲を確認することで事故防止に繋がる安全確保も必要と考えてございます。

一方でカーブミラーは、道路反射鏡設置指針におきまして、一定の高さに設置することが求められておりますことから低い位置でのミラーの設置は交通への障害などの課題も多いと

認識してございます。

区といたしましては自動車、自転車双方の安全確保のため自転車利用者の視点にも配慮したミラーの設置の工夫や、見やすい角度の調整を図ってまいります。

また注意喚起看板や路面標示、交通安全啓発活動などを啓発や関係機関とも連携し、多面的な安全対策にも取り組んでまいります。

続いて、自転車販売店等と連携した保険加入の周知についてそして保険の加入や継続に関する2点あわせてのご答弁です。

東京都の報告によりますと、都内の自転車損害賠償保険等への加入率は義務であることを知らないから加入していないといった認識不足などの理由から都内の保険加入率は60%台半ばにとどまっている状況でございます。

現在区では、区民の皆様が、万が一に備え、安全安心に自転車に乗っていただけるよう、区のお知らせやホームページによる周知の他、まち作りセンターでのポスター掲示やチラシの配布など、自転車保険の加入促進に努めており、また区民交通傷害保険加入者へは継続加入のご案内を郵送およびメールにより丁寧にお知らせをしているところでございます。

一方で、本保険は1年更新でありますことから保険交通の確認や支払いの手続きなどが加入継続の負担となっている側面もあるものと考えてございます。

区といたしましては、保険加入率の向上に向けまして、議員お話しのように自転車販売店等とも連携した保険加入の周知などについて、関連団体と検討するとともに、自動更新につきましても、事務手続きの課題など、保険会社等を研究検討をしてまいります。

以上でございます。

長池危機管理監私からは、緊急一時避難施設のカバーおよび案内表示の整備状況についてお答えいたします。

緊急一時避難施設については、国が定める関係法規に基づき、都道府県単位に行うものとされており、区内の施設についても、東京都が指定するものとされております。

令和8年3月の国の公表による同施設の指定状況では、全国での人口カバー率は150%を超え、このうち地下施設のカバー率は5%を超え、部長級となっておりますが、東京都については、指定状況のカバー率などは示されておられません。

一方、区内においては、東京都と連携しながらこれまでに小・中学校などの区立施設や取引説近衛記者などを指定されており、特に前年度は玉川高島ショッピングセンターを加え、210ヶ所を指定されております。

議員ご指摘の対象施設へのサイン。

案内表示などについては、東京都に働きかけるなど、引き続き連携してまいります。

また、国のや区の役割として重要である区民周知については区のホームページに情報を掲載するとともに冊子せたがや防災にも緊急一時避難施設についての説明を記載しているなど、今後も、区民への情報提供に努めてまいります。

以上です。

季節前担当部長私からは緊急一時避難施設としての機能確保という観点を標準設計仕様や設計条件の中へどのように反映させていくのかについてお答えいたします。

国が国民保護法および国民の保護に関する基本指針に基づき、シェルター確保を推進するための具体的な取り組み方針として、緊急事態を想定した避難施設、シェルターの確保に関する基本方針を本年3月に策定しました。

本市経本方針ではシェルターについて、自然災害時等を避難施設とのデュアルユースや平時にも有効に活用できるなど、多角的利用の必要性などが示されています。

一方、シェルターに関する個別具体の基準を含む技術的な事項については全国的な量的確保と質的向上の両立の確保、観点を踏まえ備えることが推奨される技術性能も含めてそのあり方について調査および研究をする。

を進めるとしております。

現在、コンクリート造り等の堅牢な建築物や地下施設が緊急一時避難施設に指定されておりますが区といたしましては引き続き国等の動向に注視し、適宜必要に応じて公共施設の標準設計仕様の見直しなどハード面の対応を関係所管と連携しながら検討してまいります。以上です。

平塚圭司議員はい今回取り上げました三つのテーマは区民の安全安心、そして命に直結する重要な課題であると私は考えております。

前向きなご答弁をいただきましたので、ぜひ具体的な成果に繋げていただくことを期待しております今後もその進捗をしっかりと確認させていただくことを申し上げ、私の質問を終わります。

以上で平塚圭司議員の質問は終わりました。

次に、7番藤井真奈議員藤井まな議員質問通告に基づき、各質問をしてまいりますまず最初に物流、住環境と物流について質問をしていきたいと思っております。

この中にいらっしゃる方でもネットでお買い物される方多いと思っております E コマース市場 EC 市場と申しますけれどもネットでお買い物する EC 市場の規模はですね年々拡大をしている。

日本は人口減少社会に入ってきておりますけれどもそれでも、この EC 市場の規模はですね 2040 年代まで拡大していくんじゃないか、そういった話もあります一方で、この EC 市場が拡大をするのと反比例するようにですね、物流を業界のですね、担い手不足というものが大変に深刻でございまして本日はそのことについて質問をしてまいります。

国は令和 8 年 3 月 31 日に閣議決定した 2030 年までの新たな総合物流施策大綱の中において課題が山積みである物流を持続可能性が確保された新たな価値を創造するサービスと位置づけ、より上質で魅力ある産業に転換するとして力を入れて取り組んでいます。

配送ドライバーを減らし増やしたいと思っている物流業界ではドライバーの労働環境の整備が急務であるとされています。

そんな物流業界でドライバーが辞める原因の一つにもなっているのが駐車違反に関する問

題です。

駐車違反の罰金はドライバーが自己負担という会社が多く、駐禁問題は物流業界の大きな問題となっています。

そんな状況の中で、多くの方が住む共同住宅への荷さばきスペースを設置することは大変有効な手段といえます。

荷捌き駐車施設とも呼ばれますが、この荷さばき場を設置することにより、路上駐車で焦りを感じることなく物を届けることができます。

世田谷区では、令和 6 年に世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例が改正されたことで、新築のアパートやマンションはもとより、既存の建物へも、荷捌き駐車施設を誘導することができるようになりました。

この改正はとても大きな改正であり私はとても評価をしております。

改正から徐々に結果が出ていると聞いておりますけれども、改正から現在まで、どれほどの荷さばき駐車施設が設置されたのか実績をお伺いいたします。

この改正は非常に意味が在ることでしたが、先ほども述べたように、市場が伸び続ける現状ではとても追いつかない状況にあるとも言えます。

昨年、国土交通省は、現状を変えるべく、各都道府県技術的助言という形で共同住宅への配送に関しては荷捌き駐車施設の確保が必要で、必要であると助言をしています。

こうした流れを受け、既存の建物への荷さばきスペースの誘導をより強く促すことを行うことや条例を新築の建物には荷さばき駐車施設設置を義務付けるとさらに踏み込んだ条例にしていく必要があると私は考えておりますけれども、義務化を実行私は考えています。義務化を実行していただくことで、持続可能な物流を目指し、区民生活に影響がでない未来を目指していただきたいと思っておりますけれども区の考え方はいかがでしょうかお伺いをいたします。

次に、京王線連続立体交差化事業についてお伺いをいたします。今定例会でも、京王線沿線においてのまちづくりについて多くの意見が出ておりますが、今回の質問では、連続立体交差化後のまち作りに関して質問いたします。

踏切がなくなると南北の 1 曲が可能になる場所が出て、出てできています。

踏切の跡地だけではなく、今まで道路が存在しなかった場所に新たに南北の道路が通る場所も誕生することになります。

往来する人々も増えることになるでしょう。

人の行き来が多くなることにより、新しいコミュニティもできるかもしれません。

様々な相乗効果が起こることと思います。

世田谷区は新たに行き来できるようになる地域にどのような変化が起こると考えているのか、そしてどのようにまち作りとして取り組んでいくのかお伺いをいたします。

新たに聞きできることになることで、今までと流入してこなかった車両なども地域に入ってくるのが予想されます。

抜け道として使われることも予想されます。

そうなった場合には、流入する地域の区民生活に危険が生じる可能性や様々な不利益が起こることが予想されます。

その対策を今のうちから考えていく必要があると思います。

世田谷区が表している。

交通運用のイメージ図を読み込み、さらに現地を実際に見て回るなど個人的に調査研究をしてみると、南烏山3丁目4丁目上北沢3丁目桜上水5丁目など、新たに車両が入ってくる、もしくは車両流入量が増加する可能性があるのではないかと予想しています。

また、踏切がなくなる前でも下り線の高架化が完成すると、踏切の開閉時間が短くなり、その時点でも車両の流入が増える可能性があります。

その状況ごとに対策を考えることが必要です。

世田谷区には大まかな計画があると思いますが、細かな未来を創造地域に見せることで伝えることによって理解を深めてもらいたいと思います。区の考え方をお伺いいたします。次のがん検診についてお伺いをいたします。がん検診については多くの質疑が行われており、今定例会でも取り上げられ、受診率を高めていくことが大事なことは議会も世田谷区側も同じ考えだと思います。

国は第4期がん対策推進基本計画の中で、受診率の目標を60%と定めています。

しかし残念ながら、世田谷区では、がん検診受診率は低い数字となっており、例えば大腸がんの検診の令和5年度の受診率は10%であり、東京都全体の平均13.4%を下回り、特別区の中でも下位に沈んでいます。

なぜ、世田谷区の受診率が低いのかを考えてみると現在の世田谷区のがん検診は、手挙げ方式であり、がん検診受付センターを経由する申込制であり、ネットや電話、FAX はがきなどで自ら申し込んで申し込まなければ受診票は届きません。

一方で、受診率の高い区では、受診券を直接送付する方式を採用しています。

新宿や品川区台東区中央区などがその方式を採用しています。

がん検診の役割は希望した人だけが受けるものではなく、対象となる全ての区民へ平等に受診のきっかけを届けることであり、世田谷区も希望を聞くという順序をなくして、新宿などと同じように対象者全員に個別の受診券を郵送することによって、がん検診を受ける方を増やしていくことを目指していくべきだと考えます。また、新宿などが採用しているように、特定健診の受診券と各種がん検診の受診券を1枚の台紙にまとめて一斉に送付する方式に変更することを提言したいと思います。区の考え方はいかがでしょうか。お伺いいたします。

文化財について質問いたします。

世田谷区には様々な時代の文化財が残り、その文化財が作り出す風景を子供たちや後世に繋いでいかなければなりません。

文化財は、教育委員会の所管ですが、文化財を深め含めたまち作りや世田谷らしさを伝えて

いくためには、都市整備部門の都市デザイン課と連携を今よりもさらに深めていく必要があると考えています。

区の考え方はいかがでしょうか。

一つの事例として、駒沢給水塔の話を取り上げたいと思います。

駒沢正確には鶴巻 2 丁目ですが、東京都水道局が管理する駒沢給水塔があり、大正時代に渋谷へ水を届けるために建設された施設であります。

現在も災害時の給水拠点としての役割を担っており、その存在感のある独特の衣装から土木学会推奨土木遺産としても登録されており、世田谷区でも地域風景資産に選ばれています。

以前は駒沢給水塔風景資産保存会が主導して、一般の方の見学会も一般の方も見学会という形で現地を見ることができました。

その後、東京オリンピック開催を理由に一般の方の見学ができなくなり、オリンピック終了後もこの中により見学ができないようになっています。

水道局が所管していることもあり、東京都は文化財という目線では診ていないように感じています。

安全が第 1 なのは当然ですが、世田谷区は東京都に対して、教育委員会の文化財担当者と都市デザイン課が一緒になって、文化財としての価値を伝え、貴重な文化財を地域の中に生き続け位置づける意味を共有してほしいと思います。

また、駒沢には価値の再定義とともに公正にどのように残していくか議論されているフランククロイドライトが変わった建築物 9 林愛策定やそのフランククロイドライトの影響を強く受けている駒澤大学の前文化歴史博物館である。

幸運艦があります。

それぞれの所有者は違えども同じ雰囲気をもった貴重な建築物であり、同じ地域に残った奇跡を、この奇跡を都市デザインの観点から、まち作りに生かすことも必要です。

区の考え方を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

うん佐藤都市整備政策部長私から 2 点ご答弁申し上げます。

まず住環境の整備に関する条例等区内の物流についてでございます区では、宅配需要の増加による路上駐車対策等の課題を踏まえ、共同住宅等の駐車施設の台数緩和措置として、宅配車両等の一時停車スペース等に変えることができる旨の条例改正を令和 6 年度に行いました。

その結果この間の届け出の約 14%に当たる 21 件でご活用いただき、一定の効果が出ているものと考えております。

令和 7 年 3 月には国土交通省より改正標準町駐車場条例および技術的助言の通知にて共同住宅への配送需要の増加等に伴う荷さばき駐車施設の重要性について言及があり、東京都においても、東京都駐車場条例の改正に関し、共同住宅の荷さばき駐車施設を含めた検討が

なされております。

区といたしましては、共同住宅への荷さばき駐車施設の附置義務化についてはスペースの問題など慎重な判断が必要となることから今後は都の検討状況も踏まえながら、条例改正や運用方法の見直しなど様々な視点で検討してまいります。

次に駒沢周辺のあの文化的な価値のある建造物のまち作りへの活用についてでございます。区では、風景作り計画を定め、区民の風景作り活動を推進するための地域風景資産の選定や景観法に基づく建築行為等の誘導位置づけ、地域特性に合わせた、よりきめ細やかな風景作りに取り組んでおります。

お話の駒沢給水塔は、平成14年に地域風景資産に選定され、区民の皆様の駒沢給水塔風景資産保存会により新聞の発行や小学生を対象とした見学会など、世田谷区の名刺名所として愛され続けるよう。

風景作り活動が行われております。

また区においては、地域風景資産を巡るクイズラリーや風景特性をテーマとしたまち歩き風景作り活動団体の交流会の開催などを実施し、風景作りへの意識啓発の取り組みを推進しています。

こうした取り組みも踏まえ、引き続き区内や地域の活動団体等とも連携しながら、駒沢給水塔や幸運艦9林愛策定など文化的価値のある建造物等生かし、地域の個性あふれる風景を守り育て作る。

風景作りに取り組んでまいります。

以上でございます。

どのした道路交通計画部長私からは京王線れ立体交差化後のまち作りにつきましの質問2点につきましてお答えいたします。

京王線連続立体交差事業区間内の代田橋駅から千歳烏山駅まで8駅については、平成21年度に策定いたしました。

京王線沿線まちづくり基本方針に基づき、沿線地域を一体とした区民主体のまちづくりが進められております。

また各駅周辺の地区におきましても、京王線連続立体交差事業を契機として、まち作り協議会が設立されるなど、これまで地区住民を中心に、まち作りの検討が進められてきました。検討に当たっては、地域の抱える課題や地域の魅力などについて、地域ごとに議論がなされ、開かずの踏切解消後の目指すべきまちの将来像を描き、その実現に向けてまちづくり条例に基づく地区まちづくり計画や都市計画法による地区計画の策定などにより、街作りが進められております。

今後鉄道の高架化に伴いこれまでの線路による地域の分断が解消され、南北の人の移動が活発化し、地域住民の交流が促進されることが期待されております。

区といたしましても、各地域との連携により、沿線の一体性と、駅ごとの個性が共存し、誰もが愛着を感じるまち作りを目指し、着実に取り組みを進めてまいります。

次に車の流入等が増えることへの対策に関する質問についてでございます。

京王線沿線の地域では線路により地域が南北に分断されており、線路を横断する車両の移動が踏切に限られるため、開かずの踏切による渋滞や踏切事故の発生など、様々な問題があります。

京王線連続立体交差事業により、開かずの踏切が解消され、こうした問題が根本的に解決され、また踏切箇所などに整備される交差道路を通行することにより、車両交通量の分散も効果として期待できます。

一方で、これまで車両の流入の影響が少なかった道路への流入増加も想定されるため、京王線連続立体交差事業により整備される側道などの車両交通規制により、沿道の地区内への通過交通の流入抑制を図るとともに、幹線道路への抜け道とならないようにする対応が重要と考えております。

引き続き、交通管理者、道路管理者との協議により、歩行者が安全に歩ける道路整備を進め、地域ごとの交通環境の変化を見極めながら必要な対策について、地域との連携により検討してまいります。

私からは以上でございます。

向山世田谷保健所長私からはがん検診の受信方法の改善についてお答えを申し上げますががん検診の受診率の目標値は国の第4期がん対策推進基本計画において、お話ございましたように、自治体を実施する対策型がん検診の受診率を60%を目指すとしておりまして区もこの目標に沿って令和10年度の目標目標を設定しています。

実際には区の令和5年度の受診率は、胃がんの11.5%から子宮頸がんの28.6%と10から20%台で推移をしております区は様々な啓発媒体の改善や段階的に受診勧奨対象者の拡大受託医療機関、地区医師会等のかかりつけ医からの干渉を推奨するなど受診率を向上させるいくつかの方策を講じてまいりました。

区は、国が定める標準的な使用に対応した。

新システムの導入に合わせて、令和9年度より現行の希望する検診種別ごとにここに電話等により、受診券の送付を依頼していただく方式から個人ごとに対象となる健診の受診券を一括して送付し、区民の方々の献身アクセスを大きく改善するよう準備を進めております。

私からは以上です。

生涯学習部長、菅井教育政策生涯学習部長。

私からは2点についてご答弁いたします初めに文化財の保存活用における教育委員会と区長部局都市整備領域との連携についてです。

文化財は、区民共有の歴史的財産であり、これらを守り、将来にわたって継承していくためには、教育委員会のみならず、領域を問わず関係所管が連携して取り組むことが重要であると認識しております。

特に、都市整備領域はまちづくり風景作り、公園緑地など文化財との関係性の深い業務も多

く、連携が不可欠であることは議員ご指摘の通りでございます。現在も 9 林愛策定保存の取り組み始め、デジタルミュージアムによる。

地域風景資産の周知世帯 4 丁目 9 小坂緑地や成城みつ池緑地における文化財建造物の公開管理など、都市整備領域との連携は多岐にわたっております。今後とも文化財がまち作りにおいても、重要な地域差であることを踏まえまして整備領域との情報共有を密に行い、連携しながら貴重な文化財の保存活用に努めてまいります。

次に駒沢給水塔の文化財としての保存活用についてです。

駒沢給水等につきましては、将来にわたり長く保存していくことが望ましい貴重な文化財であると認識してございます。教育委員会ではこれまで現地での見学会の実施や地域の活動団体との連携した装飾等に使用されていたガラス球の展示など保存液膜向けました普及啓発に取り組んできたところです。

一方東京都におきましては非常時の応急給水等としても使用しており水道施設としての制約がある中定期的な装飾灯の点灯や東京水道名所に選定し魅力を発信するなど積極的に保存活用にも取り組んでいるところです。

文化財の指定は、所有者の同意に基づく制度でございますので今後の保全に向けましては、東京都の下水道局および教育長教育長への情報提供や意見交換を行っていくとともに引き続き文化財としての価値を伝える普及啓発に取り組んでまいります。以上です。

藤真奈議員はい物もご答弁いただきましてありがとうございます。がん検診に関してですけれども今答弁の中で準備を進めているという答弁ありましたけれども準備を進めているということはこれやっていただけのかそれはいつなのかということを改めて質問したいと思います。給水等での話でありますけれども今回この質問するにあたってまずは給水等保存会の皆さん風景山荘保存会の皆さんでもお話をさせていただきましたけれども、昔菅沼つとむ議員が東京都の水道局に乗り込んで皆さん引き継いで乗り込んで文化財の価値を伝えるみたいな活動もされてたということで私まだまだそこまでのレベルに到達してませんから私がやるよりもぜひともですね、教育委員会はですね、都市整備部門の皆さんにですね、東京都に乗り込んでいただいてその価値をしっかりと伝えていただきたいというふうに思います。もうそのことについても再質問させていただきたいと思います。静粛に願います。菅井教育政策生涯学習部長今いただいたご意見踏まえましてですね、都市整備領域とも連携しまして精一杯ですね東京都の方に働きかけていきたいと思っております。

以上です。

向山世田谷保健所長がん検診のそのアクセスのかなり以前から問題になってございまして、あの区大出で早急ということで、あの区といたしましてはこのシステムの改善とあわせて平成すいません、令和 9 年度からあの目的にしてございます。一方で机スカイでございましてとかあるいは血液センター今実施しております。

保健センターとの十分な調整も必要でございますので、今後精力的にその調整を進めてまいります。

以上です。

藤井真奈議員はい再質問のご答弁ありがとうございます。がん検診に関してはですね、今自治体ではなっちっていう考え方もありますし、区民の皆様の後押しをできるようにしっかり進めていただきたいと思いますし、給水等に関しては今の心意気を今私も受け取りましたので、ぜひとも担当課には、東京都に乗り込んでって価値を伝えていただきたいと思いますというふうに思います。

以上で質問を終わります。

以上で藤井真奈議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

一般質問を続けます。

27 番坂本美恵子議員議長 27 番坂本美恵子議員 国会では、悪法が次々と強行されています。6月10日、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員および地方公務員の兼業の特例に関する法律が成立しました。

予備自衛官は今の仕事や家庭での生活を送りながら、非常時には自衛隊の生活を、活動を支える役割を担います。

自衛隊未経験でも予備自衛官補として教育訓練を受け、予備自衛官になることができます。この法案は、国家公務員や地方公務員が予備自衛官等を兼業する場合に職務専念義務を免除し、任命権者等の許可なく招集に応じることを可能にするなどの特例を設け、予備自衛官等への任用を拡大しようというものです。

2007年度には、イラク、インド洋などへの海外派兵の拡大に伴い、自衛官の退職者が急増しました。

安保3文書が閣議決定により強行されると、さらに退職者が増えました。

そういう状況のもと、予備自衛官の継続的かつ安定的な確保に進むために国家公務員、地方公務員である予備自衛官等が招集に応じやすい環境を整備し、国民に関心、理解を深めてもらうことが必要であると立法措置が講じられました。

しかし、国家公務員法や地方公務員法では、全ての職員が全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に全力を挙げて専念することを規定し、公務労働者は住民の命と安全暮らしを守ることを本部としており、総務省の公務員の兼業に関する通知でも当然本部に支障のないことが大前提とされています。

今、公務の現場では人員不足が常態化しています。

任命権者等の許可なく招集に応じることになれば、現場に混乱をもたらし、残された職員の業務量をさらに増加させ、公務公共サービスの低下を招きかねません。

国会の質疑では、現行制度では、自衛官を退職して予備自衛官等となった方が招集に応じる際に、本部である公務の任命権者である各省庁の大臣や自治体の市長の許可が必要だが、こ

の特例法では、任命権者の許可は不要となる自治体の首長の権限を制限するものであり、公務の遂行にも影響があるが、全国知事会や市長会町村会関係する労働組合などとは、どのような協議が行われたのか。

との質問に対し、小泉防衛大臣は、全国の市長の権限を制限するという認識はございませんと答弁しました。

公務員の兼業に関わる法案であるのに、自治体との協議も理解も得ることなく国会に提出されたということです。

また最終的には、任命権者と調整をさせていただくとも答弁していますが本部が非常に忙しいということを理由にして、欧州義務に応じないということは法律上認められていません。

自衛隊法施行令第 88 条では消臭に応ずることができない場合として、心身の状況が非常に悪い状態、あるいは自分が本当に災害に遭ってしまっている状況など、極めて限定的にしか欧州義務の免除というのはありません。

さらに、個々の職員に予備自衛官補等への応募を促す組織的圧力が加わることも危惧されます。

公務労働者の死傷しそう。

職業選択の自由を脅かすことは許されません。

予備自衛官補の教育訓練は、現状では教育部隊のある駐屯地に寄与し、毎回 5 日間連続して戦闘訓練や実弾射撃など、3 年以内になんと 50 日も実施します。

有給休暇ですら消化できない職場もある中、自発的な志願であっても、職場への影響は少ない。

さらに、2015 年の安保法制により、日本が武力攻撃を受けていない、存立危機事態においても、防衛招集命令が下され、条件を満たせば、日本は集団的自衛権を行使し、自衛隊による武力行使が可能になりました。

そして現在、自衛隊員が戦死した場合に備えて自衛隊員葬式準備まで進んでいます。

陸上自衛隊と葬祭業の業界団体、全日本葬祭業協同組合連合会が協力協定を結んでいる。

これは自衛隊の中では対応できないほどの多数の戦死者を想定して、遺体処理や遺族対応が迅速かつ適切に行える体制を整えているということです。

アメリカの無法な戦争に公務員を動員し、命まで奪われかねない軍事優先の論理を公務の現場に公然と持ち込むものであり、許されません。

この法律に対する区長の見解を伺います。

次に、個人情報の目的外利用の器具について伺います。

人権侵害拡大の危険がある国家情報会議設置法案の採決が強行されました。

国家情報会議設置法は、各行政機関が保有する個人情報を統合的に管理利用することを可能とします。

これまでもイラク戦争時の自衛隊情報保全隊による市民監視事件や警察が市民運動を行

う市民の個人情報を収集。

提供したことが違法と断じられ、個人情報の抹消が命じられた大垣警察市民監視事件大川原化工機冤罪事件など、広く恣意的な市民監視、違法な情報収集活動が行われてきました。このような違法行為への反省が十分になされないまま、政府に批判的な意見を有する市民の表現の自由、思想良心の自由に重大な萎縮効果を及ぼす危険があります。

こうした危険がある一方法案には、G7 各国で整備されているような国家情報会議局の活動に対する国会や第三者機関によるチェック、監視体制など、本来セットで提案すべき民主的統制ありません。

国会では、情報の提供対象に、自治体や民間由来の情報も含まれるのかと、自治体の持つ情報について問われたのに対し、国家情報会議が直接自治体に資料提供を求める制度ではないが情報、行政機関が保有する情報が、自治体や民間由来である場合も含まれると政府参考人からの答弁がありました。

個人情報の目的外利用提供が個人情報保護法で原則禁止されていますが、それが可能になります。

収集した個人情報を個人など、本人の同意なく集約することは重大なプライバシーの侵害です。

世田谷区は、国の制度に先駆けて、個人情報保護制度を構築し、一貫して、区民の個人情報保護のために多くのことを積み上げてきました。

世田谷区において、個人情報保護条例の厳格な運用のもと、出された個人情報の目的外利用が危惧されます。

区の見解を伺います。

最後に、紙オムツ支給助成制度について伺います。

世田谷区の紙オムツ支給オムツ代助成の制度では、介護認定の要介護 3 から 5 の方、または 65 歳以上で入院中の方、寝たきり等の状態が継続し、かつ失禁状態のため 2 ヶ月以上オムツを使用し、引き続きオムツの使用が必要と認められる方などに限られています。

23 区のうち、大田新宿千代田豊島は要介護 1 から墨田台東港目黒は要支援でも支給の対象となっています。

介護度が低くても、認知症などにより、常時出勤状態にある方もおられます。

助成の対象範囲を広げられないでしょうか。

また、オムツ利用の実態について、今後の高齢者ニーズ調査にも取り入れることも意見としてつけ加えます。

また、前立腺がんの手術、手術後の尿漏れで、男性でも尿漏れパッドを利用している人が多いことから区内公共施設の男性トイレや多機能トイレなどに使用済みよう漏れパッドを捨てられるサニタリーボックスの設置も進みました。

慶応大学の研究によると、前立腺の全摘除手術によってがんが切除されても、排泄は日々繰り返される行為であり、術後、自分の意思に反して量が漏れることは身体的な影響や負担だ

けでなく、心の問題に関係する事柄であるといいます。

実際にパッドを利用する方にお話を伺ったところ、出かけるときに、区内の公共施設にサニタリーボックスがあり助かっている。

外出のときの心の負担は減ったが、尿漏れパッドや紙オムツの購入費はひと月 8000 円ほどで年金生活者には負担が大きいということでした。

生活の質を上げるためにも、1年以上続く重度の尿失禁の場合などには、介護が必要な方への紙オムツ助成のような仕組みがつかれないでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長坂本議員にお答えします。

公務員と予備自衛官との兼業特例法改正についての御見解です。

予備自衛官等の活動に関する公務員の兼業特例法につきましては6月10日の参議院本会議で可決、成立をいたしました。

地方公務員の服務関係を大きく変更する内容の法案がジェン国自治体の意見を聞くこともなく成立に至っていることは極めて遺憾に思っております。

この法律は、職員が任命権者の許可なく期間や時期を問わず招集に応じることを内容としていて実態の音しての人事管理や職場運営に大きな影響を及ぼしかねない事態も想定されます運用に当たって、地域の行政を担う自治体の現場実態や職員体制の影響について十分な配慮が必要であります。

今、今後、特別区長会等を通して、職員の本部遂行等区民サービスの維持に支障が生じることのないように適切な運用がなされるよう、その基準を作成するように求めてまいります。指導総務部長私からは個人情報の目的外利用が危惧されるという件についてのご答弁を申し上げます。

国家情報会議設置法につきましては、同法の規定を直接適用して、区が保有する個人情報の収集を行うことができるものではないと理解をしております。

現行の個人情報保護法の規定では、保有個人情報の外部提供は原則禁止ですが、他の法令に基づく場合には外部提供することが可能となります。

ただし、その場合であっても、提供が義務づけられるわけではなく、保有個人情報の内容、その他の状況を鑑みて、提供しないという選択も可能です。

区といたしましては、国のこの間の立法の過程や運用状況等を注視するとともに、国を始めとした外部機関等への保有個人情報の提供について、提供後の区民の個人情報が適正に利用されるのかを十分に検討の上、慎重に判断してまいります。

川島高齢福祉部長はい私からは高齢者の紙オムツ支給助成事業についてご答弁いたします。高齢者の紙オムツ支給事業は、在宅介護を続けるご家族の負担軽減と高齢者の生活の質の確保を目的に実施しているものです。

紙オムツなどをお届けする現物支給と購入費の一部を補助するオムツ代助成があり、令和7年度末の登録者数は、現物支給 4997 人、オムツ代助成 1188 人となっております。

対象者は 65 歳以上でおおむね 2 ヶ月以上オムツを使用している方とし、要介護度については、介護保険制度の判定基準との整合性を踏まえ、排泄に全面的な介助が必要となる要介護 3 以上を基準としております。

紙オムツ支給事業は、平成 27 年に国が日常生活用品の支給を原則介護保険特別会計の対象外とする方針を示したため、現在国の要件に該当しない課税世帯等の高齢者への支給は、一般会計へ移行しています。

令和 7 年度の一般会計で対応している四球費用は事業費の約 4 割を占めております。

対象の拡大につきましましては、国の制度も考慮し、財政負担支給水準のあり方など、慎重に検討を進めてまいります。

以上です。

向山世田谷保健所長私からは前立腺がんの術後合併症の方の紙オムツオムツ助成等の支援についてのお尋ねにお答えします保健所では、がん患者への支援として、がんに罹患した方の治療中や治療後の生活などについて保健センターのがん相談等を通じて、看護師やがん経験者による相談、ピアサポート等を実施しています。

また、対策型がん検診に位置づけられていない感についても一般的な治療法の開設や治療、療養生活に関連する情報提供や主治医等との相談方法、患者会活動の紹介など国立がん研究センターのホームページとリンクするなどして普及しています。

ご指摘の対象の方の場合に、紙オムツ支給事業の世を事業等のような助成制度はございませんが、外出への不安を抱えている方へのがん相談や看護師および社会保険労務士などによるがん患者の身体的、経済的・心理的負担の軽減に繋がる。

個別相談等は重要であると認識しており、今後とも、がん患者やその家族が地域で自分らしく暮らし続けられるよう、取り組みを継続してまいります。

私からは以上です。

坂本美恵子議員予備自衛官の特例法に関しては、地方自治体を無視したひどい法律で許されないものだと思います。

国に対して必要な意見を上げていただきたいということを申し上げまして質問を終わります。

以上で坂本美恵子議員の質問は終わりました。

次に、13 番上川彩議員日吉杏奈上川彩議員初めに、祝休日を休館日とする郷土資料館代官屋敷の休暇未設定の見直しについて伺います。

区立の共同使用感は、国指定重要文化財、世田谷代官屋敷の敷地内にあり、文化財の保全や管理、来館者動線の確保等を確保等を一体で行っていることから開館日も代官屋敷と足並みを揃えて設定されています。

どうしようかな 1964 年に開館した都内初の国立博物館であり、本区の歴史文化の発信拠点として重要です。

沢は隣接する大韓屋敷についても、区の歴史文化の中心施設と位置づけ、令和 4 年度以降、

70 余名もの代官屋敷ボランティアを養成し、母屋の座席部分まで公開を拡大するなど、魅力の向上に努めています。

しかし、これら施設の休館日設定は、区民のアクセス性向上や教育機会の拡大、観光振興の視点を欠いています。

両施設の間隔時は基本月曜日および中止です。

その結果何が起きているのか。

先日、先月のゴールデンウィークの午前中例にとりましょう。

初日の 5 月 2 日のみ。

土曜日のため、開館日 3 日は憲法記念日中韓日 4 日のみどりの日で休館日 5 日も子供なしで中間日 6 日も振替休日で中間日、結果よね。

4 日連続で休館日でした。

区民が最も足を運びやすい連休こそ絶好の公開時間の筈なのに、なぜ全ての救出を中間値がするのでしょうか。

都内 23 区を調べますと、全区に郷土資料館的施設がありました。

長期休館中の目黒区渋谷区を除く 21 区のうち 17 区では、祝休日こそ、開館日力平日を休館日とする利用者本位の運営を行っており、先月の午前中も前日、開館していたと確認ができました。

逆に、その後連中の大半を休館日としての本区と江戸川区の肉だけです。

さらに、区立の世田谷美術館や文学館、義太夫ぼり民家園も、祝休日開館。

翌平日休館で運営されており、郷土資料館等の遅れは血は立っています。

区庁の担当者からは、消防法相開館日には 5 名の職員配置が必要でボランティアが当てられず、また博物館言え専門職員の比率が高く、代替要員の確保も容易ではないとの説明がありました。

しかしそうした市場は他区の使用感も同様で、本区だけ休日開館できない理由にはなりません。

美容室を開館日に振り替えたところで、職員の総勤務日数が変わらないことも確認をしています。

代官屋敷保存海外の警備についても、勤務日の変更は可能というのが区長の見解でした。

つまり、残された課題は、区長してきて、どのように調整し、実現踏み出すかです。

そこでまず、沢の使用感と比較して大きく立ち遅れた。

両施設の現状について教育長のご認識を問います。

あわせて、休日開館の実現に向け、速やかに大根や市町村会との調整に着手されるよう求めますが、教育長のご決議等、区庁の対応方針をとります。

続けて、区立中学校における標準服、いわゆる制服について、購入客用ともに、義務ではないとする区長の答弁と学校現場における指導との乖離について伺います。

本年 3 月の予算審議で区長位は標準服を巡る私の問いかけに着用義務付けるものではない

とする公式見解を示しました。

加えて私は入学時の標準服や体操服意識の購入費が10万円を超え、保護者、保護者負担が重すぎるとの理由から104の認可を求める要望書が繰り返りに出ていると紹介し見解を求めました。

それと脅威は着用事務付けるものではないとする従前の整理が生徒保護者に適切に伝わるよう、学校と情報共有を図るとし、体操服や上着も市販品の使用が可能と答弁されました。

ところが以上の公式答弁と学校現場の指導には大きな隔たりがあります。

今述べた質疑を区立中学の関係者から寄せられた生活の決まり、つまり高速や保護者向けの値が、子供がCを拝見すると、季節を問わず、学校支援の標準服着用が当然の前提とされ、シャツやブレザーセーターに至るまで、学校支援の着用が求められていました。

つまり、全ての指定品の購入が大前提です。

さらに区長井岡医師全区立中学の生活の決まりも入手し、精査しました。

すると、議会答弁と現場指導との乖離は大きく増え、保護者や生徒に対し、実質調整ともとれる案内や指導が行われている実態も確認できました。

この点区長の担当者も標準服の着用は強制ではない旨を明記している学校はほとんど見られなかったと認め今後は、記載内容の見直しなど、各学校で具体的対応を図れるよう改めて周知していくとされました。

しかし、単に公聴会で投球する程度では強制的にとられかねない生徒指導は変わらず決めたように形式的対応に終わりがねないことを危惧します。

くり楓の公式答弁を実行してあるものとするためには、各学校への文書による明確な指導はもちろん、その後のフォローアップ調査を行い実態把握と改善状況の確認まで行う必要があると考えます。

また標準服の着用購入はジムではなく、市販品でも差し支えないという正しい認識をどのように学校現場、生徒保護者に定着させるのか、具体的方策とスケジュールを伺います。

最後に、区内の点訳ニーズを長年支え続けてきた点訳グループが深刻な高齢化に直面し、メンバー全員が後期高齢者となる中で、区内における転役の火を絶やさないための空調機の行動について伺います。

まずここで、薬の必要性和重要性について整理をします。

視覚障害者のうち、展示の読み書きができる人は約1割とされています。

一方で、録音図書と検知図書の両方を利用する人の約8割もが繰り返しを見て非常に研究を選ぶという調査結果があります。

また、漢字表記や文章構造を正確に把握するにも展示は不可欠です。

区立中学の教科書にも、点訳が用意された実績があります。

選挙での点字投票など法的権利の保障にも天気は大変重要です。

加えて、近年のAI天八雲天役児童を持つ人によるチェックが正確性を地図上では不可貸せません。

以上の理解のもと、第1に求めるのは区内の定着活動を支える点字プリンターの確保です。かつて区が要請し、1983年に誕生した、薬グループテントウムシの皆さんが自費購入した店や点字プリンターが年明け故障し、動かなくなりました。

その修理を担ってきた事業者も既に併用しています。

活動継続に不安を抱える皆さんが高額な店員点字プリンター購入を賜ったとドアためらわれている事情が中央図書館長にもお伝えしましたが区として機材の確保や利用機会の提供など、どう対処するおつもりか伺います。

第2項系人材の養成です。

テントウムシも結成から43年が経過し、仲間が7人、7人にまで減る中で、区が一向に後継者の養成踏み出さないことに皆さん危機感を深めております。

この点私からも2001年、2002年、さらに昨年度繰り返し議会で人材養成を求め、区長もその都度検討を約束されますが、この5年、具体策は一切ないままです。

福德長いはこうした現状に危機感をお持ちでしょうか。

昨年11月、都内にある国内最大の点字図書館、日本点字図書館を訪問し、世田谷区民の利用登録者が259名その内、展示の利用者が81名に上るとのデータを得ました。

区外の施設にも関わらずこれほど多くの区民が利用する現状を踏まえると、区は、区内の点訳ニーズを過小評価しているのではないですか。

区と区教委は、区の小さな登録者数とニーズをどう受け止めるのか。

また改めて、人材養成に向けた本気度と具体策を伺います。

最後に、これら課題を解決するため、読書バリアフリー法に基づく地域計画の策定を強く求めます。

2019年成立の同法第8条は自治体にも、読書バリアフリー計画の策定を努力義務として求めますが、本区に策定はないままです。

区の図書館ビジョンが点訳ボランティアの参画を歌いながらも、そうした方々の現実の困難を把握し支える視点を欠いていることから、具体策を持たない本区の現状と法定計画の未策定とは無関係ではないはずで。

単に検討すると口約束するのみにするにとどまらず、具体的な計画策定と落とし込み、免除区切って着実に取り組むべきと考えますがいかがでしょうか。

教育長のご見解とご決意を伺い、壇上からの質問を終わります。

知久教育長私から2点お答えいたします。

まず、祝休日急患の郷土資料館とお代官屋敷その休館日についてでございます。

区立郷土資料館および世田谷代官屋敷の祝日および振替休日の急患につきましては、これまでの運営経営や施設の一体的な管理体制を踏まえ、現在の形が維持されてきたものと認識しております。

一方でご指摘の通り、拓也、区内の多くの文化施設が連休期間中においても祝日および振替休日の快感を基本としている状況を踏まえますと、区民が郷土の歴史や文化に親しむ機会

の確保の面から現行の運用は課題であると受け止めております。

今後は安全管理や職員配置の状況を踏まえつつ、大場代官屋敷保存会のご協力とご理解を得ながら。

祝日および振替休日開館の可能性について、具体的な調整が必要であると考えます。

教育委員会として、区民サービスの向上に資する。

施設運営のあり方について、所管部長に速やかに具体的な検討を進めるよう指示してまいります。

次に、読書バリアフリー法に基づく地域計画について具体的な計画策定へと落とし込み、現状区切ってごことを求めるについてです。

第3次図書館ビジョンでは、読書バリアフリー法に基づき、基本方針の中で、それぞれの特性等に対応した。

多様な人々を包摂する図書館を新たに掲げており、個別計画の策定はございませんが、法の趣旨や具体の施策を丁寧に盛り込んでおります。

一方、点訳人材の養成に関しましては、図書館ビジョンの中では、ボランティアの参加にとどまっておりましたが、令和7年3月に策定された国の読書バリアフリー基本計画第2期において、ボランティア等の高齢化等による影響の観点が増加され、その状況を踏まえた人材の確保育成の重要性がより明確に示されたところで今後、令和11年度からの次期図書館ビジョン策定に向けた外部という記者も交えた議論の中で、法や国の基本計画の趣旨を踏まえ、点訳ボランティアの置かれている状況の把握や議員ご指摘の支える視点の必要性も認識した上で生涯所管の計画とも整合性を図りつつ、より実効性のある計画のあり方や、更なる施策展開の実現に向けた検討を行ってまいります。

私からは一応菅井教育政策生涯学習部長私からは3点についてご答弁いたします初めに区立郷土資料館および世田谷代官屋敷の祝日および振替休日の開館に向けた所管部としての対応方針についてです。

郷土資料館の休館日は月曜日文化の表を除く祝日祝日が月曜の場合はその翌日、および年末年始となっております。

江戸土日会館につきましても主に学芸員を中心に事務職員や会計年度任用職員で対応しておりますが、世田谷ボロ市に合わせた夜間開館や小学校の社会科見学展示講座の準備所蔵資料の閲覧対応など多様な業務を限られた人員で担っており、一定の負担のもとで運営しているものだというのが状況でございます。

ご指摘の祝日および振替休日の開館につきましては区民サービス向上の重要課題と認識しております今後は、勤務体制の強化や会計年度任用職員の活用など運営体制を検討するとともに、第大場代官屋敷保存会との合意形成を図りながら祝日および振替休日の会館の実現に向け、具体的な検討を進めてまいります。

次に点字プリンターの利用機会の提供についてです。

ご指摘の点訳サークルにつきましては図書館からの依頼に基づく図書等の点訳作業の他展

示への理解を深めるイベントの実施へのご協力をいただいております同団体のプリンターの状況につきましては、図書館も把握しており区から依頼している業務を含めまして団体の活動全般に影響が出ていることは十分認識しているところでございます一方、点訳資料を作成する環境の提供は活字文字では情報を得ることが難しい。

視覚障害の方に情報アクセスを保障するため公共の図書館における利用サービスの一環として必要であり、大変重要なものと考えております。

そうした状況を踏まえまして今後は図書館において個人、団体を問わず点字プリンターを広く利用いただけるよう必要な機器の設置や適正な運用のルールに向けへ向けたルール策定を進めてまいります。

最後に日本点字図書館における区民の登録し登録者数および展示ニーズを区教育委員会はどのように見ているかについてご答弁いたします。

日本点字図書館は視覚障害者向けに転じ、図書や録音図書作成貸し出している日本最大の専門図書で図書館でございますまた、区立図書館におきましても区民からの要望に応じ、所蔵していない点字図書を借用するなどご協力をいただいているところでございます多くの区民の方が点字図書とか日本点字図書館を利用されている背景といたしましては都内に立地し専門的なアドバイスが受けられるといった環境によるところも大きく、それぞれが大切な区民ニーズであると認識しておりますこうした状況や展示サービス利用にかかるとの調査結果等の動向を踏まえますと、点訳は御薬と同様区内においても一定のニーズが確実に存在していると考えており、区としては引き続き展示を必要とする方へのサービスを確実に展開できるよう取り組みを進めてまいります以上です。

山田学校教育部長私からは制服は義務ではないとする公式答弁と学校現場の指導との乖離についてご答弁いたします。

教育委員会といたしましては、標準服について、学校が推奨する服装ではあるものの、着用を義務付ける義務付けるものではなく、選択肢の一つであるという整理をしてきたところでございます。

一方で、学校現場におきましては、標準服の着用が制度上強制でないことを前提としながらも、学校生活を円滑に営む等の観点から標準服を評価基準とした指導が行われている実情があり、こうした運用と教育委員会が整理している考えた方との間で差が生じているものと認識しております。

昨今の全体的な物価高騰により、保護者の家計負担が厳しさを増す中、標準服についても価格の上昇が見られている状況も踏まえ、今後、保護者の経済的負担の観点からも、標準服の位置づけや、学校における指導のあり方について改めて整理してまいります。

その上で、学校現場はもとより、生徒、保護者にも誤解のない運用となるよう検討を進め、秋頃を目途に一定の見解を取りまとめ、その内容を学校現場に対してわかりやすく、わかりやすく明示してまいります。

その後、新年度での運用に向け、学校現場と共通に認識共有を図りながら、保護者への案内

や生徒指導にも反映していくなど、議員ご指摘の実効性の確保にも努めてまいります。  
以上でございます。

杉中商会福祉部長私からは、点訳に関する人材育成についてご答弁いたします。

区内には展示によって様々な情報を得ることが必要な視覚障害者の方や保健センターで開催している。

展示カフェを通じて、薬に興味を持たれている方が一定数いることは把握しています。

これまで、点訳の講習会などに関する問い合わせがあった際は、外部の機関である点字図書館や東京ヘレンケラー境界をご紹介してきたところです。

しかし、ご案内の通り、区内の点訳ボランティアの方々が高齢化し、活動の継続が困難になってきていることから計画的な人材育成を早期に立ち上げる必要性は高まっていると認識しております。

まずは、他自治体の先進事例について情報収集を行うとともに、点字図書館等で実施している。

点訳関係の講習会を受講した区民の動向の把握に努めながら、確実な人材育成の方策について、教育委員会とともにしっかりと検討してまいります。

以上です。

上川彩議員はい点訳者の養成について意見を申し上げます。

私は2021年、22年、そして昨年も繰り返し、人材養成を求めました。

その都度、区長からは検討するとのこと弁当もいただけてきました。

それにも関わらず、5年経た今、まずは情報収集からという答弁には強い違和感と危機感を覚えます。

転落者の高齢化は待ったなしです。

全ての方が後期高齢者だということを以前の質問でも申し上げております。

具体的な人材養成確保速やかに、確実に運営を進めるよう、改めて強く求めまして、私からの質問を終わらせていただきます。

以上で上川彩議員の質問は終わりました。

次に、5番佐藤美紀議員議長5番佐藤美紀議員最初に多様で新たな世田谷の学びについて伺います。

国民民主党は政策の柱の一つに、人作りは国作りを掲げています。

人作りの基盤は教育であり、AIの進展やそれに伴う変化により、先行見た先行見渡せない社会だからこそ、自ら課題を見つけ、答えを導く探求的学び、多様な学びがより重要になっているという観点から3点を伺います。

一点目はこれまでの体験学習の各種枠組みに教育総合センターが東大東大先端研と取り組んでいる体験型学習プログラム欄の要素を取り入れることについてです。

LANについてその説明資料をパネルデータにしたのでご覧ください。

こちら説明の資料とその実際のオートプログラムについても載せています。

当区においては、各種企業を初めプロスポーツチームなどから、世田谷の子供たちへの体験学習の場の提供があり、ハローキャリアワーク等で頭で展開されています。

これら体験学習の枠組みに対し、この欄のプログラムの視点を生かし、より探究的個別最適化されたものにアップデートしてはと考えます。

例えばプロサッカーチームによるサッカー教室について昨今は、障害の有無を問わず誰もが一緒に楽しめるインクルーシブサッカーの体験会などもタグで展開されていますが、こうした機会において、子供たち自らが何を学びたいか目的に設定するかのプロセスを入れ、個別最適な学びの機会に繋げていただきたいです。

教育総合センターの持つ個別最適化の学びのノウハウを、既存の枠組みに生かしてアップデートしていくことについて見解を伺います。

北沢学園中学校についても伺います。

4月に開校した北沢学園中学校の生徒は楽しそうに学校に通っており、出席率も高いと伺いました。

不登校だった子供たちが北沢学園中学校に通っているという背景には何があるのか、そのあたりを分析して、他の29項に生かせるものについては広げていただきたいです。

区立の学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校で実現できている。

新たな学びについて、他の29項に波及させていくことは、区立で運営していることの意義とも言えます。

見解を伺います。

人作りを支える地域の文脈で学校運営協議会についても伺います。

学校核とした地域運営学校の新たな取り組みとして、区は学校運営協議会のを学校運営協議会を今年度から始めており、私も地元中学校で参加させていただいております。

庄町会商店街というような従来の地域関係団体、団体だけでなく、例えば卒業生や卒業生保護者というような多様な人材が関与できる枠組みがあることで、新たな取り組みの展開が期待されますが、一方で当協議会の活動現象はというと、消耗品費のみで予算を持っていないため、活動の制約になるのではとは課題を感じております。

今年度の各学校の取り組み状況を踏まえ、来年度に向けて、地域運営が学校運営協議会に対する学校運営協議会の予算に対する区の見解を伺います。

次に今後の保育政策について2点伺います。

一点目は私立幼稚園内での小規模保育など低年齢児保育施設の展開についてです。

午前中、会派の園部議員から質疑があったように幼稚園の閉園が続く中、他方低年齢児の保育園整備が必要となる中、幼稚園施設を保育に活かす観点を持ってないでしょうか。

他自治体では幼稚園敷地内施設内に小規模保育など、保育機能を設けることで、幼稚園を持つ堰堤などの資源を低年齢児向け、保育の受け皿に活用する事業を既に始めています。

幼稚園運営法人が保育事業を実施するには、施設改修面、運営管理面等クリアしていかなければならない課題は山積していますが、一方で、例えば保育事業者との協働で実施すれば、

ノウハウ部分の他共有がなされます。

まずは区所管が率先して抵抗した新たな形態についての課題を掘り下げ、私立幼稚園側からの相談があった際に様々なメニューを提示できるようすべきでは提示できるようにすべきではと考えます。

待機児傾向のある低年齢児受け皿に幼稚園の持つ資源を活用していくための区の役割について伺います。

2点目は待機児増となった。

一、二歳児の受け皿確保のための手法です。

区は先月下旬、締め切りで事業者募集を行い、1歳児10名、2歳児10名以上の定員設定の認可保育所および分園を開設に向け準備していると伺っています。

一、二歳児のみがそう過ごす保育園であれば、他にも小規模保育事業の手法がありますが、この数年この低年齢児の受け皿、保育の受け皿としては、認可保育所とその分園のみとなっています。

以前も取り上げましたが分煙はあくまでも本江のサテライトで、サテライト的な位置づけで園庭といった物的資源、看護師配置や施設長といった人的資源を公園と一体運営することが前提です。

他方、小規模保育事業は本を持たずに整備でき、機動性立地の柔軟性に優れた手法でもあります。

これらの手法も選択肢に加えていかないのか見解を伺います。

最後に、災害対策などマンションを巡る課題については2点を伺います。

区のマンション防災事業は2年目に入り、昨年度実施した災害備品の装備を今年度はいかに共助の仕組みに繋げていくかの段階です。

マンション内だけでなく、地域住民とマンション住民との共助にいかに関係するかについて伺います。

東京都では東京とどまるマンション普及促進事業など、町会との合同で防災訓練を実施することを要件にしたマンション防災の補助メニューがあります。

こうした補助事業を活用して地域とマンションとの共助の仕組みに繋げていきたいとする町会自治会もあると伺っていますが、町会側に移行があってもなかなかマンションと繋がれない実態があり、国は町会とマンションを繋ぐ。

橋渡しの役割が求められます。

マンションはそもそも共助の仕組みが乗りにくい足側面を持ちますが、地域との共助に繋げるための区の役割について伺います。

次にマンション駐車場の課題について伺います。

先日、区民の方からお住まいのマンションの駐車場台数を減らすことについてご相談を受けました。

マンションなどの共同住宅の駐車場についてトークでは、面積から算出した台数を住環境

条例に定めています。

ご相談は、マンション建築当時に条例にのっとなって縁した台数がニーズに見合う見合わなくなり、空いているので、台数を減らしてその分を太陽光発電設備など、他に転用したいとするものでした。

マイカー所有が減ってきている中、特に機械式の駐車場を有する共同住宅においては開いたままの駐車場についても、維持管理コストが発生しています。

家に台数を減らすことができれば、コスト削減にもなり、さらに空いたスペースは、太陽光発電設備やEVの充電場所にも転用をすることができ、災害対策にも寄与するとしていくとしても徐区としても住環境条例の改正に盛り込んでいます。

こちらの改正内容についてもパネルにしてありますのでご覧ください。

この条例改正は昨今の高いば、サービスの増加を受け荷さばきスペースを設けることを要件としていますが、駐車場の空き台数を災害環境に寄与する設備に転用できるのであれば、先ほど触れたマンション防災の文脈に通じる内容でもあります。

ですが実際には当時、当該条例改正後、改正内容を活用した台数の削減事例削減の実現事例は上がっていないとのことこの条例改正が既存のマンションには届いてないことが一因と考えます。

先に述べたマンション防災の取り組みでは、下からマンション側へ様々な情報提供や連携の流れが既に展開されているので、こちらに合わせて条例改正についても周知してはいかがでしょうか。

見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

宇都宮教育総合センター長はい私からは2点ご答弁いたしますまず、多様で新たな世田谷の学びについてでございます。

教育総合センターでは、地域企業やスポーツ団体、大学等と連携したスティーブ教育講座やハローキャリアワークなどの事業を通し子供たち1人1人が学びの主体者として多様な学びを実現することを目指しております。

これらの事業の中でも、Run in せたがやは、子供たちに、目的と条件を提示し、その解決手段や方法については、子供たち自らが考えて行動するというものであり、社会と主体的に関わり、実践力を養うものです。

今年度はLANを運営する東京大学先端科学技術研究センターの企画チームに教員を参加させ課題や条件設定仕掛け作り等を実践的に学ぶ機会を設け、学校での指導に生かす研修を実施いたします。

今後、これらの取り組みを通して得た知見や手法を教育総合センターの各種体験活動や学校での教育活動に取り入れ、子供たちが自らの学びを実現する多様な学びの場を創出してまいります。

次に、北沢学園中学校の取り組みを他の学校にも生かすことについてです。

北沢学園中学校では、自分の将来を自分らしく生きていくを教育目標に掲げ、キャリアデザインかやデザイン化などの特別な教育課程を通して自らの生き方を考えたり、自己表現を高めたりする取り組みを進めております。

また、教職員の需要的な指導、支援が生徒の安心に繋がっておりさらにはリラックスマルームやプレイルームなどの諸室を詠えたことで、校内で多様な過ごし方ができることも、生徒からは好評を得ているところでございます。

なお、今年度は北沢学園中学校を多様な学び、フロンティアスクールとして、研究指定校に定めており、将来的な他行への展開を念頭に置き、個々の生徒に応じた多様な学びを保障する。

教育課程の研究、分析を進めてまいります。

以上です。

山田学校教育部長私からは、学校運営協議会の来年度に向けた予算についてご答弁いたします。

本年4月の学校運営協議会の見直しでは、学校家庭地域が一定の権限と責任のもとに協働し、学校関係者だけではない多様な方々に参加いただき、地域全体で子供の育ちを支え、充実させる仕組みといたしました。

今年度の学校運営協議会に係る経費は、教育委員会から要請する活動に対する報償費や消耗品費など限定的な部分はございます。

各校で特色ある取り組みを進めていただいておりますが、適切な予算措置が必要であると認識しておりますが、限られた財源であるため、今年度の確保の取り組み等を踏まえながら、次年度予算の充実を検討いたします。

以上でございます。

鎌田砧総合支所長私からは、マンション、マンション本の防災対策と地域を繋ぐ役割についてご答弁いたします。

区ではマンションにおける共助、在宅避難の推進を目的に、昨年度、マンション防災教授促進事業を実施し、1945棟のマンションからの申請を受け、現在各総合支所から防災区民組織結成に向けた働きかけを行っております。

また、マンション防災に係る都の補助メニューはマンションと町会自治会双方にメリットがあり、地域連携の促進に有効であると認識しております。

引き続き、マンション内の教授促進として、防災区民組織結成に向けた働きかけを行っていく中で区のアドバイザー派遣や都の補助事業も活用しながら地域の共助の関係作りを推進する。

地元町会自治会等の橋渡し役となれるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

佐藤都市整備政策部長私からはマンション防災に関し、区の住環境整備条例の改正内容の周知についてお答えいたします。

令和 6 年度区では共同住宅等における駐車施設の附置台数において、宅配車両等の一時停車スペースを設ける場合、駐車施設の一部を再生可能エネルギー利用施設等に代替可能とするなどの条例改正を実施いたしました。

条例改正後、新築の共同住宅では、代替措置の活用が 21 件ある一方、既存では相談はあるものの、活用まではいたっていない状況でございます。

既存じゅ、既存の共同住宅への活用は、個別事情が異なり、まずは窓口相談に繋げることが重要であるため、管理組合等への周知に努めてまいりました。

今後は、代替施設等が災害対策にも寄与する点を踏まえ、議員ご指摘のマンション防災等の取り組みと連携し、関係所管と協力ししながら、一層の周知を図ってまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは保育に関し 2 点ご答弁いたします。

初めに、今後の保育待機児対策としての小規模保育の活用についてです。

区では令和 9 年 4 月および 10 年 4 月以降開設に向けた認可保育所の整備運営事業者の公募を実施しておりこれまでに複数の提案が寄せられている状況です。

現在保育事業者としての適格性の審査を進めておりますが、まずは今後提案内容を精査し、施設整備を着実に進めてまいります。

議員ご提案の小規模保育事業につきましては、認可保育所に比べ、施設整備や賃借料への補助等が少額となりまた保護者のニーズにも考慮する必要があることから現在は募集を行っておりませんが、今後の整備状況状況を見定めながら、必要に応じて検討してまいります。

次に、幼稚園敷地内での小規模保育の整備についてです。

議員ご提案の私立幼稚園敷地の一部を活用した一、二歳児の保育施設への転用転換につきましては既存資源を活用した有効な手法であると認識しております。

一方実施に当たりましては、幼稚園の意向に加え、園運営への影響や施設整備面など多くの課題があると考えております。

区といたしましては、まずは待機児童の解消に向けて、認可保育所整備を着実に進めるとともに、他自治体での私立幼稚園敷地の活用事例なども参考に子育て家庭のニーズを踏まえた市立幼稚園との更なる連携の可能性について、今後、私立幼稚園協会と意見交換を行ってまいります。

以上です。

佐藤美紀議員一点再質問再質問の前にですけど木を見て森を見ずということにならないように世田谷の未就学児の受け皿としてどうあるべきか全体を俯瞰して課題解決を行っていただきたいということを申し上げます。

マンション防災とそのマンションの駐車場という二つのテーマを質問をいたしました。

これそれぞれ所管が異なりましてマンション防災は地域振興課駐車場に関しては街作り課が所管と伺ってマンション防災をきっかけにこの二つの政策課題について情報共有連携を

図って事業成果に繋げていただきたいですがこの点について一緒の見解を伺います。

鎌田砧総合支所長再質問にお答えいたします。

マンションが自主防災組織として活用活動を行い、地元町会自治会とも連携を深めることで、地域の防災力が向上に防災力の向上に繋がり、太陽光発電施設などの再生可能エネルギー利用設備等を備えることで、災害時に停電した際も、マンション自体、マンション自体の防災機能が強化されると認識しております。

マンションの防災区民組織結成に向けた働きかけを行う中で、条例上、附置義務条例上の附置義務台数で整備された駐車場が再生可能エネルギー利用設備等に変換変更可能になったことをチラシで改めて伝えるなど、支所の地域振興課と住環境条例の窓口所管であるまちづくり課が情報共有、連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐藤美紀議員以上で佐藤美紀議員の質問は終わりました。

次に、49 番岡本伸子議員議長 49 番岡本伸子議員質問通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、希望する人が確実に利用できる産後ケア事業の拡充について伺います。

区は、我が会派の提案により、20 年前より全国に先駆けて、産後ケアセンターを開設して以来、当初は 1 ヶ所だけであった産後ケアセンターのニーズの高まりと地域偏在の解消を目的に、ショートステイ、デイケア、アウトリーチなど受け皿の拡充に取り組んでこられたことを評価いたします。

現在区は更なる高まるニーズに対し、産後ケア事業推進方針を策定し、令和 11 年度を目途にショートステイを中心とした受け皿拡充に着手されていると認識しておりますが、果たしてこの推進方針のままで対象となる。

出産後 4 ヶ月までの散布に心に寄り添う産後ケアが可能なのか疑問があります。

先日、区内で助産院をされている助産師の皆さんと意見交換をする機会がありました。

その際、広場でお会いした利用者より、区の産後ケアを申し込んだが外れてしまい、とても残念。

一対一で自分の不安や悩みを相談できる産後ケアを利用し、タイとの複数の方からの要望を受けているとのこと。

特に第 2 章出産された場合、上のお子さんがいることから、ショートステイ利用は難しく、デイケアなどを増やしてあげられないかとお声でした。

区の令和 7 年度の産後ケア事業の実績を見ますと前後し、5 施設ショートステイデイケアの申し込みは実に 1 万 4487 件に対し、当選数は 3103 件と、わずか約 2 割にとどまっております。

しかも、最大で 7 日間利用可能なショートステイも希望が多いためか、平均利用日数が 3.7 日にとどまっている実態があります。

また、申し込みの実人数 2295 人に対し 1 回群利用できなかった方が 467 人にも上っており

さらに、区が支援の必要性が高いとされた方のうち 20 名が利用に繋がらなかった課題もあります。

ここで 3 点質問いたします。

一点目に、令和 7 年度の申込数と当選数に対する区の課題認識を伺います。

2 点目に、令和 7 年度実績では利用できなかった 467 人の方々を含め、申込数の約 8 割が当選できてない時体を踏まえて、フォロー体制の強化が求められます。

区の見解を伺います。

3 点目に、本区の産後ケア事業推進方針では、ショートステイの拡充が中心ですが、希望する全ての産婦が利用できる産後ケアの受け皿の迅速な拡充のために、デイケアの拡充も実施すべきですし、区の具体的な取り組みへの答弁を求めます。

次に、困難女性の着実な支援について伺います。

令和 6 年 4 月 1 日に施行された困難を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律には、国地方公共団体の責務として支援に必要な施策を講じることが明記され、民間団体との協働による支援とともに、民間団体に対する補助規定が創設されております。

国はこの新法にのっとり、令和 8 年度当初予算に、官民協働女性支援事業を明記し、公的機関と民間団体が密接に連携しながら、アウトリーチ支援や一時的な居場所の居場所の提供生活習慣を改善するために一定期間居住する場所の提供、地域に定着するためのアフターケアなど、切れ目のない支援の実施に向けた予算が拡充されております。

しかし残念ながら、本区の本年度予算には見当たりません。

先日、区内で困難な問題、問題を抱える女性への支援を長年行っている民間団体の方々と混乱させていただいた際、一時的な宿泊施設となるステップハウスなどの運営は、児童福祉施設の運営面と比較して、法的援助が全くなく、事業継続するにはとても困難な状況にあるとの切実なお声をいただきました。

ここで 2 点質問いたします。

一点目に現在区は、第 3 期男女共同参画プランを改定中ですが、若年女性への支援は福祉所管プランの策定は区民生活所管で行うなど、継続的な支援を実施する上で、当事者が制度と制度のはざままで支援から抜け落ちることがないように、きめ細やかなセーフティーネットの構築が求められます。

区の見解を伺います。

2 点目に、新法で定められている通り、困難な問題を抱える女性への支援については、先駆的な女性支援を実践する。

3 日、民間団体との協働は欠かせないと考えます。

しかし、先にも述べたように、その民間団体はそのほとんどが運営面で体力が弱く、事業継続が危ぶまれる現実があります。

法律に照らし、てらして、区として必要な予算措置を講じ、援助をすることが求められます。

区の見解を伺います。

次に、中小企業小規模事業者の社員のメンタル不調支援について伺います。

先日国において、メンタル不調のカウンセリングを担当されている臨床心理士の方とお話をする機会がありました。

メンタル不調がある場合、早い段階でカウンセリングを受けることができれば重症化せず回復することができる。

カウンセリングは継続することが重要だが、自由診療のため、通常1回につき3000円から5000円程度が自己負担となり、途中で断念する人が多い現代社会には多くのストレスがあり、どの職場も人材不足が課題となる。

ている中で、メンタル不調への支援は重要であるとのことでした。

人口減少社会に突入している我が国において、あらゆる職場で人材不足は深刻な問題であり、就労継続支援の一環として、メンタル不調への支援は重要な福利厚生の一つと考えます。ここで2点伺います。

一点目に、世田谷区役所は、区内最大規模の事業者ですが、区役所に従事される職員の方々のメンタル不調への支援制度がどのように用意されているのか伺います。

2点目に、特に人材が確保が難しいと言われる区内の中小企業小規模事業者の社員の方々がメンタル不調になった場合、区役所職員と同様に早期の段階からカウンセリングが受けられる支援制度の創設が求められます。

区内産業を下支えする本区として、中小企業小規模事業者への支援が必要と考えます。

区の見解を伺います。

最後に、誰もが楽しめる。

246 ハーフマラソンの改善について伺います。

本年3月の予算特別委員会に続く質問になります。

昨年11月に開催された第20回246ハーフマラソンはコース沿道の沿道の住民の方々や利用する幹線道路の交通規制などのご協力をいただきながら、大きな事故なく開催を重ねてこられたことについて全ての関係者のご努力に心から敬意を表します。

これまで20年間という歳月を経る中で、全国でも多くの自治体でハーフマラソンが実施されるようになっております。

今年、区内在住の区民ランナーの方から世田谷区-246ハーフマラソンは東京港新宿など都内で開催されている他のハーフマラソンと比較して、区民ランナーに厳しく冷たい大会であり、制限時間やラップタイム。

参加するなどの改善をして欲しいとの要望をいただきました。

例えば、制限時間については、他地域のハーフマラソンが150分以上に設定されているのに対し、246ハーフマラソンは20分も短い130分と厳しい設定であり、区間ごとのラップタイムにおいても他が平均7分台にも関わらず、本区の平均は6分台で、特に5分台の割合が多い特徴があります。

246を走って、駒沢でゴールを目指すランナーの中には、昨年だけでも完走できなかった方

が 84 名出るなど、シニアや初心者が参加するのにハードルが高いことがわかります。

さらに、毎年 1 億 2000 万円もの交付金が投じられているにも関わらず、区民ランナーの参加率が 6 割台と低い状態は看過できません。

ここで 2 点質問いたします。

一点目に、これまでの 246 ハーフマラソンの魅力は堅持しつつ、制限時間やラップタイムを組みいるランナーが楽しめる条件に緩和するなど工夫が求められます。

区の見解を伺います。

2 点目に、昨年より出走者の定員を 200 人ふやしに鮮明にされたことは評価いたしますが、組合のランナーの比率を向上させる、更なる取り組みが求められます。

区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

松本子供若者部長私からは産後ケア事業に関し 3 点ご答弁いたします。

初めに、令和 7 年度の申込件数と当選件数に対する区の課題認識についてです。

現在産後ケア事業は、昨年度から申し込み方法オンライン化したことにより、潜在的ニーズを拾い上げに繋がったことで申込数が大幅に増加しました直近の令和 7 年度は、ショートステイ、デイケアの利用申し込み件数 1 万 4487 件に対し、当選件数は 3103 件となり利用決定率の低さが課題と捉えております。

また実申し込み人数で見ても 2295 名の申し込みに対し、実際に産後ケア事業を利用できた方は 1828 名となっており、希望したにも関わらず利用できていない方が 467 人いることから、利用可能枠の着実な拡充が必要であると認識しております。

次に、利用できなかった方等へのフォロー体制についての強化についてです。

産後ケア事業を利用できなかった方へのフォローにつきましては、LINE を通じて結果をお知らせする際、子供家庭支援センターや健康作り課を初め、地域子育て支援コーディネーター、お出かけひろば等の案内を掲載するなど、必要に応じた支援に繋がられる仕組みで運用しております。

また、申込時に把握した悩みごと等の内容を考慮し、区による積極的な支援の必要性が高いと考えられる方については子供家庭支援センターや健康作り課の保健師等による戸別訪問や面接等による継続的なフォローを行い、切れ目のない支援に繋がっております。

今後も支援を必要とする方が適切な支援に繋がることができるよう、引き続きフォローをフォローを行うとともに、より多くの方が、産後ケア事業を利用できるよう、利用可能枠の拡充に努めてまいります。

次に、デイケアもデイケアも合わせ、希望する全ての散布が利用できる産後ケア事業への転換についてです。

区ではこの間の利用希望に十分に対応しきれていない状況を踏まえ、令和 7 年 3 月に世田谷区産後ケア事業推進方針を策定し、ショートステイを中心に拡充を進め、令和 11 年度までに需要量を充足する目標を定めました。

これにより、昨年度は新たに2施設、4枠分の拡充を図ったところです。

一方で、利用者の利便性の向上を目的に昨年8月に申し込みのオンライン化に取り組んだところ、予想以上の潜在的ニーズの拾い上げに繋がったこともあり、利用申込数が大幅に増加し、希望通りの利用がかなわない状況が生じております。

こうした現状を踏まえ、まずはニーズの高いショートステイの着実な整備を進めてまいります。

議員お話しの子育て支援も含めた産後ケアの拡充につきましては、令和9年度に予定しております。

子供若者総合計画の中間見直しにおいて、改めて実績推移やニーズ等を踏まえ検討してまいります。

以上です。

中西生活文化政策部長私からは困難な問題を抱える女性への支援について2点お答えいたします。

1点目まず、制度のはざまでも利用者に不利益が生じないための仕組み作りについてです。

女性を取り巻く複雑化多様化複合化した課題に対応するため、区が困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に定める支援調整会議に位置づけている実務者会議を定期的開催し、人権男女共同参画課のDV等相談支援専門員も加わり、個別ケース全体の定期的なフォローや支援方針の確認等を行っています。

支援に当たっては福祉所管との連携が大変重要であると考えており、町内のあり方検討会等を活用した更なる連携体制の強化を図るとともに、各所管における支援策の情報共有を行い、制度のはざまに落ちることのないよう必要な支援に着実に繋がる仕組み作りに取り組んでまいり2点目に困難な女性の支援に当たる民間団体との協働およびその援助についてです。

困難な問題を抱える女性への支援に当たっては法に基づく国の基本的な方針の中で、行政と民間支援団体が双方の特色を尊重し補完しながら、対等な立場で共同して支援していくこととしており、民間支援団体との効果的な連携の方策作りは課題であると認識しています。

官民協働女性支援事業が指名するアウトリーチや相談支援、居場所の確保、地域での自立定着支援などにつきましては、既存の児童福祉分野における支援も含めて整理するとともに、支援調整会議の会議体などを活用し、民間支援団体からのご意見を伺いながら、切れ目のない支援が推進できる連携体制の検討を進めてまいります。

以上でございます。

須藤総務部長私からは、区職員のメンタル不調への支援、こちらについてご答弁申し上げます。

区では、メンタル不調を職員のメンタル不調を早期に把握し、適切に支援するため、庁内に、産業医保健師による相談窓口を設けるとともに、外部専門機関への委託による審理心理士

のカウンセラーによる相談窓口も整備しており、いずれも無料で相談することができます。また、毎年のストレスチェックの他、採用年次に応じたセルフケア研修や管理監督者向けのラインケア研修、こちらを実施し、自己回復力や職場での早期対応力の向上にも努めております。

引き続き、職員が安心して働き続ける環境作りに向けて、心の健康作りを重要な課題と位置づけ必要な施策の充実に取り組んでまいります。

私からは以上でござい。

五十嵐経済産業部長私からは中小企業小規模事業者の社員のメンタル不調支援についてご答弁いたします。

全国健康保険協会の調査では、精神的理由での傷病手当金の支給件数が全ての年代で増加しており人手不足が継続した課題となる中円滑な事業活動に向けて従業員のメンタルケアや相談体制の整備は重要な要素となります。

こうした中三茶おしごとカフェでのハラスメントをテーマにした事業者向けセミナーの他東京商工会議所等における健康経営の啓発など様々な機関において従業員のメンタルケアに向けた取り組み、発信を行っています。

また、事業者におけるケア体制構築の後押しも重要になるためカウンセリング支援等を通じた事業者の福利厚生の実充や産業保健指導などを受けられる地域産業保健センターの活用促進など従業員が安心して働ける環境整備の支援策を検討し実現可能なものから速やかに取り組むことで雇用の維持と事業活動の推進に繋げてまいります。

以上でございませう。

渡辺スポーツ推進部長、はい私からは、新野がハーフマラソンに関しまして2点、順次ご答弁を申し上げます。

初めに、制限時間、ラップタイムの緩和に向けた取り組みについてでございませう。

世田谷によるハーフマラソンは世界陸連、日本陸連、ぱらりくれんの承認または公認大会になっており、実業団選手、箱根駅伝の大学生ランナーが走るなど、収録注目度も高く、知名度とともに、人気の高い大会に成長してまいりました。

今大会では、コクドによる剛性を始め、広範囲にわたり交通規制をしており、沿道住民や路線バス運行への影響を考慮し、関係機関と協議しながら、交通規制時間を最小限に抑えるために、五つの関門を設け、順次、交通規制を解除しながら、制限時間を130分に設定して実施しております。

この30130分の制限時間を延長することで併せて関門のラップタイムを伸ばすことが可能になりますが、同時に、交通規制時間を延ばすことになり、沿道の住宅では車を出庫できないなど、様々な制球生活への影響が生じてまいります。

一方でこれまで20年にわたり警察の指導のもと、大きな事故もなく安全に大会を運営してきております。

この巻議員よりご提案いただいております。

制限時間の延長や更なる参加増に向けましては主には警察を中心にまずは相談をさせていただきながら、遠藤のお住まいの方々の理解と安全面の確保を最優先に勘案し、また今後コースに影響が生じるような工事等の情報もございますので、時期等も含めて丁寧かつ慎重に検討をしております。

次に区民ランナーの比率を向上させる取り組みについてでございます。

第1回大会では、800名の定員でしたが、その後段階的に参加者数を増やし、昨年度は1800名から2000名に提案を増やしていき、開催したところでございます。

26ハーフマラソンへの区民の参加割合については従来から65%を目途に実施してきておりますが、昨年度例にとりますと、区民のもうしかし、申込者数よりも、区外の方の申込者数が1.5倍と多くなってございます。

また、2000人のさんは参加枠に対しまして現在2割にあたる400名をふるさと納税枠としており、区民の参加はもとより、区外からの参加についても期待しているところでございます。

こうした中で、今年度も2000名の定員を予定しておりますので、ご質問の趣旨を踏まえ、できるだけ多くの市民ランナーにご参加いただけるよう引き続き努めてまいります。

以上でございます。

岡本伸子議員。

はいのご答弁ありがとうございます。

ご答弁ありがとうございます2点再質問させていただきます。

産後ケア事業についてですけれども、やはり昨年8月からオンライン化をしたことでニーズがすごくあの、潜在ニーズが掘り起こされた。

約1万4000件以上ですね申し込みがあるっていうことがありますので、ぜひあのデイケアのニーズ調査をしっかりとっていただきたいということが一つメンタル不調については国も区も公務員さん全部無料でカウンセリングを受けられてますので、中小企業への支援ぜひ再度お願いしたいと思います。

松本子供若者部長産後ケア事業に関し再質問にご答弁いたします。

産後ケア事業のニーズにつきましては、申込件数や利用実績に加え、申し込みずに把握している悩み事や、個々の状況の他、実際に利用者へのアンケート等を通じて把握に努めているところです。

一方で、オンライン化により顕在化したニーズや求められている支援内容等を把握し、より詳細な分析が必要であると認識しております。

今後はこうしたニーズの把握、分析を一層進めるとともにこの間の事業実績と比較検証しながら児童虐待の未然防止という事業の目的を踏まえつつ、今後の産後ケア事業の拡充の検討に繋げてまいります。

以上です。

五十嵐経済産業部長私からはメンタル不調ケアに関する再質問にご答弁いたします。

従業員のメンタル不調への対応に関しましては回復状況や再発リスクなどに応じた継続的なフォローが必要であるというふうに認識しております。ご指摘の継続したカウンセリング等の利用は重要な視点であることからそうした視点も踏まえまして、事業者の福利厚生への支援策など従業員の継続的なメンタルケアに繋がる取り組みの検討を進めてまいります。

以上でございます。

岡本伸子議員。

あの区民の皆様へ寄り添う支援を求めまして市、質問を終わります。

以上で岡本伸子議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

22 番黒田愛子議員議長 22 番黒田愛子議員 世田谷区立小中学校は、子供たちが毎日通う学び舎であり、ときに地域住民が活用する場であり、災害時には避難所にもなる大切な公共施設です。

しかし多くの学校は、昭和 40 年代から 50 年代に建てられ、老朽化が進んでおり、現在区では年 3 校ペースでの改築を進めています。

世田谷区で学校の改築建て替えを行う場合、仮設校舎を現在の校舎の近くに建てるスペースはほぼなく、いながら改築。

学校敷地内で学校を使いながら工事を行うこととなり、児童生徒に様々な不利益が生じる場合があります。

実際に工程機能が十分に確保されていないケースがあるなど、これまでも議会において、学校改築に関わる課題が取り上げられています。

私が最近発表したのは、中学進学時が改築期間にあたるこの保護者が漏らした。

中学受験をさせようか迷うという言葉です。

中学校生活 3 年間はほぼ工事期間、新しい校舎を使うことなく卒業すると考えると、親としては悩みます。

世田谷区だけでなく、都内ではどの学校も老朽化という課題に直面しています。

そんな中、渋谷区では、未来の学校プロジェクトとして、学校改築を契機とし、新たな教育ニーズや視点を踏まえた施設整備を進めています。

先日視察した青山キャンパスは都有地である青山病院跡地約 1 万 2000 平方メートルを借りて、近隣 3 校が同時に使える仮設校舎空調完備の大中小三つの体育館、テニスコート 2 面分、陸上トラックも備えた工程があります。

仮設校舎内教室には、タブレットと教科書を並べても余裕のある従来より大きめの机を採用し、グループ学習個別学習、調べものプレゼンテーションなど、柔軟に活用できるラーニングコモンズという共用スペースまた映像や音楽制作の最新機器、ハイスペック PC3D プ

リンターレーザーカッターなど、もの作りのための資材を完備した未来共創空間という教室も用意しています。

特に未来共創空間は、東急株式会社と NPO 法人が運営を共同受託し、毎日の体重的な学びの支援だけでなく、大学や企業と連携して子供たちの視野や価値観を広げる様々な取り組みが行われています。

渋谷区が目指す未来の学校を新校舎に先駆けて体現した小山キャンパスを視察して、子供たちの教育環境整備にける渋谷区の熱量を実感しました。

翻って世田谷区は、学校改築が児童生徒に与える影響をどのように捉え対応しているのでしょうか。

まず不利益を払拭するような取り組みを行うのはないのか伺います。

次に改築中の指定校変更の要望にどう答えるのか伺います。

特に中学生の学校生活は3年間です。

改築の影響を大きく受けやすいと考えます。

改築校で元々想定される学級数より1学級減ったという話も聞きました。

中学受験を考えずとも、区内の別の学校へ指定校変更が可能ならば安心できるご家庭もあるのではないのでしょうか。

伺います。

またそもそも世田谷区は改築を提起として、よりよい学校作りに取り組んでいるのでしょうか。

世田谷区の目指す教育を実現できる学校作りが行われているのか伺います。

続いて、毎年、マイナンバーカードについて伺います。

マイナカードは行政の現場にとどまらず、民間サービスでもアプリ登録コンサートチケット購入時など本人確認が必要な様々な場面で活用が広がっています。

しかし世田谷区では、令和7年の更新ピークを経て申請から交付まで4ヶ月以上かかるなど、大変不便な状態です。

待たずにスムーズに受け取れる体制作りを基本としつつ、行政においても活用の幅を広げ、区民の利便性を高め、マイナカードを持つメリットを区民に感じていただきたいと考え質問します。

まず一点目、カード交付にまでにかかる時間の短縮を求めます。

区からは、他会派の質問に対する答弁もありましたが、確定申告時期のe-Tax利用大学入学共通テストに当日持参する顔写真付き身分証明書としての利用など、早く受け取りたいと焦るケースは多々あります。

申請から交付までの時間を短縮し、スムーズに受け取れる体制作りを求めます。

2点目、災害時の情報通信にマイナカードを活用すべきです。

区は、令和令和8年度の主要事務事業に、災害時の情報通信システム整備を挙げています。以前視察した石川県では、能登半島地震の際、被災者の情報を集め、各自治体と連携するた

めに、マイナカードを活用したそうです。

馳浩前知事からは、マイナカード取得率を 100%にしておくべきだとのお言葉も伺いました。

避難所への入退室管理システムの検討が俎上に上がっていますが、マイナカード活用は検討されているのでしょうか。

ぜひ活用いただきたいです。

また被災者雑賀沙衣生活再建システムについては既にマイナカードを利用して罹災証明書発行申請が行えるそうですので、早急に運用体制を整えて活用いただきたいです。

マイナカードさえ持っていれば災害時も安心という環境を整備すべきと考えを伺います。

3点目、世田谷区では、現在マイナカードが子供と医療証、1人親家庭等医療証として利用可能になっています。

病院の診察券とマイナ保険証だけで受信可能になっているのです。

しかしまだこれがあまり知られておらず、先日もママ友達に子供のマイナカードは取得しても使う場面がないマイナ保険証にしなくても、資格確認書が送られてきた病院に行くときも医療所は別で持っていかなきゃいけない。

申請してもなかなか受け取れないらしいし面倒だということを言われまして、忸怩たる思いです。

医療証として利用可能な医療機関薬局がまだ限られているという状況も周知に影響していると考えますので、マイナカードが医療証として使える場所を増やし、区民への周知徹底をしていただくよう強く求めます。

4点目。

東京都は東京アプリでのマイナカード連携で1万1000円東京ポイントを付与するキャンペーンを実施しています。

また雲せたがや Pay においてマイナカードを使った区民認証者 500 ポイントを付与しています。

しかし東京ポイントの交換先にせたがや Pay が含まれておらず、多くのポイントが区外商品に流れる可能性があります。

区内消費の促進に向け東京アプリとせたがや Pay のポイント連携を早急に進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に最も身近な道路、地先道路整備について伺います。

砧地域は緑と水に恵まれた地域である一方、道路整備状況は不十分で整備を進めていくべき地域です。

中でも区民にとって最も身近な地先道路整備は地域の防災性向上、交通環境改善のため重要と考えます。

先日地元の方からは、抜け道となっている道路について、狭い道で交通量が多く危険だと相談をいただきました。

調べていくと当該道路は、地先道路整備計画に位置づけられている地先道路でした。

ただ計画に位置づけられていながらも、拡幅拡幅の手配はあまり感じられないまま、つい最近も、この道路沿いには新築住宅が建ち、マンションも建設中です。

区からは地権者が多く、拡幅には多くの方の協力と時間と費用がかかる。

地区計画など地域の状況を踏まえ優先順位をつけて事業を行っているという説明を受けました。また寡婦拡幅により、交通量増加も懸念され、安全面を考えると歩道の整備も必要ですが、地先道路の6m程度の幅員では十分な整備ができない可能性もあるとのことでした。

ただこの近辺で仮に火災が起こったら、消防活動が十分に行えるのかと考えると不安は残ります。

今述べたように、地先道路の整備については様々な課題がありますが、我が会派の真鍋議員が過去の質疑で、法定外公共物を活用しながら実効性の高い計画とすべきと指摘しています。

用地交渉についても、相手のあることとはいえ、工夫を重ねて取り組む必要があります。消防活動困難区域をなくし、安心安全なまち作りのために、地先道路整備事業を粘り強く力強く進めていただきたいという思いを込めて、砧地域における現状の取り組みや今後の展望を伺います。

また地先道路計画は、一般に公開されておらず、地元の方から道路に関する相談があっても食べ確認しないと当該道路の計画の有無がわかりません。

道路整備事業を進めていく上では、計画の有無を周知する方が協力を得やすいのではないかと。

公開すべきではないかと考えますが、区のお考えを伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

山田学校教育部長私からは、学校海域改築に係る課題につきまして2点ご答弁いたします。まず改築中の不利益を払拭する取り組みについてです。

学校改築期間中におきましては、校庭や特別教室の利用制限、工事車両の出入りや工事音などにより、児童生徒の学校生活や教育活動に一定の影響が生じるものと認識し、認識しております。

区では、学校改築が児童生徒に及ぼす影響をできるだけ抑えるため、学び舎を始めとした近隣校との連携や地域施設の活用、また、工事期間の短縮など、教育環境の維持に努めながら改築を進めているところです。

今後もICTの活用や、学校内外の教育資源を積極的に活用することで改築期間中に生じる教育活動への影響を最小限にできるよう、教育活動の質の維持向上と、学びの機会の保障に努めてまいります。

次に、改築中の指定校変更の要望についてです。

指定校変更につきましてはあらかじめ定めている許可基準に基づき個別に判断しておりますけれども、学校改築は、当該校の全ての児童生徒に生じる事情であることや受け入れ側と

なる学校の事情や影響等も考慮する。

考慮する必要があることから、一律に認めることは難しいものと考えております。

今後とも、改築に伴う影響の軽減に引き続き取り組むとともに、指定校変更の申請がある場合には、それぞれの児童生徒の事情を丁寧に伺った上で個々のケースに応じて適切に判断してまいります。

以上でございます。

生涯学習部長、菅井教育政策生涯学習部長私からは、学校の改築を契機とした、よりよい学校作りについてご答弁いたします。

区では、令和 7 年 6 月に学校改築ガイドラインを改定し、地域や学校ごとの実情に応じた特色ある学校作りを進めております。

本ガイドラインでは、学校は子供たちのための場であるという基本に立ち、構想段階から子供自身の意見を適切に反映する機会を確保するとともに保護者や地域住民の意見を丁寧に伺うなど、世田谷らしい参加型の計画作りを着実に実践しております。

これらの取り組みにより、改築を契機としたよりよい教育環境の整備と魅力ある学校作りに一定の成果が表れているものと認識しておりますこうした成果を踏まえまして今後も年 3 校の改築を着実に推進してまいります以上です。

有馬地域行政部長、私から 2 点、初めにマイナンバーカードについて、交付までにかかる時間を短縮性をとのご質問にお答えいたします。

新たな体制構築には時間を要することから、早急に交付予約枠数を拡充するためには、現行体制において対策をとる必要がございます。

区としましてはマイナンバーカードセンターの臨時窓口の更なる拡充、区民窓口出張所の事務フロー等の見直しによる枠の拡充等により交付予約枠数を確保し、申請から交付までの時間短縮に努めているところでございます。

来年は三茶しゃれなあどホール第 4 集会室シリーズを暫定利用しますが、令和 9 年度の電子証明書更新統の急増、令和 10 年度に予定されている磁気カードへの対応、令和 14 年度まで続く更新手続き今後の国の動向対応をするため、専用窓口の拡充等を含め、適切に対応できる交付体制を構築してまいります。

次に被災者生活再建システムでのマイナンバーカード活用についてでございます。

災害発生時にマイナポータルを活用し、罹災証明書の発行申請を可能とすることで、被災された方の負担軽減が図られ、特に大規模災害においては区の罹災証明書発行業務の迅速化に資するものと考えております。

導入に向けましては、被害認定の方法、被災者生活再建システムとの連携マニュアル整備などの課題を整理する必要があることから、今後関係各部と具体的な検討を進めてまいります以上でございます。

加賀谷危機管理部長避難所への入退室管理システムにおけるマイナンバーカードを活用についてお答えいたします現在避難所入退室管理システムにつきましては区公式 LINE での

構築に向けまして避難所運営訓練等での実証を進めております。

ご指摘のマイナンバーカードの活用につきましては、避難所情報入力削減のメリットがある一方、安全性や運用面コスト面など課題もあり、合わせまして引き続きの検証を行い、導入に向けた検討を進めてまいります。

以上です。

松本子供若者部長私からはマイナンバーカードによる子供医療証、1人親等1人親家庭等医療証としての利用に関しご答弁いたします。

令和8年2月より情報連携基盤接続に対応する医療機関等においては、マイナンバーカードによる子供と医療書医療費助成制度の受給資格確認が可能となりました。

区内では3割程度の医療機関等において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が可能となっております。

本年10月のこどもと医療証の一斉更新の際に医療証に同封するしおりにオンライン資格確認についてのご案内を表記する他、X等でのSNSも活用し、保護者等に向けた周知を行う予定です。

また、令和8年度も国および東京都において、医療機関等における情報連携基盤接続に対応するためのシステム改修に係る費用助成を実施する予定であると伺っておりますこの事業し支援事業の準備が整い次第、東京都より東京都医師会等を通じ周知される運びとなります。

区でも、医療機関等への支援について、東京都より周知より周知についての依頼があり次第、区内の各医師会等へ周知の依頼を行ってまいります。

以上です。

五十嵐経済産業部長私からは東京アプリとせたがや Pay のポイント連携についてご答弁いたします。

東京アプリとせたがや Pay のポイント連携につきましては現在東京都が世田谷区を始め独自のデジタル地域との連携を希望する自治体との調整を進めているところでございます。

令和8年度アプリ接続に係る開発や区市町村との区市町村と連携したセキュリティ対策を講じた上で連携を開始するとしております区では現在東京アプリとせたがや Pay の連携に向け商店街振興組合連合会やベンダーとともに、東京都との具体的な協議を進めておりポイント連携を早期に実現できるよう引き続き取り組んでまいります。

以上です。

総合支所長、また桐田総合所長私からは、砧地域の地先道路について2点ご答弁いたします。

まず、地先道路の整備についてでございます。

砧地域の道路率は上昇傾向にあるものの、5地域の中でまだ低く、防災性や交通環境の向上の観点から、地先道路整備は重要な課題だと認識しております。

これまで、砧総合支所では、地先道路整備計画地区計画、密集事業などにより、地先道路の

整備を積み重ねてまいりました。

また、赤道や京阪といった法定外公共物につきましても、地権者の要望を受け、智咲道路智咲道路拡幅等の土地交換等で有効活用するとともに、本年3月に決定した。

外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画では、法定外公共物の位置も確認しながら区画道路を配置したところでございます。

今後につきましても、様々なまち作りの手法を活用し、法定外公共物など、更なる活用や、土地利用の転換等を契機とした、地先道路整備などに、時期を逸することなく取り組み、災害に強く、安全で安心なまちの実現に尽力尽力してまいります。

次に、地先道路計画、地先道路整備計画の一般公開についてでございます。

総合支所では、平成8年に策定された、地先道路整備方針に基づき、地域の自治現状や課題を踏まえた、地先道路整備計画を作成し、地先道路の拡幅後、拡幅や交差点改良等に取り組んでまいりました。

現在地先道路整備方針は、今月末に改定予定のせたがや道作りプランに統合されており、今後は当該プランの内容やまち作りの現状等を踏まえ、地先道路整備計画も改定を予定しているところでございます。

智咲道路の配置を広くお示しすることは区民の方々の道路事業に対する理解促進などの観点から有効であると考えますので、今後、整備計画の検討にあわせ、一般公開につきましても、各総合支所や道路所管など、関係所管と検討してまいります。

私からは以上でございます。

くろだあいこ議員一点再質問します。

いま今後も ICT の活用や、学校内外の教育資源を積極的に活用といったご答弁をいただきました。

渋谷区の未来共創空間のような取り組みは形を変えて世田谷区でも取り入れることができるのではないかと考えます。

教育総合センターが実施しているスティーブ教育講座やスポーツ振興財団が行う世田谷ジュニア科で診アンドカレッジなど、元々区内には質の高い教育支援があります。

また世田谷コラボではこれまでも様々な企業が主体となった出前授業などが行われています。

こういった各所と連携をして、改築校に対して優先的に案内をし、改築の影響を受ける子供たちが質の高い学びに触れる機会を増やせないでしょうか。

近隣校との連携地域施設の活用といった対応に加えて、一步踏み込んだ対応を求めて伺います。

山田学校教育部長再質問にお答えいたします議員のおっしゃっていた通り Steam 教育講座や、せたがやジュニアアカデミーなどカレッジなど、区では学校を内外の教育資源を充実させているところでございます。

これらこれだと実施した学校からは広域的な感想をこれらをいただいているところでござ

います。

こうした好事例につきましては校長会や研修会など、様々な機会ですういった学校に周知を図ってまいりたいと思っております。

今後も子供たちにとって、学校改築による不利益が生じないように、改築校のニーズに合わせて、ICT の活用や、学校内外の教育資源を積極的に活用することで教育が充実するよう、関係機関と連携してまいります。

以上でございます。

くろだあいこ議員ありがとうございます。

ご答弁の中で、改築校のニーズを把握して対応してくださるといことが確認できました良い事例があっても知らないとなかなかその学校からニーズが出てこないということが起こると思いますので、教育委員会から案内や紹介をして丁寧に対応いただきたいと要望しまして、私の質問を終わります。

以上で黒田愛子議員の質問は終わりました。

次に、10 番樋口優子議員、10 番樋口優子議員本日はまず、感性情報のメール配信サービスの導入について伺ってまいります。

近年、記録的な集中豪雨が頻発しております。

令和 7 年 9 月には、時間最大 92 ミリの猛烈な雨により谷沢川が氾濫。

また今月も台風 6 号により野川線側に、レベルⅣの氾濫危険警報が発令され、世田谷区内でも道路冠水やブロック塀倒壊などの被害がありました私はこれまで避難情報避難所空き情報サイトの導入二子玉川地域への堤防整備の実現雨水幹線や調整池の拡充、軟水ない水氾濫防止のための樋門ポンプ流行系設置など、豪雨対策について一貫して要望してまいりました。

近年のゲリラ豪雨は降り始めてから、浸水に至るまでの時間が極めて短く、早めの情報提供と迅速な避難行動の関係が深く、そこで今回、新たな浸水対策として、道路冠水情報の自動配信サービスを提案をいたし、山形県酒田市では、令和 6 年の水害を教訓に、市内の閑静リスクが高い箇所心酔センターを設置。

5 センチ以上の浸水を検知した際に、LINE やメールで自動通信するシステムを導入しました。

利用者が事前に特定の地点を登録しておくことでピンポイントな危険情報をリアルタイムに受け取る仕組み。

本区においても、過去に浸水被害のあった道路などにセンサーを設置し、情報のプッシュ型配信を行うことは、土嚢の設置といった初期対応や冠水箇所を避けた安全な避難ルートを選択に極めて有効であると考えます。

最新技術を活用した感性情報配信サービスを導入をすべきと考えますが世田谷区の見解をお伺いをいたします。

次に、本年 4 月から施行された青切符制度を受け、自転車安全に走行できるインフラ整

備とルールの明確化について質問します。

制度の運用が開始され、私のもとには切実な声が多数寄せられております。

最も多い声は、そもそも区内の道路は、自転車が車道を安全に走る設計になっていない。取り締まりだけでその取り締まりだけを先行させるのではなく、安全な専用レーンを整備をするのが筋ではないかというインフラ整備の遅れに対する強い不満また、施行後も、ルールの曖昧さに対する困惑は解消されておられませんまず、歩道走行に関する疑問です。道路が狭く、交通量の激しい場所での例外的な歩道走行の基準が現場の警察官によって異なるのではないか。

歩行者がいない場合でも、常に徐行しなければ、青切符の対象になるのかといった声が届いてさらに、現場での運用の矛盾も深刻です。

スマホホルダーに固定してナビとして使用することは許容されるのか。

雨天時の傘固定器具の使用は違反に当たるのかといった点に加え、左折時の手信号を行ったら、片手運転として計画されたという耳を疑うような事例も報告されております。

既報の合図が違反と誤認されるようでは、制度への信頼は揺らぎかねません。

さらに、車側のマナーも大きな課題です。

自転車専用レーン上に忠誠駐停車しているクルマがあるため、自転車は車道側を膨らまざる車道側に膨らまざるを得ず、かえって危険だといった苦情も寄せられており、これらを踏まえ踏まえ、以下3点について区の見解をお伺いいたします。

1 現在、世田谷区内における自転車専用レーンの整備状況はどうなっているのか、青切符制度が施行された今、安全に走れる場所の確保は一刻の猶予もあります。

整備加速に向けた今後の具体的な方針をお伺いをいたします。

2、現場での混乱や不当な取り締まりを防ぐため、歩道走行の具体的基準や手信号の義務と片手運転禁止の整合性などについて、区として所管警察署と連携を取り組むへわかりやすく周知をしていく必要があると考えますが、区の見解をお伺いをいたします。

3、自転車レーンに駐停車しているクルマの対策を警察と連携をすること、また世田谷区のお知らせやホームページ、SNSなどを活用し、ドライバーへの啓発をより強力に実施すべきと考えますが、区の見解をお伺い。

次に、小中学生への自転車の安全教育について伺ってまいります。

本年3月26日、警察庁は2021年から2025年までの5年間における児童生徒の交通事故統計を公表しました。

それによると、小学生の死傷者は学年が上がるにつれて、自転車の事故割合が増加し、高学年では、歩行中を逆転。

さらに中学生においては、首相者の約7割が自転車乗車中という極めて深刻な実態が浮き彫りとなり、本区における自転車関与事故の割合は48.5%と東京都全体の関与率45.9%、45.9%を上回る高い水準にありますこうした中、中学生の事故、自転車事故は、本区においても、現役世代の約1.4倍承知小学生高学年と中学生は20代以降のどの世代よりも事故率

が高く、そこで事故が急増するこの過渡期の学年に対し、これまでも提案をしているオンラインによる自転車交通安全講習アプリ輪トレノ活用自転車趣味データの活用スクエアと主張方式の安全教育、YouTube での配信、標識教育に加え、さらに実効性の高い重点的な安全教育を施すべきとか。

現在の世田谷区の取り組み状況と、統計結果を踏まえた今後の教育方針について区の見解をお伺いをいたします。

次に、小中学校への大型づく天板拡張の導入について伺ってまいります。

近年、小中学校で机の天板を大きくする動きが広がっております。

タブレット端末などを使う事業が増え、従来の机だと教材を置くスペースが足りないことが理由の一つであります。

世田谷区では、多くの学校で休日規格の机を基使用しており、W タブレットとノート、教科書が同時に机に乗せられない現状があります。

健康被害の観点からは、狭い机での学習が禁止やセキチューさんは苦笑を誘発。

これに伴う将来的な医療費増大は、財政を圧迫すると考え上記貝瀬解決策として申述企画の大型付の導入を提案した。

他の自治体、例えば渋谷区、港区、練馬区、葛飾区は既に 45×65 センチの新 JIS 規格の大型作りを計画的に導入をしております。

世田谷区でも今後、改築するタイミングで、計画的に大型づく開会を提案をいたします。見解を伺います。

また、全国では 600 以上の自治体が天板拡張くんなどの後付けパーツを導入済みであります。

そこで世田谷区でも、改築の予定がない。

既存の小・中学校には机の天板の着脱式の拡張ツール導入を提案しますが、区の見解を伺い次に過去何度か質問しているキャリア教育について伺ってまいります。

例えば、法律、金融経済メディア IT スポーツといったそれぞれの専門分野の方を教育現場に入れ、経験豊富な方の考え、仕事の内容を学ぶことは、教育の観点から重要であると以前から申しております。

次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方として、自らの人生を舵取りすることができる。

民主的で持続可能な社会の作り手をみんなで育むとあります。

この自らの人生を舵取りすることができるはまさにキャリア教育そのものと考えますが、今後のキャリア教育のあり方について、教育委員会の考えをお伺いをいたします。

次に、具体的なキャリア教育の取り組みについて伺ってまいります。

私が最初に議会でキャリア教育を取り上げた。

平成 27 年はまだ小中学校で事例が少なかったことを記憶しております。

一方で現在は幼稚園、小学校、中学校合わせて 98 校で、法律、金融、職業講話。

起業家教育プログラムなど、多岐の分野にわたり、キャリア教育を行っております。

今回はスポーツに焦点を当てて、プロスポーツ選手によるキャリア教育を提案いたします。

他の自治体では、東京をホームタウンにしているプロサッカーチームと連携協定を結び、男女プロサッカー選手の小学校訪問やプロサッカー選手による観光教育事業の実施など実際のプロスポーツ選手によるキャリア教育を行っております。

世田谷区でもプロサッカーチームとの連携協定、学校でのプロスポーツ選手によるキャリア教育を提案いたしますが、見解をお伺いをいたします。

最後に、現在学校でキャリア教育を行うのは、その学校の PTA など関係者の紹介で行っているケースが多く、ルートが限られております。

また、キャリア教育の内容が良いコンテンツであっても、その学校のみで終わってしまい、他の学校への横展開ができていない状況がありますもったいないと考えます。

今年の 4 月から地域運営学校の新たな仕組みで副校長補佐や学校支援コーディネーターがコーディネート機能を担うこととなりました。

前回の質問で、学校支援コーディネーターを活用し、コーディネーター同士の繋がりを通じてキャリア教育の良いコンテンツを共有し、世田谷区全区への展開を提案いたしましたが、進捗状況をお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問終わります。

推進担当参事采女豪雨対策推進担当参事私からは冠水情報の配信サービスに関してです区ではコツを国土交通省が実施しております。

ワンコイン浸水センサ実証実験に令和 5 年度から参加してございまして、現在 46 ヶ所に浸水センサーを設置しております。

国はこの実証実験におきまして試行的に Web サイトで浸水センサ表示システムを公開しておりますが、区では浸水センサーの茶道を検証中であることから表示システムで、センサーの情報は公開しておりません。

冠水情報をプッシュ型配信サービスの導入につきましては実証実験後の国の運用等の動向が明らかになった段階で浸水センサーシステムの安定性や有効性などを踏まえ、道路冠水の情報収集や風水害全般の情報発信のあり方について危機管理部も含めて検討を進めてまいります。

以上でございます。

畝目土木部長私からは 3. 順次お答えしてまいります。

初めに自転車通行を環境の整備に関してです。

自転車通行空間の整備状況につきましては、令和 7 年度末現在、自転車ネットワーク計画路線延長約 167 km のうち約 62 km、進捗率は 37.3%でございます。

また、優先整備路線では、総延長約 72 km のうち約 43 km、進捗率は 60.1%の状況でございます。

区といたしましては、青切符の制度がスタートし、自転車の安全な走行環境の整備や、これまで以上に重要な重要と認識しておりまして自転車ネットワーク計画に基づき、国や東京都、近隣自治体とも連携をいたしまして、自転車ナビマークなどの自転車走行位置表示の整備や維持管理に努めてまいります。

次に警察との連携による自転車のルールの周知についてです。

自転車は軽車両であるため、車道の走行が原則となりますが、歩道の走行が可能となる。

例外としまして、通行が可とされる報道。

運転者の年齢や所定要件等を満たす場合そして車道の状況から安全確保上やむを得ない場合の三つがあります。

また警察庁がホームページで公開している自転車ルールブックではスピードを出して、歩道を走行し、歩行者を立ち止まらせる行為などは取り締まりの対象となる場合がありますが単に歩道を通行しているといった違反は青切符制度が導入される以前と変わらず、指導警告とされておりまして、導入後も基本的に取り締まりの対象となることはありませんとの記載となっております。

区といたしましては、自転車ルールやマナーの向上と、自転車の安全利用について、青切符制度の導入に合わせて作成いたしました。

わかりやすいパンフレットを活用し、警察との連携をさらに強化し、周知啓発に努めてまいります。

最後に中止して駐停車している自動車に関してです。

車道上に駐停車する自動車の対応につきましては警察による違法駐車を取り締まりの他区では、警告横断幕等による注意喚起を実施してまいりました。

区といたしましては、こうした取り組みの継続はもとより、自転車旅マーク等の意義や役割について、区のホームページに掲載し、周知するなど、様々な広報媒体を活用し、広くドライバーへ啓発を行うとともに、区内 4 警察署に対しまして、取り締まりの強化を要請するなど、自転車の安全で快適な通行空間の確保に努めてまいります。

以上でございます。

山田学校教育部長私からは 6 点につきまして順次お答えいたします。

まず、自転車安全教育の現在の取り組み状況と今後の教育方針です。

教育委員会といたしましても、事前自転車利用が増え、事故りし、リスクが高まる。

小学校高学年中学生への安全教育の重要性は認識してございます。

各学校におきましては、安全教育プログラムに基づく指導や東京自転車ルールブックガイドライン等を活用し、交通ルールの理解促進に取り組んでおります。

今後は、当該段階における自動車自転車指導に重点を置くとともに、東京都が配信しております。

タブレット端末を活用した自転車安全学習アプリ、臨採りの周知を図り、積極積極的な活用を促してまいります。

続きまして机の天板の今後改築される小・中学校への大型付の開会についてです。

現在、学校の教室用として配備されている机には天板の奥行きが 40 cm、幅が 60 cm の休日企画と奥行きと幅をそれぞれ 5cm 大きくした新 JIS 規格の 2 種類がございます。

区では、学校改築のタイミングで旧 JIS 実質規格の机から新 JIS 規格の机の入れ替えを行っている他、破損や老朽化による入れ替えの際にも、学校の意向を踏まえながら、段階的に真実企画机の入れ替えを行っているところでございます。

次に、机の天板の着脱式拡張ツールの導入についてです。

机の天板の拡張ツールには様々な種類がございます区では一部の学校でタブレット端末や教科書を立てることのできるスリット付きの拡張ツールを導入しております。

開会に比べると費用を抑えながら机上スペースを拡大することができる一方で教室が手狭になることや給食や清掃時の机移動の際に支障になるなどの課題も指摘されております。

しかしながら、学校から導入の相談があった際には、他自治体での導入事例や、既に導入している学校の意見などを参考に、各校の意向や教室の時、実情などを十分に考慮しながら対応を検討してまいります。

続きまして、キャリア教育でございます。

次期学習指導要領に向けた向けた検討の基盤となる考え方についてです。

キャリア教育は、自分の適性、興味関心に気づくことや働くことの意義、社会との関わりを学ぶことで、自らの生き方を選択していく力の育成を目指すものであり、次期学習指導要領の柱の一つである。

次、自らの人生を舵取りする力に繋がると考えております。

今後のキャリア教育の方向性につきましては、区の教育振興基本計画の柱に位置付けており、教育委員会としても、次期学習指導要領の改訂の動向を注視し、子供の実態に即したキャリア教育の更なる充実を図ってまいります。

次にプロサッカーチームとの連携協定、キャリア教育の提案についてです。

教育委員会では、子供 1 人 1 人の社会的、職業的自立に向けた基盤となる能力や態度を育成することを重視し、各学校の実態に応じたキャリア教育の取り組みを進めております。

議員ご提案のプロスポーツ選手によるキャリア教育につきましては、努力の過程や目標設定、仲間との共同挫折からの立ち直りなど、子供たちが自分の生き方や将来を考える上で有意義な学びに繋がると考えております。

今後、学校のニーズや教育的な効果を踏まえながら、プロスポーツチームとの協定の可能性も含めて具体的に検討してまいります。

最後に、学校支援コーディネーターを活用し、キャリア教育のよりよいコンテンツを共有することについてです。

本年 4 月より、これまでの地域運営学校の仕組みを見直し、地域コミュニティ作りに貢献できる学校を目指して、新たな体制を整えました。

新たな体制では、各校の好事例を共有する仕組みとしており、4 月に開催した学校支援コー

ディネーターを対象とした研修において先駆的な活動に係る事例の共有を図ったところで  
す。

今後、各校での実践が進んでまいりますけれども学校支援コーディネーターや副校長補佐  
を対象とした研修等の機会を捉え、キャリア教育の取り組みを含めた各校の好事例等を共  
有することにより、教育の充実を図ってまいります。

以上でございます。

木内優子議員青切符制度の導入と同時に、やはり自転車のインフラ整備、あとは自転車のル  
ールの明確化が必要と考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

以上で樋口優子議員の質問は終わりました。

これで一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 から第 9 に至る 8 件を一括上程いたします。

日程第 2 議案第 43 号令和 8 年度世田谷区一般会計補正予算第 1 次、日程第 3 議案第 44 号  
世田谷区峠特別区税条例の一部を改正する条例日程第 4 議案第 45 号世田谷区立奥沢中学校  
々所奥沢児童館整備工事請負契約日程第 5 議案第 46 号世田谷区立。

奥沢中学校々所奥沢児童館整備、電気設備工事請負契約日程第 6 議案第 47 号世田谷区立奥  
沢中学校歌唱大草児童館整備機械設備工事請負契約、日程第 7 議案第 48 号世田谷区立多摩  
川の上町公園野球場他改修工事請負契約日程第 8 議案第 49 号世田谷区立奥沢区民センター  
および奥沢図書館管理事務所移転に伴う内装等改正改修工事請負契約、日程第 9 議案第 50  
号 9 世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更本 8 件に関し、提案理由の説明を求め  
ます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 43 号より議案第 50 号に至る 8 件につきまし  
てご説明申し上げます。

まず議案第 43 号令和 8 年度世田谷区一般会計補正予算第 1 次につきましてご説明いたしま  
す。

令和 8 年度世田谷区補正予算書第 1 次資料右上の 9 ページを御覧ください。

本件は、東京都の施策と連動した低所得者に対するエアコン購入費等助成や障害福祉サー  
ビス事業所等に対する熱中症予防支援等の他、麻しん抗体検査、予防接種助成、中東情勢を  
踏まえた中小企業融資の利子補給の増など速やかに対応するため、補正計上するものであ  
ります。

この結果、補正後の歳入歳出予算額は、既定予算額に 10 億 1517 万 6000 円を追加し、4323  
億 6818 万 6000 円とするものであります。

次に、議案第 44 号世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたし  
ます。

本件は、地方税法等の改正に伴い、公的年金等に係る源泉徴収の対象となる年金額の引き上げによる扶養親族等申告書の提出範囲の見直しを行うとともに、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 45 号世田谷区立奥沢中学校、仮称奥沢児童館整備工事請負契約議案第 46 号世田谷区立奥沢中学校、仮称奥沢児童館整備、電気設備工事請負契約議案第 47 号世田谷区立奥沢中学校、仮称奥沢児童館整備、機械設備工事請負契約の 3 件につきましてご説明いたします。

本 3 件は、令和 4 年度に取りまとめた整備方針に基づき、中学校を全面改築し、あわせて、学校敷地内に区立児童館を整備するものであります。

本 3 件の契約の締結に当たりましては、地方自治法第 167 条の 5 の 2 および 100 第 167 条の中の 2 の規定に基づきまして総合評価方式の一般競争入札により実施いたしました。

その結果、議案第 45 号は、白井な歌手高野建設共同企業体が落札し、同社と 60 億 4560 万円で契約しようとするものであります。

議案第 46 号は、翌日油井建設共同企業体が落札し、同社と 9 億 4930 万円で木を契約しようとするものであります。

議案第 47 号は、大橋福吉建設共同企業体が落札し、同社と 12 億 6500 万円で契約しようとするものであります。

次に議案第 48 号世田谷区立玉川野毛町公園野球場他、改修工事請負契約につきましてご説明いたします。

本件は、玉川野毛町公園拡張事業の基本設計書および玉川野毛町公園、既開園区域の基本計画書に基づき野球場他工事を実施するものであります。

本件の契約の締結に当たりましては、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づきまして、一般競争入札により実施いたしました。

その結果、日商スポーツ工業株式会社が落札し、同社と 5 億 765 万円で契約しようとするものであります。

次に議案第 49 号世田谷区立奥沢区民センターおよび大きさ、図書館管理事務所移転に伴う内装等改修工事請負契約につきましてご説明いたします。

本件は、東急株式会社が、奥沢駅北側に新築する予定の建物の一部を区が賃借し、奥沢区民センターの雑賀理移転先および奥沢図書館管理事務所の移転先として内装電気設備および機械設備改修工事を行うものであります。

本件の契約の締結に当たりましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約によることとし、東急建設株式会社都市開発して 3 億 3517 万円で契約しようとするものであります。

次に議案第 50 号旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更につきましてご説明いたします。

本件は、令和7年第1回区議会定例会において議案第23号で議決を得て、令和7年第4回区議会定例会において議案第164号として、契約金額と工期の変更を行ったものでありますが、工事着手後しか耐圧盤の調査および測量を実施した結果、既存建物が設計時の想定よりも深く施行されていることが判明し、あわせて予測を上回る地下水の紛失が確認されたため、土砂の崩壊を防止する対策および地下水強制排水の必要が生じたこと、その他の理由により工期の変更を行うものであります。

本6件の契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号および世田谷区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

以上議案第43号より議案第50号に至る8件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本8件を企画総務委員会に付託いたします。

次に、日程第10から第14に至る5件を一括上程いたします。

日程第10、議案第51号世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例日程第11議案第52号世田谷区高齢者障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例日程第12号議案第53号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例日程第13議案第54号財産、仮称世田谷区立北烏山7丁目緑地用地の取得、日程第14議案第55号特別区道路線の認定本5件に関し、提案理由の説明を求めます。

清水副区長ただいま上程になりました議案第51号より議案第55号に至る5件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第51号世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、条例の適用区域を拡大する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第52号世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、高齢者障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の改正に伴い、劇場等の客席に係る規定を追加するとともに、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第53号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区立玉川野毛町公園の飲食店に関する公園施設の設置等に係る使用料を定める必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第54号財産、仮称世田谷区立北烏山7丁目緑地用地の取得につきましてご説明

いたします。

本件は、仮称世田谷区立北烏山 7 丁目緑地用地を取得する必要が生じたので、世田谷区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 55 号特別区道路線の認定につきましてご説明いたします。

本件は、新たな特別区道の路線の認定に関するものでありまして、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第 51 号より議案第 55 号に至る 5 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本部健吾都市整備委員会に付託いたします。

次に、日程第 10 号上程いたします。

日程第 10 号議案第 56 号世田谷区立中学校における火災に係る和解。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 56 号世田谷区立中学校における火災に係る和解につきましてご説明いたします。

本件は、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本県の災害防犯オウム問題対策等特別委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

女子度異議なしと認めます。

よって本件は、災害防犯オウム問題対策等特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 16 を上程いたします。

日程第 16 議案第 57 号児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 57 号児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議につきましてご説明いたします。

本件は、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について、児童相談所を設置する特別区と協議するため、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定によりご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本件後、子ども・若者施策推進特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって本件は、子ども・若者施策推進特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 17 を上程いたします。

日程第 17 請願の付託。

受理いたしました請願は、請願文書表に掲げました通り、議会運営委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。